

令和5年度（2023年度）
部の取り組み実績

枚 方 市

「令和5年度 部の取り組み実績」について

枚方市では、選択と集中を実現する行政経営システムを構築しています。

このシステムは、市のまちづくりの方針決定を行う、「施策における選択と集中」とそれを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」から成り立っています。

本市では、その具体的な取り組みとして、各部が年度単位で重点的に取り組む事業等を示した「部の取り組み」を作成・公表しています。

この度の「令和5年度 部の取り組み実績」は、すでに公表している同年度の「部の取り組み」に基づき、各部が取り組んだ1年間の実績を示したものです。なお、「部の取り組み実績」の見方は下記のとおりです。

《部の取り組み実績の見方》

令和4年度 (2022年度)	〇〇部の取り組み実績
＜部長の方針・考え方＞	
令和5年度の部の取り組みについて、部長の方針・考え方を記載しています。	

具体的な取り組み：〇〇〇〇〇

「令和5年度 部の取り組み」に記載した重点施策・事業を転記しています。

実 績	重点施策・事業として掲げたものに対する実績を記載しています。 <>内は数値実績を記載しています。
説 明	重点施策・事業の実績の説明を、実績欄の番号に対応させて記載しています。また、令和6年度に引き続き又は発展的に取り組むものについては、具体的な取り組み内容及び見通しを記載しています。

目 次

危機管理部	P. 1
市長公室	P. 6
総合政策部	P. 13
市駅周辺まち活性化部	P. 20
市民生活部	P. 23
総務部	P. 29
観光にぎわい部	P. 36
健康福祉部	P. 47
福祉事務所	P. 57
保健所	P. 63
子ども未来部	P. 70
環境部	P. 79
都市整備部	P. 86
土木部	P. 94
会計管理者	P. 104
上下水道局	P. 106
市立ひらかた病院	P. 113
総合教育部	P. 118
学校教育部	P. 122
選挙管理委員会事務局	P. 131
監査委員事務局	P. 133
農業委員会事務局	P. 135
市議会事務局	P. 137

※市議会事務局及び行政委員会事務局等についても、あわせて掲載しております。

令和5年度 (2023年度)	危機管理部の取り組み
<部長の方針・考え方> いつ起こるかわからない大地震や近年被害が激甚・頻発化している風水害などの自然災害等から市民の生命・財産を守るため、平常時から地域や関係団体との連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の更なるレベルアップを進めます。 また、日常生活における市民の安全安心を守るため、地域と連携して防犯活動に取り組むほか、市民の財産を脅かす特殊詐欺や悪質商法などに対する取り組み強化を進めます。	
<部の構成> 危機管理政策課 危機管理対策推進課 消費生活センター	<主な担当事務> (1) 危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整 (2) 危機管理に係る初動体制の確立及び総括 (3) 防災・消防団及び防犯に関すること (4) 消費生活に関すること

重点的な取り組み：LED 防犯灯の補助制度の推進

夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び維持管理を行う自治会等に対し、これまで LED 防犯灯を新設した場合の補助を行ってきました。こうした中、平成 25 年度から 29 年度にかけて LED 化を進めてきた防犯灯が適正交換時期を順次迎えるにあたり、経年劣化した LED 防犯灯の取替及び修繕を新たに補助対象に加えるとともに、補助金を増額するなど、令和 4 年 11 月から大幅に拡充・見直した補助制度を開始しました。

これらの制度見直しについて、地域から寄せられた意見やアンケートなどにより補助制度のモニタリングを行い、今後、より円滑に取替が進められるよう各地区（小学校区）に配分している予算の精査を行う等、本補助制度の最適な執行方法等について継続的に検証していきます。

実 績	① LED 防犯灯の取替・修繕補助制度の運用。 ＜令和5年度 取替 1,006 灯、修繕 20 灯＞ ② 令和5年11月より防犯灯のLED化補助制度を創設。
説 明	① 令和4年度に新たに創設した補助制度について校区の会議等に出向いて説明を行うなど、円滑に取替が進められるよう努めました。 ② 取替・修繕補助制度を運用する中で、現在も蛍光灯等の防犯灯が存在することが判明したことから、全自治会等にアンケート調査を実施したうえで、電気料金や環境負荷低減を図る観点から、LED化を補助メニューに加えました。

重点的な取り組み：特殊詐欺被害対策の推進

本市の令和3年の特殊詐欺認知件数は、77件で政令指定都市を除いて府下ワースト2位、令和4年の速報値では67件（※速報値のため今後変動する場合があります。）でワースト6位となり、順位こそ下がっていますが、認知件数は依然高い水準で推移しています。この状況は、本市だけでなく、近年、刑法犯罪の中でも特殊詐欺の認知件数が大阪府下全域で増加しています。そのため、平時からの啓発やアポ電発生情報が入った際の当該地付近を青パトで巡回しての注意喚起に加え、警察や防犯関連団体等と連携しながら、より効果的な対策の検討も進めていきます。

実 績	① 広報ひらかたへ特集記事の掲載。 ② 特殊詐欺被害防止に向けた職員研修を実施。＜１回＞ ③ 地域へのチラシ配布による啓発。＜枚方市防犯協議会 45 支部＞
説 明	① 従来から実施しているホームページや市公式 LINE 等での情報発信に加え、枚方警察署と連携し、広報ひらかた 7 月号で手口や対策を紹介する特集記事を掲載し、広く市民に被害防止啓発を行いました。 ② 枚方警察署員を講師に招き、本市の特殊詐欺被害の実態や防止方法等、特殊詐欺に関する研修を実施することで、職員の特殊詐欺に対する意識の醸成を図りました。 ③ 本市で多い手口や対策を紹介したチラシを作成し、枚方市防犯協議会の各支部を通じて地域に配布し啓発を行いました。

重点的な取り組み：自ら避難が困難な避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定推進

令和 3 年 5 月に、災害対策基本法が改正され、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、庁内プロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進める部分などについて協議を重ね、令和 4 年度は、内閣府のモデル事業を通じて市内の自治会と連携し、個別避難計画を策定（件数 5 件）しました。

令和 5 年度は、昨年度のモデル事業を通して得た知見を、他の地域に共有していくことで、個別避難計画の策定を進めていくとともに、福祉専門職から得たアドバイスを参考に、災害リスクに応じた計画策定の優先度についても整理していきます。

実 績	① 自治会等で 8 件策定（累計）。 （内訳 自治会 6 件、民生委員・児童委員 2 件）
説 明	① モデル事業を通して得た知見から、河川氾濫により浸水するおそれのある自治会等で個別避難計画を策定しました。

重点的な取り組み：「広域避難」の実現と地区防災計画の策定支援

風水災害時における、より安全な避難には、浸水想定区域外に避難する『広域避難』が求められますが、その実現には浸水が想定されている校区の自主防災組織が、校区外のどの避難所に、いつ、どうやって避難するかを具体的に決めておくことが必要です。

令和 4 年度は、『広域避難』について、6 つの校区がそのルール化に着手し、地域間で協議した結果を反映させる形で地区防災計画を策定しました。

引き続き、広域避難のルールづくりを支援するとともに、令和 4 年度の取り組み事例の共有を進め、広域避難の重要性について周知を図ります。

加えて、地域がその自主性にに基づき、取り組むべき課題や対応方法を決定し、地区防災計画として策定する場合や、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を計画として策定する場合についても引き続き支援していきます。

実 績	① 5 つの校区で広域避難についての地区防災計画を策定。 ② 広域避難の取り組み事例を、各自主防災組織に共有。
-----	--

説 明	① 5つの校区（藤阪・田口山・菅原・伊加賀・枚方）に対して広域避難についての地区防災計画の策定支援を実施しました。また、策定した計画に基づき、枚方ひこ防' z（枚方市総合防災訓練）にて避難訓練を実施するとともに、災害が起きた時、住民が取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・どんな情報を・どんな手段で・誰に伝えるのか」などを定めたコミュニティタイムラインを作成しました。 ② 市内自主防災組織で構成される「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」にて、事例共有を行いました。
-----	---

重点的な取り組み：家具の転倒防止など住居の安全対策の徹底

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊等による窒息死や圧死によるものであったとの統計データが残っています。

令和4年度は、イベント内の防災ブースや市の公式LINEでアンケートを実施（回答数 約1,700件）するとともに、地震と家具固定をテーマとして総合防災訓練を実施しました。

アンケートの結果では、転倒防止対策を行っていない人は約52%であり、その要因として「面倒で先延ばしにしている」、「対策の作業ができない、方法がわからない」などの声が多数寄せられたことから、引き続き防災講座やイベントなどで、家具固定に関する普及啓発に取り組むとともに、より実効性の高い取り組みについても検討していきます。

実 績	① 防災出前講座や枚方市総合防災訓練のイベントブース内で普及啓発を実施。 ② 家具転倒防止の実施率を高めるための支援策を検討。
説 明	① 防災出前講座の中で、家具固定の必要性を解説するとともに、令和5年10月14日（土）に開催した枚方市総合防災訓練内のイベントブースで、家具固定器具を展示するなどの周知啓発を実施しました。 ② 家具の転倒防止を推進するにあたり、災害時に避難行動を取ることが困難な方々を対象とした支援策の精査に着手し、引き続き実効性の高い取り組みについて検討していきます。

重点的な取り組み：備蓄・物流管理システムの検討について

大規模災害時には、多数の職員が備蓄物資の搬出に関わることから、在庫管理や搬出管理が非常に煩雑になることが想定されています。

また、消費期限のある備蓄物資の平時管理については、期限の到来が近づいた際に、自主防災訓練や防災イベントでの配布や、生理用品等については、経済的な理由でその購入が難しい方に配布するなど、貧困対策事業の一環として有効活用を図っているところです。

このような状況の中で、災害時における在庫管理・搬出管理の円滑化と平時における管理の省力化を進めるため、令和4年度から開始した公民連携による取り組みを継続し、民間企業の倉庫管理ノウハウを活用した、備蓄・物流管理システムの必要性について検討を進めます。

実 績	① 公民連携の取り組みを活用し備蓄・物資管理システムの導入。
-----	---------------------------------------

説 明	① 災害時において配送事業者や物資調達事業者との連絡調整、備蓄倉庫や避難所における物資の流れを一元的に管理でき、平常時においては使用期限のある物資の適正管理や物資の搬入や搬出を適切に管理するため、公民連携の取り組みの中でシステム事業者と協議を実施しました。実証実験により機能の精査を行い、令和6年度のシステムの導入に向けて検討を重ねました。
-----	--

重点的な取り組み：消防団の自然災害対応力強化と地域連携強化について

消防団は、消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動など、地域防災の中核として重要な役割を果たしています。

自然災害が激甚化・多様化する中で消防団員に求められる役割も火災対応だけでなく、風水害への対応や地域の自主防災組織と連携した防災活動に広がりつつあります。

このような状況の中で、風水害時における災害対応力を強化するため、新たに土砂災害発生時を想定した救出訓練を実施します。

また、地域と消防団の連携強化につなげるため、令和4年度に消防団幹部とコミュニティ連絡協議会役員との意見交換会を実施したところであり、令和5年度は自主防災組織ネットワーク会議に、新たに消防団が参画するなど地域との更なる連携強化を進めます。

実 績	① 土砂災害が発生しても即時に対応できるよう、土砂の除去や人命救助を想定した実践的な土砂災害対応訓練を実施。 ② 自主防災組織ネットワーク会議では消防団活動の紹介や活動の情報発信等により地域と連携強化に向けた取り組みを推進。
説 明	① 令和5年5月14日（日）に96名の消防団中堅幹部団員が訓練を行い、土砂災害などの災害発生時には迅速な人命救助を行うことで市民の生命や財産を守り、被害の軽減が図れるような訓練を行いました。 ② 令和5年6月13日（火）と令和6年1月30日（火）に開催した自主防災組織ネットワーク会議に消防団幹部が参画し、消防団の任務や特性、組織体制など消防団としての役割や活動紹介を通じて地域との更なる連携の強化を図りました。

重点的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発物品の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に令和4年4月の成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへ相談していただけるよう、市内各所でのPR活動等を通じ、当センターの周知に努めるとともに、訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域を重点的に青色防犯パトロール車で巡回する取り組みを継続して行います。

あわせて、高齢者、障害者、認知症等により判断能力が不十分となった方を地域で見守るため、平成31年4月1日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関（枚方警察署、交野警察署、大阪弁護士会、地域包括支援センター等）と連携し、そうした方々が消費者トラブルに遭われている場合には速やかに当センターへ繋いでいただくなど、消費者被害の未然防止・早期解決を図ります。

実 績	① 消費生活相談窓口の周知・啓発。＜消費者被害防止キャンペーン 1 回開催、消費者教育講演会 1 回開催、くらしの赤信号 12 回発行＞ ② 成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発の取り組みの推進。 ③ 青色防犯パトロール車による巡回。＜毎週水曜日＞ ④ 消費者被害の未然防止・早期解決の取り組みの推進。＜消費者安全確保地域協議会 1 回開催、消費者被害のお知らせ 14 回提供＞
説 明	① 消費生活相談窓口の周知のため、広報ひらかたや市ホームページに消費生活センターの相談専用電話番号や土曜・日曜・祝日も相談できる消費者ホットライン 188（いやや!!）を掲載しました。啓発については、市民の消費者問題に対する意識の向上や当センター周知のため、啓発チラシ・ティッシュ等を配布する消費者被害防止キャンペーンの実施や、消費者が自らの利益擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動できるよう消費者教育講演会を実施しました。また、消費者被害の事例を記載した「くらしの赤信号」を月 1 回作成し、市ホームページに掲載及び庁内関係部署等へ配布しました。 ② 令和 4 年 4 月からの成年年齢引き下げに伴い若年者の消費者被害の未然防止を図るため、ホームページや SNS を活用した情報発信を行いました。また、令和 6 年度に 18 歳に到達される方へ発送した啓発はがきや「はたちのつどい」の記念小冊子に消費者トラブルの手口等を学べる QR コードを掲載しました。 ③ 訪問勧誘販売などの悪質な消費者トラブルの情報が当センターに寄せられた地域を中心に、毎週、青色防犯パトロール車で啓発放送を流しながら巡回し、注意喚起を行いました。 ④ 高齢者等を地域で見守り、消費者被害の未然防止・早期解決を図るために設置した「消費者安全確保地域協議会」を開催し情報共有や意見交換等を行いました。また、徘徊高齢者 SOS ネットワークを活用し、市内介護事業所等へ月 1 回「消費者被害のお知らせ」で消費者被害の事例について情報提供するとともに被害にあった場合は消費生活センターへ連絡いただくようお知らせしました。

令和5年度
(2023年度)

市長公室の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

「誰一人取り残されないまちづくり」に向け、常に市民と向き合い、寄り添い、思いを共有しながら全職員が一丸となって、積極的かつ創造的に施策を展開していきます。これを成し遂げるためには働く職員が心身ともに良好な状態を保ち、仕事に意義を感じながら個性や能力を発揮できることが何にも増して重要です。皆で良いものをつくり上げようと思いを重ねることができる健全な組織運営づくりに全力を尽くします。

重点的な取り組み：健康経営を踏まえた組織・人材マネジメントの推進

認証を得た健康経営の観点をはじめ、人材マネジメント管理職部会による「職位ごとの役割の明確化」といった分析や提言について、部内で共有するとともに各職場で議論する機会をつくるなどすることにより、所属長がマネジメント業務の優先度を高める意識を持つよう取り組みます。

実 績	① 人材マネジメントの推進に向けた管理職による「協議体（マネ協）」の設置およびグループウェアシステムの活用。
説 明	① 人材マネジメント管理職部会から提言のあったマネ協については、課長代理以上の管理職を対象に2月27日と3月22日の2回開催しました。1回目はマネ協の考え方や目指すべき方向性について市長公室長から説明後、全員で意見交換を実施。2回目は次長がファシリテーターとなり、庁内全体として抱える課題や提言の意義などについて理解を深めるためマネ協設置の提言者である管理職部会メンバーを招き、現場の実情にも触れながら意見を交わしました。その後、グループウェアシステムを活用し、管理職同士で随時意見交換できるスペースを開設。マネジメントに関するさまざまな分野での考え方や取り組みも共有するなどして、室内全体の意識啓発につながるよう努めました。

重点的な取り組み：あらゆる人権侵害を許さない市の姿勢を発信

人権施策をより効果的・総合的に推進するために策定した「人権尊重のまちづくり基本計画」の実効性を高めるため、人権施策の進捗管理を行うとともに、社会問題化しているヘイトスピーチやインターネットによる誹謗中傷などあらゆる人権侵害を許さないという市の姿勢を発信するため、「人権尊重のまちづくり条例」の改正に向け検討を進めます。

実 績	① 人権擁護推進本部、人権尊重のまちづくり審議会において、人権尊重のまちづくり基本計画の進捗管理を実施。 ② 人権尊重のまちづくり審議会に人権尊重のまちづくり条例の見直しを諮問し、答申、市民意見の聴取を踏まえ、条例を改正（令和6年3月7日施行）。
-----	--

説 明	① 人権尊重のまちづくり基本計画の実効性を高めるため、人権擁護推進本部、人権尊重のまちづくり審議会において、各委員等からの意見等を踏まえて進捗管理を実施し、市民公表を行いました。 ② 人権尊重のまちづくり条例の見直しについて、人権尊重のまちづくり審議会へ諮問を行い、同審議会での議論、市民意見の聴取を行いました。同審議会からの答申後、人権擁護推進本部において条例改正案を作成し3月定例会議での議決を経て同条例が3月7日付けで施行されました。主な改正点としては、市民の役割や事業所の責務のほか人権侵害行為の禁止を明記しました。
-------------------	--

重点的な取り組み：被害者に寄り添った解決目指す「いじめ」相談窓口を開設

「いじめ」を市全体の問題として捉え、従来からの学校・教育委員会での対応に加えて市長部局での防止対策に取り組めます。相談窓口を開設し、把握した行為については迅速に対応するとともに、被害・加害の背景にある福祉的な課題にも目を向け、関係部署とも連携しながら被害者に寄り添った解決を目指します。また、いじめ防止に向けた広報・啓発を行い、効果的ないじめ防止対策を検討します。

実 績	① 令和5年7月よりいじめ相談窓口を開設。 ＜いじめ相談件数 68 件：電話 31 件、手紙 28 件、面談 5 件、メール 4 件＞ ② 教育委員会と連携会議等を開催。 ＜回数：25 回、情報共有したいじめ件数：31 件＞ ③ いじめお手紙相談用紙の配付（学期に1回）や、中学校の総合学習（テーマ：いじめ対策等）の参画等、児童生徒に対していじめ防止についての啓発を実施。
説 明	① 令和5年7月よりいじめ相談窓口を開設し、電話、手紙等で相談を受け、相談者に寄り添い傾聴、助言等を行うほか学校での面談等の対応を行いました。 ② 教育委員会と連携を行う会議を定期的に開催し、いじめに係る相談案件やいじめ防止対策等について情報共有や協議を行いました。 ③ いじめ相談窓口のポスター掲示やいじめお手紙相談用紙を配付するなど、いじめ防止の啓発等を行いました。

重点的な取り組み：ジェンダーギャップ解消へ男女共同参画を推進

第3次男女共同参画計画改訂版に基づき、DV防止に向けた啓発、政策及び方針決定過程への女性参画の促進、固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気付きを促すなど、ジェンダーギャップ解消の実現に向け取り組みを進めます。特に「身体的性差への理解促進」は男女共同参画推進の基盤となる取り組みであり、女性の負担軽減につながることから、本庁舎トイレに生理用品を配置するとともに配置場所の拡大も検討します。

実 績	① 市内小学校 8 校、中学校 14 校において DV 予防教育プログラムを実施。 ② ジェンダーギャップ解消の実現に向け、市民向け講座やイベントを実施。 ③ 本庁舎トイレをはじめ、市内公共施設への生理用品配置を拡大して実施。
説 明	① DV 防止に向けて、暴力の被害者にも加害者にもさせない、子どもの頃からの働きかけが重要であることから、市内小学校 8 校の 4 年生を対象にした「DV 予防教育プログラム」、中学校 14 校において「デート DV 予防教育プログラム」を実施しました。 ② 国が定める男女共同参画週間において、「みんな“男”がわからない？～一般男性の話から見えた生きづらさと男らしさのこと～」をテーマにオンライン講座を実施したほか、女性のための起業セミナー、働く女性のコミュニケーション講座などを実施し、市民に向けたジェンダーギャップ解消のための啓発を行いました。 ③ 令和 5 年 4 月に本庁舎本館・別館の女性用トイレに生理用品の配置を開始し、令和 6 年 4 月には市内の図書館、生涯学習市民センター、支所など 29 施設に拡大しました。

重点的な取り組み：コロナ後の社会不安や悩みに寄り添う相談機能の充実

コロナ後の社会状況の変化に伴い多様化・複雑化する市民の不安や悩みに寄り添うため、相談メニューの追加やオンライン相談の拡充に取り組めます。また「市長への提言」は、市民が市長に直接意見を述べるができる貴重なツールであることから、周知に努めるとともに提言に込められた市民一人ひとりの思いを受け止め、担当部署との連携を図りながら市政に反映できるよう努めます。

実 績	① 全日本不動産協会による不動産相談を、新たに市民相談コーナー内で第 3 金曜に実施。司法書士会による登記相談の相談日を、第 1・3 木曜に加え第 2・4 木曜にも拡大して実施。合わせてオンライン相談の拡充について申し入れ。 ② 「市長への提言」として対応した件数<96 件>。 提言の趣旨とそれに対する市の考え方を市ホームページで公表。
説 明	① 相談事業については、多様化・複雑化する市民の不安や悩みにしっかり寄り添い、幅広い相談内容に対応するため、さらなる相談体制の充実に向けた取り組みをすすめています。 令和 5 年度は、不動産売買や空き家問題に対応するため、全国不動産協会と無料不動産相談の覚書を締結しました。また、登記相談では大阪司法書士会と覚書を締結し、相談日を第 1・3 木曜に加え第 2・4 木曜にも拡大して、相続登記義務化のニーズに応えます。 令和 6 年度は、オンラインによる登記相談の実現に向け、関係団体への申し入れと環境の整備をすすめます。

	② 「市長への提言」については、市民から寄せられる声をトリアージし、緊急性のあるもの等は問い合わせとして直接担当部署に転送しています。 いただいた提言は、提言の趣旨とそれに対する市の考え方を要約し、個人が特定できないよう処理を行ったうえで、市ホームページ等で公表を行いました。今後は、提言にもとづく改善事例についても、公表と周知に努めます。
--	--

重点的な取り組み：ワンストップ完結のコールセンターへAIの可能性検討

市役所への最初の問い合わせ先となる総合コールセンターの取り次ぎ時間短縮やつながりにくさの改善といった課題解消に向け、最新AIによる文章生成技術（チャットGPT等）の活用を検証します。検証を通し「よくある質問」（FAQ）検索を強化したチャットボットや音声自動応答（IVR）の導入可能性を検討し、ワンストップで完結するコールセンターの整備を目指します。

実績	① チャットGPTを用いたFAQ（よくある質問と回答集）の自動生成、および書式の統一等の実証実験を実施。 IVR（音声自動応答）による自動アナウンスの導入検討。年間平均応答率<96.0%>、ワンストップ回答率<41.0%>
説明	① 総合コールセンターでは、応答率95%以上、ワンストップ回答率30%以上という数値目標を設定し、応対品質の向上に努めています。 令和5年度は、公民連携プラットフォームを活用し、最新のAI（人工知能）であるチャットGPTによる実証実験を通じて、FAQの自動生成、書式の統一を行い、<373件>のFAQを生成。整備目標である2,500件を達成しました。また、職員提案制度による提案を受け、自動アナウンスを検討しました。次期運用でのIVRの実装を目指します。 令和6年度は、IVRによる自動アナウンスの開始と、実証実験で整備したFAQを活用したチャットボットの導入を実現するとともに、応対品質の更なる改善に向けた取り組みをすすめます。

重点的な取り組み：『伝える』から『伝わる』へ全庁的な情報発信力強化

情報発信施策推進委員会で検討を進めている「ルールづくり」「意識革命」「アピール企画」の3つの取り組みについて、昨年度末に完成した枚方市情報発信ガイドラインを活用し、職員一人ひとりの意識を高めることを目指す研修や多様なツールを用いた情報発信や、枚方ならではの魅力を市内横断的な連携のもと、市内外に広くアピールする企画の展開を実行していきます。また、市施設に設置を進めるデジタルサイネージやSNS広告といった新たな媒体の効果的な活用も検討します。

実 績	① 情報発信ガイドラインを活用した全庁的な情報発信意識の醸成を図るとともに、より具体的な発信手法を示すガイドライン「スキル編」を作成。 ② 子育てをテーマに、市の特徴的な取り組みやまちの魅力に関する情報を組織横断的な体制のもと強力に発信する「アピール企画」を展開。 ③ SNS広告など新たな媒体を用いたプロモーションを実践。
説 明	① 「伝えるから伝わるへ」をテーマに、庁内の情報発信に係る意識改革を図るため、庁内各部署の広報担当者を対象に情報発信ガイドラインを用いた情報発信研修を令和5年8月に実施しました。また、本研修での意見等を踏まえ、効果的な情報発信を行ううえでの具体的な手法を整理したガイドライン「スキル編」を作成し、全庁的に周知を図りました。 ② 子育てにまつわる市の魅力を総合的・継続的に発信するため、「だから、枚方」をキャッチコピーに設定しました。広報紙や市ホームページ、デジタルサイネージなど多様な媒体に多くの市民に登場いただき、それぞれが思う子育て環境の良さを市民の視点から発信しました。 ③ 「だから、枚方」の展開において市外への積極的なプロモーションを図るため、令和6年2月から3月にかけて、インスタグラム広告など新たな媒体を活用して市ホームページ特設サイトへの流入拡大を図った結果、アクセス数が約3,000件と通常時の25倍となりました。

重点的な取り組み：みーんな枚方家族！市内外ヘシティプロモーションの実践

市民のまちへの愛着を深めるツールである市テーマソング「この街が好き」のさらなる認知度を向上させ、若者から高齢者まで幅広い世代に人と人との繋がりを大切にした取り組みを進めます。また、市PR大使による発信やシティプロモーションサイトのコンテンツ充実により市外への発信力も高め「暮らしたくなるまち」をアピールします。これらの取り組みにより枚方の認知度を向上させ「好きになってくれるなら、みーんな枚方家族」をキャッチフレーズに、市内外の人と人の輪を広げていきます。

実 績	① 市テーマソング「この街が好き」を通したシビックプライド醸成を図る取り組みとして市民参加型のカラオケ大会を実施。 ② 市PR大使に、YouTuberやオペラ歌手、俳優など多様な分野における枚方市ゆかりの著名人6組を新たに委嘱。 ③ 「枚方家族」をキャッチフレーズに人と人の輪をつなげるための新たな企画として、市のキャラクター「ひこぼしくん」が市民の特別な日や記念すべき日に駆け付ける新たな企画を実施。
説 明	① 令和6年1月27日に市テーマソングをはじめとした「枚方を感じる曲」をエピソードとともに披露する「枚方カラオケフェスティバル」を開催しました。延べ113組の出場応募、観覧には抽選で約300人が来場され、歌を通じたまちへの愛着醸成につなげました。

	② 新たに就任いただいた6組のPR大使については時期を分けて順に発表し、就任にかかる話題性を高めるとともに、既存の16組も含め、各種イベントへの出演や広報紙企画・市PR冊子で取り扱うなど、多様な場面において効果的に市の魅力を発信しました。 ③ 「ひこぼしくん」が素敵な記念日を演出する企画を実施し、公募により3組を訪問しました。本事業も含め様々な機会を通じて創出した市民や事業者等との繋がりを大切にしながら、「枚方家族」をキャッチフレーズに、今後も広がりあるプロモーションを実践します。
--	---

重点的な取り組み： 地域活動の課題解決へ活性化を推進

自治会加入率の減少やコミュニティ・自治会の高齢化、役員の担い手不足といった課題を解決するため、コミュニティ・自治会活動における①好事例の情報共有や校区間の意見交換②運営に関する相談窓口の設置・講習会の実施③地域と大学生の協働などの取り組みを、枚方市コミュニティ連絡協議会と連携して進めます。

実 績	① 地域活動における好事例の情報共有や校区間の意見交換。 ② コミュニティ・自治会運営に関する相談対応や講習会の実施。 ③ 地域と大学生の協働などの取り組み。
説 明	① 枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、コミュニティ・自治会にアンケートを実施した上で、課題解決に向けたブロック単位での意見交換を行いました。アンケートや意見交換で報告のあったコミュニティ・自治会の運営に役立つ事例については、同協議会で情報共有のうえ、校区コミュニティ協議会運営ハンドブック及び自治会運営ハンドブックに掲載し、市ホームページにおいて公開しています。 ② 枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、コミュニティや自治会役員等の負担軽減を図るため、運営ハンドブックを活用した相談対応や講習会を実施するなど、運営面でのアドバイスを行いました。 ③ 枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、担い手不足の解消等、地域の課題解決に向けて、大学との協働の取り組みを行い、1校区が令和4年度から継続して摂南大学現代社会学部との取り組みを進めました。

重点的な取り組み： 地域の情報共有ICT化を段階的に

役員の負担となっている回覧・掲示物の仕分けや地域住民への周知について、情報共有の迅速化・効率化を図るため枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、LINEを活用した情報共有のICT化を段階的に進めます。

実 績	① 地域における情報共有の I C T 化の推進。
説 明	① 枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、地域でより一層 ICT 化を普及するための仕組みづくりについて検討を行い、地域内での情報共有の ICT 化を推進する「ICT 推進員」を設置することとしました。また、ICT 推進員を育成するため、令和 6 年 2 月に各校区から選出された受講者を対象に ICT 推進員育成研修会を実施しました。

重点的な取り組み：行政課題の解決につながる財源確保に向けた取り組み

寄附等による財源確保策については、企業の関心が高い分野の施策を重点的に PR するとともに、企業への積極的なアプローチによって企業版ふるさと納税による寄附の促進を図ります。あわせて、更なる財源確保に加え、市内産業や地域の活性化に繋げていくために新たな寄附制度の構築を進めます。

実 績	① 企業版ふるさと納税による寄附の獲得に向け、積極的に企業訪問を行うとともに P R 支援等を専門的に行う事業者に対して業務委託を行い、更なる寄附獲得に向けた取り組みを推進。令和 5 年度寄附受入額＜24,600,000 円＞ ② 個人版のふるさと納税制度について、新たなポータルサイトの導入や返礼品事業者の開拓等により寄附受入を拡大。 令和 5 年度寄附受入額＜224,415,595 円＞ ③ ふるさと納税制度を活用し市内産業や地域の活性化に繋げていくための新たな制度構築に向け庁内検討を実施。
説 明	① 企業版ふるさと納税による寄附獲得の取組として、昨年度に引き続きパンフレット等 P R ツールを作成するとともに、P R 支援業務等を行う事業者との業務委託契約を締結し寄附企業とのマッチングに向けた働きかけを行うことで、9 件の寄附獲得につなげました。 ② 個人からのふるさと納税については、寄附受け入れの拡大のため新たなポータルサイト「ふるなび」を導入するとともに、市内事業者との連携で開発した「うまい棒専用ケース」をはじめ 63 種の返礼品の新規登録を行い、寄附金額は令和 4 年度と比較して約 7,119 万円増加しました。 ③ ふるさと納税による寄附金を活用し、地域企業のプロジェクト等の支援に繋げる新たな制度の運用開始に向け、地域企業からの課題の把握や、制度構築に向けたスケジュールに関して庁内検討を進めました。

令和5年度 (2023年度)	総合政策部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 多様化する社会課題に対応しつつ、持続可能な行財政運営を行っていくため、課題の本質を捉えたうえで、より良い改善策を設定していきます。そのため、部内各課が連携のうえ、総合的に捉える視点と“できるようにする”チャレンジ精神で臨んでいきます。 また、2025年大阪・関西万博を約2年後に控え、これまで取り組んできた「ひらかた万博」をさらに発展させ、本市への愛着、地域経済の活性化へとつなげていきます。 ①市民目線での課題解決を常に意識し、各部と共に考え、共に前進 ②様々な社会変化に対応する施策展開と行財政改革 ③DXの推進、スマート自治体の実現に向けたICT施策の展開 ④効果的な予算編成と健全な行財政運営への取り組み ⑤市民サービスの向上と行政課題の解決に向けた公民連携の推進	
＜部の構成＞ 企画政策室企画課 企画政策室政策推進課 財政課 行革推進課 DX推進課	＜主な担当事務＞ (1) 市の政策、予算の編成、財政に係る事務 (2) 2025大阪・関西万博に関連する事務 (3) 公民連携に関する事務 (4) 行政評価・行政改革に係る事務 (5) DX推進に係る事務

重点的な取り組み：大阪・関西万博を契機とした本市独自の「ひらかた万博」の更なる推進

2025年大阪・関西万博を契機にまちへの愛着向上や地域経済の活性化を図るため、本市独自の取り組みである「ひらかた万博」を推進します。

具体的には、多様な主体との共創により、市域全体を「パビリオン」と見立て、本市ならではの地域資源を活かした日常的に誰もが楽しめるイベントや体験型サービスなどを展開することで、市民はもとより、海外及び市外からの来訪者を含め、本市のファンを増やすとともに、それらの効果的な情報発信により市の認知度を高めます。

また、市内外の事業者等が参画する「共創プラットフォーム」では、まちの魅力を高める民民・公民による共創アイデアの実現に向けて、テーマに応じた部会を設置するなど、実効性のある組織づくりを進めます。なかでも、豊富な自然的資源を有する東部地域については、重要な共創拠点の一つと位置付け、自然や歴史・文化等の地域資源と、事業者等が持つ技術、サービスを活かすことで新たな特産品・観光コンテンツを創り出し、持続可能なビジネス創出による地域活性化に取り組みます。

これら「ひらかた万博」の推進にあたっては、「ひらかた万博推進基金」を効果的に活用する仕組みを構築するとともに、更なる寄附獲得に向けた情報発信を行います。

実 績	① 市の主催事業や事業者によるイベント等を「ひらかた万博パビリオン事業」として位置づけ、広報などを支援。 ＜パビリオン事業数：70件（令和6年3月末現在）＞ ② 「ひらかた万博共創プラットフォーム」で共創に向けた対話により登録事業者の増加。＜登録事業者数：138団体（令和6年3月末現在）＞（参考：
-----	--

	令和5年度3月末現在 63団体) ③ ひらかた万博推進基金を原資とした「ひらかた万博共創事業創出補助金」を令和5年12月に創設し、登録事業者等へ活用に向けて周知。
説 明	① 「ひらかた万博」の推進に向け、市の主催事業や事業者によるイベント等を「ひらかた万博パビリオン事業」として位置づけ広報支援を行うとともに、ひらかた万博の周知・啓発グッズの配布によるPRを行いました。 3月にはひらかた万博を知ってもらうPRイベントを開催し、ひらかた万博共創プラットフォームの参画事業者による東部地域の野菜や特産品、淀川のヨシを活用した生活雑貨等のブース出展のほか、枚方ゆかりの吉本興業の芸人を交えて参加者とともにひらかた万博についての理解を深めるとともに、新たな観光コンテンツや特産品のアイデアを考える機会を創出しました。 令和6年度は、観光コンテンツや特産品等について効果的に情報発信するなど、国外や市外からの誘客につなげ、市の魅力向上に努めます。 ② 「ひらかた万博共創プラットフォーム」の参画事業者と共創に向けた対話を重ねました。対面とオンラインによるハイブリット形式による会議を計3回開催し、近畿経済産業局や日本国際博覧会協会による大阪・関西万博の取り組みや各種情報発信のほか、様々な事業者からの共創アイデアの発表や、事業連携に向けた相互の情報交換を進めました。 令和6年度は、新たな共創事業の創出や提案されたアイデア等の実現に向け、事業者間の情報交換をさらに活性化することで、地域資源を活かした特産品や魅力的な観光コンテンツの創出を促進します。 ③ ひらかた万博推進基金を原資とした補助金を創設し、登録事業者等へ活用に向けた周知を行いました。 令和6年度は、補助金の活用に向けて、機会を捉えて事業者への丁寧な説明を行うとともに、事業者間のマッチングを図り、観光コンテンツや特産品などの創出を促進します。

重点的な取り組み：SDGs 達成に向けたさらなる取り組み

2030年SDGsの達成に向けて、令和3年7月に策定した「枚方市SDGs取組方針」に基づき、SDGs17の目標と第5次枚方市総合計画に掲げる施策目標を連動させて施策を展開します。

また、昨年運用を開始した枚方市SDGs推進登録制度については、「すまいるメンバー」「すまいるプロジェクト」への登録を推進し、“ジブンゴト”としてSDGsの課題解決と持続可能なまちづくりに関わる市民や事業者等の輪を広げることで、ひらかた万博のキャッチコピー“みんなで創ろう！この街の未来”の実現に取り組みます。

実 績	① SDGsに係る標語の掲示。＜標語件数：33件、R5.9.19～9.29 9日間＞ ② 令和6年2月に若手職員向けのワークショップを実施。 ＜参加者数：32人＞
-----	---

	③ 市民や事業者等の SDGs の課題解決の達成に向け枚方市 SDGs 推進登録制度の登録を推進。＜令和 6 年 3 月末現在すまいるメンバー 47 事業者、すまいるプロジェクト 44 事業者が登録＞ ④ 2024 年度 SDGs 未来都市に本市の取り組み内容を提案。
説 明	① SDGs 達成に向けた行動変容に繋がる標語を作成し、SDGs 週間に合わせトイレやエレベーターなど、目に留まりやすい庁舎内スペースへ掲示しました。 ② SDGs の学習教材による課題解決の思考力を養うためのワークショップを実施し、SDGs への理解を深めました。 ③ 個人や事業者の SDGs につながる取り組みを市ホームページ等で公表することで SDGs の意識醸成を図りました。また、登録事業者との連携事業として、市内の中学校や高校とのマッチングを行い、SDGs をテーマとした総合学習での課題解決型ワークショップを開催し、児童や生徒の「ジブンゴト」意識の醸成を通じて、持続的な社会の担い手づくりを推進しました。 ④ 本市の持続可能な発展を目指し、第 5 次総合計画の 5 つの基本目標を SDGs において提唱されている「経済」「社会」「環境」の 3 側面で捉え、2024 年から 2026 年の 3 年間の取り組みをまとめた全体計画及び東部地域の活性化をテーマとするモデル事業を提案書として取りまとめ、内閣府に提出しました。

重点的な取り組み：③街区における（仮称）市民窓口等の検討

令和 6 年度前期にオープン予定の、③街区における（仮称）市民窓口等について、市民等利用者が便利で利用しやすいと実感していただける窓口を目指し、関係部署との連携を図りながら窓口の供用開始に向けた取り組みを進めます。

なお、窓口の在り方については、デジタル技術の活用により、様々な手続きがオンラインで行えるなど、利便性の向上を図るため、業務フロー確立など窓口の実施手法について検討を進めます。

実 績	① デジタル技術を活用した窓口業務の在り方検討。
説 明	① デジタル技術を活用した窓口業務の在り方について、関係部署との連携を図りながら、遠隔窓口システムを活用したオンラインでの相談・手続きをはじめ、複数の手続きにおいて申請書の記入が不要となるワンストップ窓口など、様々な検討を行いました。 令和 6 年 9 月にオープン予定の枚方市駅市民窓口センターでは、窓口 DXSaaS や遠隔相談システムを導入し、「書かない」「待たない」「回らない」をコンセプトとした予約制のワンストップ窓口や、マイナンバーカードを活用した各種証明書の発行が可能なキオスク端末を設置するなど、市民等が利用しやすいと実感できる窓口となるよう取り組みを行いました。

重点的な取り組み：第3期実行計画等の策定による施策の具体化

令和5年度末に最終年度を迎える第5次総合計画基本計画（平成28年度～令和9年度の12年間）を推進するための「第2期実行計画」、「第2期枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第2期情報化基本計画」について、取り組みの効果を検証し、課題を整理したうえで、EBPM（根拠に基づく政策立案）の手法を取り入れた第3期実行計画等の策定に取り組みます。

また、当該計画等の策定にあたっては、令和4年12月に国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を勘案しつつ、整合を図るとともに、多様化する課題の解決や魅力向上につながるよう、施策の具体化を図ります。

実 績	① 第3期枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和6年度～令和9年度）を策定。 ② 第3期実行計画の策定に向けた取り組みを実施。 ③ デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の実施 <令和5年度実施分採択額：123,410千円（2事業合計）> <令和6年度実施分採択額：92,270千円（2事業合計）>
説 明	① 国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、外部有識者からの意見も聴きながら策定・公表しました。人口減少が進む中においても、持続可能な発展により誰もが幸せを実感できるまちの実現に向けて、子育て世帯のさらなる転入超過を目指すとともに、デジタル技術の積極的な活用や関係人口の創出による賑わいづくりや産業の活性化を図るなど、魅力的なまちづくりを進めていきます。 ② 第3期実行計画の策定にむけ、総合計画基本計画の施策目標に対する第1期、第2期の総括や市民意識調査の結果を踏まえ、最終4年間で取り組むべき施策を定めました。また施策の対象となる具体的な取り組みの選定や指標等の設定を進めました。 ③ デジタル技術の活用による課題解決や市民サービスの向上のため、国の支援制度である「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用し、電子図書の充実、公共施設へのフリーWi-Fi、デジタルサイネージ導入、都市づくり情報GIS整備事業を進めた。令和6年度についても、2事業の内示を得ており、引き続き同交付金を活用した地方創生の取り組みを進めていきます。

重点的な取り組み：行財政改革プラン2020に基づく取り組み

計画期間の最終年度となるため、個別改革課題の取組目標の達成に向けた着実な推進を図ります。また、持続可能な行財政運営や更なる市民サービスの向上を見据えるにあたり、現プランのこれまでの取組結果を踏まえ、令和6年度を始期とする新たな行財政改革プランの策定について検討を進めます。

実 績	① 「行財政改革プラン 2020ー新たな改革ステージへ」の適切な進行管理。 ② 「行財政改革プラン 2024ー未来につながる“いま”を改革ー」の策定。
説 明	① 同プランに掲げる個別改革課題について進捗状況を確認・検証のうえ、令和 6 年 3 月時点の取組実績および効果額(見込額)を集約し、「行財政改革プラン 2020 別冊 (ver. 8)」として令和 6 年 3 月に改訂・公表しました。 ② 「行財政改革プラン 2020」が令和 5 年度に計画期間を満了するにあたり、人口減少・少子高齢化への対応や Society5.0 の到来、新型コロナウイルス感染症の流行といった予測困難な社会変化などを踏まえ、継続して行財政改革の取り組みを進めるため、令和 6 年 3 月に「行財政改革プラン 2024ー未来につながる“いま”を改革ー」を策定・公表しました。令和 6～9 年度の計画期間において、毎年度、進捗状況を確認・検証し、必要に応じて取組目標・目標効果額の見直しを行いながら、より分かりやすく、スピード感のある行財政改革を推進していきます。

重点的な取り組み：安定した財政運営の維持への取り組み

将来に向けて安定した財政運営を維持するため、アフターコロナを踏まえた DX 化の推進をはじめとした社会情勢や行政需要の変化及び物価高騰による影響など歳入・歳出両面からの財政負担への影響を踏まえた上で、枚方市駅周辺の再整備を始めとした本市の重点的な事業について、着実に推進していけるよう、長期的な視点による財政状況の把握に努めます。また、限られた財源の中で、効果的な予算編成に取り組むことにより、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる強固な財政基盤の確立を目指します。

実 績	① 令和 6 年 2 月に長期財政の見通しを策定。 ② 効果的な令和 6 年度当初予算の編成。
説 明	① 財政を取り巻く環境が厳しい中であっても、市民サービスの低下を招くことなく、将来にわたり安定した財政運営を維持する必要があります。物価高騰による影響及び社会情勢や行政需要の変化など歳入・歳出両面からの財政負担への影響を踏まえた上、今後取り組むことが予定される様々な事業について、その実現可能性を明らかにするとともに、長期的な視点による財政状況の把握を行うことを目的に、「長期財政の見通し」を見直しました。 ② 令和 6 年度当初予算は市民生活に支障をきたすことのないよう経常的な経費のほか、市民の安全・安心や福祉の向上に資するもので、緊急かつ必要性の高い事業や国の制度に基づくものを計上する方針により編成を行い、令和 6 年度一般会計当初予算の規模は、対前年度比 12 億円増の 1,557 億円を計上しました。

重点的な取り組み：公共施設マネジメントの推進

今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」及び「個別施設計画（総合編）」に基づき、施設の「長寿命化」「複合化」「集約化」などを進めて最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。

高陵小学校と中宮北小学校の統合により発生した旧中宮北小学校跡地について、引き続き関係部署との協議・検討を進め、施設総量の最適化も踏まえた活用方法を検討します。

現在、各施設単位で行っている維持管理業務や修繕業務を包括的に委託し、スケールメリットを得るとともに事務の効率化や均質的な施設の情報管理を図る施設の包括管理について、他市状況の収集を進め、本市で導入するにあたっての効果やリスクを検証し、導入施設の検討を行います。

実 績	① 「枚方市公共施設マネジメント推進計画」及び「個別施設計画（総合編）」に基づく施設評価を実施するなど、施設の方向性決定に向けた取り組みの推進。 ② 旧中宮北小学校（禁野小学校）跡地の活用方法の検討。 ③ 包括管理の導入にあたっての情報収集及び協議。
説 明	① 令和4年度決算数値による施設カルテを作成するとともに、一次評価（定量評価）、二次評価（定性評価）を実施しました。 ② 令和9年度以降の旧中宮北小学校（禁野小学校）跡地活用に向け、庁内での意向希望調査結果を踏まえ、活用方法を関係部署と協議・検討しました。 ③ 包括管理の今後の進め方等について関係課と協議を行ったほか、包括管理の導入済みの他市への視察を行い、導入効果や課題等について引き続き情報収集を行いました。

重点的な取り組み：行政課題の解決につながる公民連携

公民連携による取り組みについては、これまでの連携効果や課題等の分析・検証を行いながら、さらなる市民サービスの向上や地域経済の活性化、財政負担の抑制等、様々な行政課題の解決につながるよう取り組みを進めます。

実 績	① 公民連携プラットフォーム等を通じて実証実験等の新たな公民連携により市民サービスの向上につながる取り組みを実施。 <新たに事業に着手した件数：22件>
説 明	① 公民連携プラットフォーム等を活用した取り組みについては、教育・子育てや観光・産業、都市基盤、健康・福祉などの分野において、新たな手法による実証実験を行うなど市民サービスの向上に向けて多岐にわたる取り組みを実施しました。

重点的な取り組み：枚方市教育大綱の総括と改定

令和２年度に策定した教育大綱が、対象期間の最終年度を迎えることから、新たに市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるため、総合教育会議において議論を行いながら、教育大綱が掲げる枚方市の教育理念や教育方針に基づくこれまでの取り組みの総括を行うとともに、社会情勢の変化による新たな視点や課題などへ対応するため、令和６年度から令和９年度までを対象期間とする新たな教育大綱の策定に向けて取り組みます。

実 績	① 令和６年度から令和９年度を対象期間とする新たな教育大綱を策定。
説 明	① 令和５年 11 月 1 日付で総合教育会議に関する事務を教育委員会から企画課に移管し、教育委員会事務局と連携しながら会議を開催しました。また、子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、令和６年度から令和９年度を対象期間とする新たな大綱を策定しました。令和６年度以降は、教育大綱において示した教育理念や課題を踏まえた５つの重点方針に基づき、教育委員会とともに教育施策を推進していきます。

令和5年度
(2023年度)

市駅周辺まち活性化部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ①地域資源を生かした魅力あふれる拠点づくりの推進
- ②枚方市駅周辺再整備に向けた機運の醸成
- ③国・府をはじめ事業者など様々な関係者との連携、協力
- ④議会や市民への丁寧な情報共有

重点的な取り組み：枚方市駅周辺再整備の推進（③街区を除く）

枚方市駅周辺再整備については、枚方市駅周辺再整備ビジョンの実現に向けて、令和3年3月に枚方市駅周辺再整備基本計画を策定しており、令和5年度には、まちの魅力やまちづくりの実現性をさらに高めるため、同計画の改訂版（素案）のパブリックコメントおよび市民説明会を実施し、改訂に取り組みます。

また、同計画に基づき自然や歴史文化といった多くの地域資源を生かしながら広域都市圏の中心的な機能を集積する広域中心拠点を目指し、まちづくりの実現に取り組みを進めていきます。

④⑤街区のまちづくりでは、「④⑤街区の市有地を有効活用したまちづくりの考え方（案）」を反映した同計画に基づき、環境影響評価や都市計画の決定に向けて、UR 都市機構と連携等を図りながらまちづくりの実現に取り組みます。

併せて、国・府・市有財産の最適利用を目指し、国・大阪府と更に情報の共有を図りながら、新庁舎の位置の決定に向けて取り組みます。

④⑤街区の土地利用 イメージ図

～みどりの大空間と調和した新たなまちの魅力創出～



②街区のまちづくりでは、可能性調査等を継続し、権利者の生活再建を踏まえた再整備の実現に向けて地権者との勉強会などに取り組みます。

①街区においては、地権者の求めに応じた技術的支援などによりまちづくりの機運醸成を図ります。

また、持続的にまちの魅力を高めるためのエリアマネジメントの実現に向けた取り組みとして、引き続き、公共空間活用の可能性について UR 都市機構やプレイヤーなどと協力しながら社会実験などを実施し、庁内連携により、地域主体の取り組みに繋げることを目指します。

実 績	① 「枚方市駅周辺再整備基本計画」に基づき事業を推進。 ② エリアマネジメントの導入に向けた検討。
説 明	① 枚方市駅周辺再整備基本計画については、本市の中心市街地にふさわしい魅力あふれる賑わいのあるまちの構築をめざし、対象区域やまちづくりのイメージ、事業費、スケジュール等を見直し、計画の改訂を行い、その内容等について、シンポジウムや、市内9箇所にて市長参加の市民説明会等で周知を行いました。また、各街区においては、④⑤街区で進めている土地区画整理事業の実施に向けた環境影響評価等の手続きや、①②街区の関係権利者との意見交換の実施など、まちづくりの事業化に向けた取り組みを進めました。 ② 持続的に魅力が高まるまちづくりに向け、エリアマネジメントの仕組みの導入及び公共空間の活用を検討するため、令和6年3月に岡東中央公園等で社会実験を行いました。引き続き、地域主体の地域特性を最大限に活かした取り組みに繋ぐことを目指します。

重点的な取り組み：③街区における枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の推進

③街区のまちづくりは、他の街区に先駆け、権利者主体の市街地再開発事業として、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の強化に向け、建物等工事の順次完了を目指しています。合わせて、駅前交通広場及び区画道路等の公共施設の整備による交通結節点機能の強化に取り組んでいます。

令和5年度は、令和6年度の供用開始に向け、引き続き、市街地再開発組合が予定している建築工事の推進、駅前広場整備を進めるため、国、大阪府と連携して補助金や技術的支援を行っていきます。

実 績	① 枚方市駅周辺地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）に対する技術的支援、財政的支援を実施。一部建築工事の竣工。 ② 組合などと連携し、公共施設（駅前広場）整備を推進。
説 明	① 組合に対して、事業推進のため、組合や国、府と連携し、技術的・財政的支援を行い、一部建築工事が竣工しました。令和6年度は建築工事の竣工、まちびらきが予定されており、引き続き、再開発事業推進、に向けて支援を行っていきます。 ② 本再開発事業で行う北口駅前広場整備の工事が着手されました。引き続き、組合や関係部署、公共交通事業者などと連携し、令和7年度の工事完成に向け支援を行ってまいります。

重点的な取り組み：新庁舎整備に向けた検討

新庁舎整備については、国との合同庁舎化の検討や「④⑤街区の市有地を有効活用したまちづくりの考え方（案）」、「新庁舎整備基本計画策定の考え方（案）」と整合を図りながら、ＩＣＴを積極的に活用することで、ワンストップ化が図れる総合窓口の検討やスマート自治体を実践できる、よりコンパクトな新庁舎を目指して、庁内連携により検討を進めます。

③街区での行政サービス再編については、枚方市駅周辺の魅力や行政サービスの質、市民の安全性・利便性の向上を図るため、市街地再開発組合と連携を図りながら、内装工事に着手し、令和6年度の完了に向けて進めていきます。

実 績	① 国との意見交換及び新庁舎規模の最適化の検討。 ② 枚方市駅前行政サービスの再編に係る内装工事の実施。
説 明	① 国（枚方税務署）との合同庁舎化に向け、関係者と意見交換を行いました。 また、新庁舎整備に向け庁内でワーキングチームなどにより検討を進めた。 令和6年度は、引き続き関係者と協力しながら令和7年度中の(仮称)枚方市新庁舎整備基本計画の策定に向けて取り組むなど、新庁舎整備の検討を進めていきます。 ② 令和6年9月17日の供用開始に向けて内装工事に着手しました。 令和6年度は、運用に必要な準備など、開設に向けた取り組みを進めていきます。

令和5年度
(2023年度)

市民生活部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

近年、経済活動や市民生活において急速にデジタル技術の導入が進んでいる状況を踏まえ、

ＩＣＴのさらなる活用を進めることで、市民生活に必要な各種手続き等をより便利で迅速に行えるよう取り組むとともに、市民一人ひとりに寄り添った丁寧な市民サービスの提供に努め、市民満足度の向上を図ります。

- ①市民の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供
- ②スマート自治体を見据えた市民サービスの向上

重点的な取り組み：③街区（仮称）市民窓口開設に向けた取り組み

令和6年度前期に開設予定の③街区（仮称）市民窓口では、利用者が便利になったと実感できる行政窓口を目指し、北部リーフにおいて健康福祉部が先行して行うデジタル技術を活用した遠隔相談や手続きの試行実施について、北部支所においても連携を図りながら取り組みを進めます。その取り組み結果を踏まえ、ＤＸによる③街区（仮称）市民窓口の在り方について検討します。

実 績	① ③街区市民窓口の方向性と、具体的な取扱業務や窓口対応の手法について検討。
説 明	① 枚方市駅市民窓口センターではDXaaSや遠隔相談システムを導入し、「書かない」「待たない」「回らない」をコンセプトとした予約制のワンストップ窓口とする方向性を示すとともに、各種申請手続きやリモート相談メニューについて、窓口をもつ本庁各課へのヒアリングや調査表の作成依頼を行ない、相談・手続きについてリストアップしました。

重点的な取り組み：本人通知制度の活用を含めた証明交付事業の適正な運用の促進

住民票の写しや戸籍謄本等は第三者でも取得できることから、不正請求や不正取得の抑止を目的として、その事実を本人に通知する制度を実施しているところです。本制度の市民への周知と利用者の拡大を図るために、市が主催するイベントなどにおいて出張受付を実施します。また、不正取得の疑いが判明した場合の対応について、他市の状況も調査するなど関係部署と連携しながら検討していきます。

実 績	① 令和5年度新規登録者数 <274人> ② 令和5年度通知件数 <211件> ③ 住民票の写し等の不正取得に係る被取得者への被害告知に関する実施要領の策定。
説 明	① 市民に対する制度の周知及び登録者数拡大を目的として、市が主催するイベント（ひらエコまつり）において、出張申請窓口を開設しました。また、地域サービス課（現：市民生活政策課）所管の広告付き窓口封筒や医療助成・児童手当課の窓あき封筒に本人通知制度の制度説明を記載することにより制

	度の周知と利用者拡大を図りました。 ② 事前登録者の住民票の写しや戸籍謄本等が第三者（個人・法人・八業士）によって、取得された場合には、迅速に対応し、事前登録者に対し通知を行いました。 ③ 戸籍法、住民基本台帳法及び個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、不正取得が行われた場合における被取得者への被害告知、不正取得に係る事実確認をするための住民票の写し等の取得者に対する疎明資料の提出要求等に関し必要な事項を定めた実施要領を策定しました。これにより、個人の権利利益の保護に最大限の配慮を払うとともに、戸籍及び住民基本台帳の安全管理のために必要かつ適切な措置が図られることで将来にわたる不正取得の抑止に繋がります。
--	---

重点的な取り組み：旅券（パスポート）の電子申請の導入

旅券（パスポート）の発行については、申請時及び交付時において来庁いただき、対面による受付を行っていますが、利便性の向上及び窓口の混雑緩和のため、令和5年6月から、マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、申請時については電子による受付を開始します。電子申請の開始にあたっては、広報ひらかたやホームページの掲載及び SNS の活用など、広く市民周知を図ります。

実 績	① 令和5年度申請件数 <1,482 件（令和5年6月1日から受付開始。）>（運用開始以降の令和5年度申請件数全体に占める割合 13.6%）
説 明	① 紙申請の場合は申請時と交付時の2回来庁が必要となることから、電子申請は交付時の1回で済むことから、利便性の向上が図られたとともに、窓口の混雑が緩和されました。新規申請も含めて運用を開始したのは大阪府内の市で3市のみで、2番目の早さでの導入となりました。 また、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば24時間どこからでもパスポート発給申請ができるようになり、利便性が向上しました。 なお、現在は申請時に戸籍謄本の添付が必要となることから、電子申請については戸籍情報がシステム上で連携される令和7年3月24日以降、戸籍謄本の提出を省略できるようになることから、更なる利便性の向上が見込めます。

重点的な取り組み：マイナンバーカードの普及促進

これまで、国はマイナンバーカードの普及促進を図っており、令和5年2月末でマイナポイント事業第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請の受付も終了しました。本市においても非常に多くの申請をいただき、マイナンバーカードの申請率は、令和5年2月末時点で72.5パーセントとなりました。マイナンバーカードはスマート自治体への転換には欠かせないものであり、引き続き80パーセント以上の方にマイナンバーカードを申請いただけるよう普及促進に取り組めます。また、申請いただいた方に、いち早くマイナンバーカードをお届けし、利便性を享受し

てもらうため、休日の臨時開庁や交付窓口の増設など交付体制の強化を図るとともに、支所など身近な場所に出張し臨時交付窓口を開設するなど、マイナンバーカードの迅速かつ円滑な交付を進めます。

実 績	① マイナンバーカードの申請率・保有率（令和6年3月末現在） ＜申請率：枚方市 81.4%＞ ＜保有率：枚方市 73.0%＞（参考全国 73.5%） ② 交付窓口を最大24窓口に増設 ③ 既存の休日開庁とは別に、臨時の休日開庁を23回実施 ④ 臨時交付窓口の開設日数64日
説 明	① 令和5年度は47,561枚を交付し、有効な保有者は289,165人となり、令和5年1月1日人口比率で73.0%の保有となりました。なお、令和4年度までは交付率で進捗管理を行っていましたが、令和5年度より死亡者等を除いた実質的な指標として保有率にて進捗管理を行っています。 ② マイナポイントの申請期限が9月末までであったことから、来庁者の急増に対応するため、交付窓口を最大24窓口まで拡充しました。 ③ 休日における交付の需要を考慮し、9月末まではほぼ毎週1回、23回の休日開庁を実施し、既存の第4日曜日の休日開庁と合わせて、延べ35回の休日開庁を実施しました。 ④ 地域活性化支援センターや支所などの公共施設を中心に、自宅から身近な場所においてカードの受け取りができるよう、休日を含め延べ64日間窓口を開設しました。

重点的な取り組み：子ども医療費助成に係る対象年齢拡大及び若者入院医療費助成の運用開始

令和5年8月診療分から、子ども医療費助成制度に係る対象年齢拡大（18歳の年度末まで）及び若者入院医療費助成制度（19歳から22歳まで）を実施します。また、医療証を現行の紙製からプラスチックカードへ変更します。

市民に対し、助成制度拡充についての周知に努めるとともに、医療証発行等の事前準備を迅速に進め、円滑に制度を開始できるよう努めます。

実 績	① 令和5年4月 新規対象者約1万人へ案内送付、申請受付開始 ② 令和5年7月 既存受給者含め約5万3千人に新しい医療証を送付 ③ 令和5年8月 制度運用開始
説 明	① 新たに子ども医療の対象となる高校生世代の市民へ制度拡大の案内及び申請書を郵送し、申請受付を開始するとともに、医療機関等への制度周知や医療助成システムの改修作業を進めました。また、医療証については、持続性や利便性を高めるため素材を紙製からプラスチック製に変更しました。また医療証を本市PR大使のたけうちひろ氏がデザインすることで、まちへの

	愛着へと繋げました。 ② 申請のあった高校生世代の市民と従来から医療証を持つ中学生までの受給者に新しい医療証を交付しました。 ③ 子ども医療費助成の対象拡大や、19歳から22歳までを対象とする若者入院医療費助成制度を開始し、健康保持に繋がるよう、子育て世帯への更なる支援や若者に対する経済的支援を行いました。 制度開始にあたっては改めて広報ひらかたや市ホームページへの掲載、また、はたちのつどいで新成人に配布するパンフレットへの掲載など周知を行いました。
--	---

重点的な取り組み：市税や保険料等の収納率の維持・向上及び納付手法の多様化

昨年度導入した金融資産等調査の電子照会を積極的に活用し、迅速かつ効率的な滞納処分に繋げるとともに、その効果検証を行い、全庁的な活用についても関係部署と連携しながら検討を進めます。

市の財源の根幹となる市税については、昨今の物価上昇に伴う経済の低迷等により厳しい徴税環境が続いていますが、納税者の事情等を考慮しながら、引き続き、公平かつ公正な徴収に取り組み、徴収率（令和3年度 99.5%）の維持に努めます。

国民健康保険料について、令和5年度の現年度分収納率の目標を、前年度より1.3ポイント高い95.5%に設定しており、さらなる収納率向上のため、積極的な口座振替への勧奨を行います。

後期高齢者医療保険料については、現年度分収納率（令和3年度 99.65%）が府内平均（99.51%）を上回っており、引き続き高い収納率を維持するためにも、口座振替の効果的な勧奨を行うことで、収め忘れなどを防ぎ、適切な納付に繋がります。

一方、保険料徴収にあたっては、滞納者に寄り添った、丁寧できめ細やかな納付相談を実施し、適切な納付に繋がります。

また、納付者の利便性向上のため、地方税統一QRコードの導入やスマートフォンアプリを利用した決済サービスの拡充を図ります。

実績	① 国民健康保険料の金融資産等調査の電子照会について、令和5年度は13,266件実施。電子照会により財産が判明した滞納者のうち93人について差押を実施し、被差押債権額は864万円、取立額は790万円。 ② 市税徴収率<99.49%（現年度分 99.76%、滞納繰越分 42.76%）> 大阪府下徴収率順位 第3位 ③ 国民健康保険料の令和5年度収納率は現年度分95.62%（前年度比0.46ポイント増）、滞納繰越分は44.01%（前年度比1.4ポイント増）。 後期高齢者医療保険料の令和5年度収納率は現年度分99.71%（前年度比0.05ポイント増）、滞納繰越分は64.46%（前年度比2.17ポイント増）。 ④ 納付相談を通じた分割納付を3,068件認め、また生活困窮や無財産等を理由とする執行停止措置を644件実施。
-----------	--

	⑤ 納付者の利便性向上として、スマートフォンアプリを利用した決済サービスについて、新たに「d払い」「au PAY」「J-Coin」を追加。令和5年度の国保における利用件数は12,007件（前年度比1.21倍）。
説 明	① 金融資産等調査の電子照会は国民健康保険料の徴収において試行的に実施しましたが、紙照会に比べ回答が速いなど、効率性利便性の高さが確認できました。今後もメガバンク中心に対象金融機関の拡大が見込まれ、より広範囲の調査を実施することで、滞納処分増加に繋がることから、電子照会を未実施の関係課に随時情報共有していきます。 ② 市税徴収の方針として、現年度課税分の徴収を優先的にを行い、新たな滞納繰越を抑止し徴収率の維持に努めました。催告書等の発送の際には、郵便物を見ていただけるよう色付き封筒を使用することで、納付や納税相談に繋がりました。また、滞納者に対して預貯金、給与等の財産調査を行い、差押可能な財産があれば順次差押を実施しました。なお、納付が困難な納税者に対しては、生活状況等事情を考慮しながら、分割納付など柔軟かつ適切な対応を行いました。引き続き、公平かつ公正な市税徴収業務に取り組みます。 ③ 国民健康保険料について、収納率の上昇要因として旧債権回収課との連携強化による効果的な催告書の送付や差押等の滞納処分強化が挙げられます。また、未然に滞納を防ぐための方策として、令和4年度に引き続き令和5年度も府予算にて口座振替勧奨事業を行いました。保険料の納付方法を口座振替に変更した方にインセンティブとして、ひらかたポイントの登録者に2,000ポイントを贈呈しました。令和6年度は勧奨事業の府予算がなくなるため、国保加入受付部署との連携強化や広報・HPなどによる周知に努めます。後期高齢者医療保険料も口座振替の推進に取り組むとともに、督促状や催告書を色付き封筒で送付するなどの工夫を行いました。 今後保険料の収納業務は保険納付課が一括で所管し、旧債権回収課の業務も引き継ぐことから同課の滞納整理のノウハウを生かしながら、効果的な収納対策を実施します。 ④ 滞納者に寄り添った納付相談を行いました。分割納付については、原則として、安易な低額分納は認めずに完納を前提とした分納のみを受け付けています。また、滞納者の生活状況を把握するため、口頭のみでは受け付けず、必ず収入支出状況や保有財産のわかる資料の提示を求めています。また、生活困窮と思慮される方は、借金や滞納の整理や家計の改善を支援する健康福祉総合相談窓口への案内も行っています。 ⑤ スマートフォンアプリを利用した決済サービスについて、今後も周知に努めるとともに、地方税統一QRコードは令和7年度導入予定の標準準拠システムと並行しての導入を検討します。

重点的な取り組み：税外債権に係る未収金対策等の取り組みの推進

税外債権に係る未収金対策の取り組みとして、昨年度に引き続き、処理困難事案等の積極的な滞納整理を行い、令和3年度の未収金から3億円の縮減を目指します。また、債権回収にあたっての基本的な考え方や標準的な手順を整理した全庁的なマニュアルを作成します。

実 績	① 税外債権における未収金を3億円縮減する目標は1年で達成。 ＜2年で約5億円を縮減＞ ② 令和5年5月に「枚方市債権管理・回収マニュアル」を作成。
説 明	① 令和4年度以降、徴収体制が強化されたことにより、債権所管課からの高額滞納事案や処理困難事案等、多くの事案を受けることができ、滞納者に対しては徹底的な財産調査を行い、積極的な滞納処分を実施しました。 令和5年度はタイヤロック装着後に納付がない滞納者に対して、初めて普通自動車の公売を実施し、売却代金を滞納保険料に充てました。 ② 債権管理・回収にあたっての基本的な考え方や標準的な手順を定め、庁内の債権に対応したマニュアルを作成し、各債権所管課において統一した管理・回収を行うことができる体制を整えました。

令和5年度
(2023年度)

総務部の取り組み

<部長の方針・考え方>

より質の高い市民サービスの提供のため、職員的能力開発、人材育成を一層推進することで組織力の向上を図るとともに、一人ひとりが組織の目標・理念を理解したうえで自ら考え行動していくこと、風通しのよい組織風土の全庁的な定着に向けて総務部が主導的役割を果たしながら、以下の取り組みを実践することで、失敗を恐れず変化・変革に果敢に挑戦できる組織の構築に取り組みます。

- ① 目的意識をしっかりと持ち、失敗を恐れず変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成と、それを支える組織風土の醸成
- ② 職責、組織を超えて横断的につながり、相互応援で業務平準化を図るなど組織一丸となる体制の構築
- ③ 職員一人ひとりの思いや考えをくみ取る風通しの良さと、新しい発想を結集して、改善・挑戦し続ける組織の醸成、職員の心身の健康と安全を確保し、健康でいきいきとした職場づくりの推進
- ④ 地方公務員としての役割や必要とされる能力を認識し、知識や必要な技術を身につけるため、自己研鑽を図りながら成長し続ける職員の育成
- ⑤ より高いコンプライアンス、人権尊重の意識を醸成し、不正行為やハラスメントが発生しない組織の実現

<部の構成>

人事課
職員課
コンプライアンス推進課
総務管理課
財産管理課
契約課
工事検査課

<主な担当事務>

- (1) 職員の人事、人材育成、給与等に関する事務
- (2) 公正な職務執行の推進、情報公開に関する事務
- (3) 文書管理、法規、情報公開及び個人情報保護に関する事務
- (4) 庁舎管理、統計に関する事務
- (5) 市有財産総括管理・活用、財産区に関する事務
- (6) 契約、建設工事の検査に関する事務

重点的な取り組み：変化・変革に挑戦できる職員の意識改革、風通しのよい職場づくり

令和3年3月に改定した人材育成基本方針の「理念」を実現するため、組織全体が、「職員のありべき姿」、「職員の行動指針」に基づき、方向性を一つにして人材育成の取り組みを行うよう、人事諸制度の改編や各種訓練・研修等の取り組みを進め、変化・変革に挑戦できる職員の意識改革をさらに図るとともに、風通しのよい職場づくりの浸透に向けた取り組みを進めます。

具体的には、人事評価制度の充実のほか、市の課題解決に向けた組織横断的なワーキンググループの設置など他部署との連携強化、組織の垣根を越えた積極的な取り組みに対する職員表彰、さらには新たに実施するEBPM研修など、職員の意欲や成果に応えられる取り組みを通じ、継続的な庁内の活性化を図ります。

また、風通しがよく、働きやすい職場づくりに向けて、各種研修等を通じて幹部職員、管理職員を中心に組織全体の意識改革を進めるとともに、コンプライアンス意識の更なる向上、ハラスメント防止に向けた取り組みの改善、充実に取り組みます。特に、ハラスメントの防止については、全職員を対象としたアンケート調査を行い、前回調査（平成30年度）からの経年変化を把握するだけでなく、パワーハラスメントについては、発生に係るリスク分析を民間の専門的知見を活用して行い、有効な防止対策に関する改善提案を受けます。これを踏まえ、全職員を対象とした研修を行うなど、具体的かつ効果的な対応につなげ、引き続き、人権が尊重される職場風土の醸成をめざします。

実 績	① より実績に基づいた人事評価制度への見直し。 ② 職員の意欲を引き出す職員表彰の実施。 ③ E B P M研修等よりニーズに合った研修の実施。 ④ 職場におけるハラスメントに関する実態調査の実施、ハラスメント防止研修動画の配信。
説 明	① 係員以外の非管理職について、より職制に応じて、自らの役割と責任をもって各職場の実態や業務内容等も踏まえた目標設定のもとで行動することにより、目標に対する実績、達成感を感じ、やりがいをもって業務を遂行できる風土醸成に繋げるため、令和6年度から能力評価に加え、実績評価を導入することに向けて、また、管理職については、国の制度趣旨に添った評価制度に繋げるため、能力評価と業績評価の点数配分を見直すための制度整備を行い、より業績に重点を置くこととしました。 ② 顕著な功績をもたらした職員を積極的に表彰し、庁内に周知することで、職員のモチベーション向上と職場内のチームワーク向上、他の組織への意識啓発に繋がりました。令和6年度は、職員表彰に加えて、挑戦意欲のある職員がチャレンジし、さらに活躍できる職場づくりを進めます。 ③ 行政課題や市民ニーズへの対応力向上に向けて、データを分析・利活用して根拠に基づく政策立案を行うE B P M研修や、行政経済学の理論の一つで、各自がより良い選択を行う情報発信や選択肢の提示の工夫を行うナッジ理論研修など、職員研修の満足度を踏まえるとともに、よりニーズに合った研修となるよう次年度の職員研修計画を策定しました。 ④ 全職員を対象に、職場におけるハラスメントに関する実態調査を実施し、90.2%の職員からの回答を得ました。パワーハラスメントについては、職場ごとの発生リスク及び職場環境の特徴を可視化し、各所属長と共有することにより、要因分析と発生防止に向けた取り組みを行うよう促しました。併せて、同実態調査の結果を踏まえ、新たな研修機会の提供として、ハラスメント防止に係る動画の定期配信を開始しました。

重点的な取り組み：最適な組織・権限の実現に向けた取り組み

様々な行政課題の解決に向け、迅速かつ的確に対応していくためには、機能的・効率的、また、柔軟な組織体制を構築することが必要です。

そのため、今後を見据えた体制の構築については、市民にとってわかりやすく、かつ、利便性の高い組織でなければならないということを念頭においた上で、本市としての組織のあるべき姿や適正な規模等を見極め、より最適な組織体制の実現及び組織間の連携の推進に向けた取り組みを進めます。

あわせて、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともに、そのポテンシャルを最大限に引き出すことができ、より効率的な執行体制への転換を図るため、決裁権限の見直しなど各職制における権限のあり方の検証・検討を進めます。

実 績	① より効果的で機能的な執行体制の確立を図るための機構改革の実施。 ② スムーズなステップアップに繋がるよう「係制」を導入。
説 明	① 行政課題への的確な対応や、重点施策の迅速かつ確実な実施に向け、原則「室」を廃止するなど、より機動力のある組織体制の整備を行い、市民サービスの向上を図るため関連する手続きの窓口を統合するとともに、妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援等を行う機能を有する「まるっと子どもセンター」の設置など、令和6年度の機構改革の実施に向けた整備を行いました。 ② 庁内各課の事務執行体制について、将来の管理職候補を育成し、また、各職制における役割と責任を明確化することで、やりがいと達成感を感じることができるよう決裁権限も含めた見直しなど、令和6年度からのこれまで課長代理が統括を担っている「グループ制」から係長が業務マネジメントを行う「係制」への移行に向けた整備を行いました。

重点的な取り組み：健康経営の推進

全ての職員が心身ともに健康で、いきいきと働くことができる環境を整備することで、より良質な市民サービスの提供につなげることを目的に、令和4年度から庁内の健康経営の推進を本格実施し、令和5年3月に、大阪府内の自治体では初めて、経済産業省が設計している顕彰制度である健康経営優良法人2023（大規模法人部門）の認定を取得しました。

これまでからの取り組みに加え、今年度は新たな取り組みとして、メンタルヘルス不調者への対応として、「職場復帰支援の手引き」の作成、ストレスチェックで高ストレスだった職場などを対象とした専門職によるプッシュ型の面談を実施するとともに、長時間労働の縮減に向けた更なる取り組みとして、各部に対し部内各課の時間外勤務の状況を毎月提供し、業務の平準化の促進と労務マネジメントの拡充を図ります。

さらには、公民連携の枠組みを活用し、禁煙や運動習慣などの健康講座を開催し、職員のヘルスリテラシーの向上も図っていきます。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの推進や健康診断の受診勧奨なども実施しつつ、健康経営を推進し認定取得を目指すとともに、市内事業者における健康経営の推進の旗振り役として、その支援を行っている健康福祉部と連携しながら、市内で働く方の健康づくりの取り組みを進めます。

実 績	① 職員のメンタルヘルス対策を実施。 ② 職員のワーク・ライフ・バランスの推進。 ③ 健康経営の更なる推進。
説 明	① メンタルヘルス不調により長期休業となった職員及びその所属への職場復帰支援の手引きとして、療養中の過ごし方、休業中の相談窓口などを盛り込んだ「職場復帰に向けたしおり」を発行し、各職場での活用を図ったほか、新規採用者全員を対象とした保健師面談を実施しました。 ② 新たな取り組みとして、ストレスチェックの結果、時間外勤務の状況、健診結果などの状況を踏まえ、専門職である健康管理医と保健師が選定した対

	象者にプッシュ型面談を実施しました。 また、長時間労働の縮減に向けた取り組みとして、各部に対し、月 45 時間、年 360 時間の時間外勤務の上限を改めて周知するとともに、毎月の時間外勤務の状況に係る情報を提供し、業務の平準化と適正な労務管理の確保に努め、選挙等を除く時間外勤務時間数は前年度対比で約 7.3%の減となりました。 ③ 公民連携の枠組みを活用してセミナーを実施し、健康経営推進の意義のほか、食生活、運動、禁煙といったヘルスリテラシーの向上を図りました。 これらの取り組みの結果、昨年度に引き続き、健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）の認定を取得しました。
--	--

重点的な取り組み：社会状況に適応した執務環境の整備

公文書の組織管理を徹底することを目的に進めているファイリングシステムの導入作業においては不要な保管庫等を撤去することから、執務室の省スペース化が図られているところであり、生み出されたスペースを来庁者の待合場所を拡充する等、市民目線に立った明るい庁舎づくりを進めるとともに、令和 6 年度前期にオープンを予定している③街区における枚方市駅前の行政サービスにおいては、風通しのよい職場環境の構築や臨機応変な市民対応を目指すため、固定しがちなコミュニケーションを円滑にするためのフリーアドレスに対応した什器等の導入を検討します。

また、エネルギー資源価格の高騰の影響により、電気使用料金の上昇が続いている中、現在、本庁舎内の執務室等で設置している照明を、消費電力の少ない LED 照明に更新することにより、電気使用量の抑制を図り、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

実 績	① ファイリングシステムの導入。＜18 部署＞ ② ステーションヒル枚方の執務室にフリーアドレス用什器の導入。 ③ 本庁舎内の執務室等に LED 照明の導入。
説 明	① 令和 5 年度は、ファイリングシステム導入対象 42 部署に対して導入説明会を実施し、対象となる全 111 部署への説明会を完了しました。また、新たに 18 部署でシステム導入を終え、これまでの導入部署は 44 部署となり、全体の導入率は 39.6%となっています。 ② 令和 6 年 9 月にオープンするステーションヒル枚方の行政サービスフロアの執務室については、可変的な配席が可能なフリーアドレスに対応した什器の導入を行います。 ③ 令和 5 年 10 月に本庁舎内の執務室等の照明を LED 照明に更新し、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月の期間において前年度比の消費電力 13 万 6,800kWh の削減を図りました。電気使用料金についても前年度比からの削減料金から LED 照明リース料を差し引いた LED 照明導入による効果額は 521 万円となっています。

重点的な取り組み：市有財産の有効活用による財源確保

未利用となっている市有地については、課題整理を終えたものから順次、売却を進めており、今年度は、元市営住宅用地（藤阪中町）などの売却に取り組めます。

また、ネーミングライツについては、これまでから募集している施設に加えて新たに生涯学習市民センターや運動公園などの対象施設や、イベントや講座等のソフト事業における対象事業の拡大に取り組めます。また、これらの施設、事業で契約締結に結び付けられるように、すべての対象施設を紹介する統一的なパンフレットの配布、メールによる情報発信や企業訪問を行うなど、積極的な情報発信に努めることにより、事業者の参加意欲の向上に繋がる取り組みを進めます。
（効果額：9,016万円）

実 績	① 元市営住宅用地（藤阪中町）などの未利用地の有効活用に向けた課題整理を進め、一般競争入札を実施。 ＜売却合計 1,674.37 ㎡ 売却総額 176,689 千円＞ ② 総合文化芸術センター別館（メセナホール）及び伊加賀スポーツセンターの2施設で新たにネーミングライツを導入。 ＜ネーミングライツ料 1,000 千円/年＞
説 明	① 引き続き未利用地の有効活用に向けて所管課との協議を行い、課題整理を終えたものから順次一般競争入札を実施します。 ② 募集対象施設を拡大し、一斉公募を実施するとともに、応募がなかった施設について随時先着募集を行いました。 （約350の企業や団体を対象にパンフレット配布、メールによる情報発信及び企業訪問を実施。）

重点的な取り組み：契約発注した業務の効果的な履行の確保の推進

発注した業務がより効果的に履行されるよう、監督及び検査の水準の向上を進めます。具体的には、委託業務の適正な管理を行うため、履行確認の手引や再委託に関する指針を整備し、その内容を浸透させる手法として、内部統制制度の活用や職員研修に取り組めます。また、仕様書の品質を向上させるため、引き続き共通仕様書の整備を進めます。

あわせて、委託業務の品質を確保するため、入札参加資格要件の見直しに取り組むとともに、事業者には不正又は不誠実な行為があったときには厳正に対処するよう取り組みを続けます。

実 績	① 「履行確認（監督及び検査）に関する手引」、「再委託（下請）に関する指針」及び共通仕様書の整備。 ② 内部統制制度リスク評価シートにおけるリスク予防策の充実及び監督検査を含む契約事務研修の実施。 ③ 委託業務の品質の確保のための入札参加資格要件の見直し。 ④ 入札参加停止の要綱の見直し及び契約約款の違約金条項の追加。
説 明	① 履行確認や再委託に係る事項についての庁内向けのマニュアル及びビルメンテナンス業務等10種類の委託業務についての共通仕様書を整備し、委託業

	務の適正な履行の確保を図りました。 ② 内部統制制度リスク評価シートにおけるリスク予防策に監督及び検査に関する評価項目を追加し、また、全職員を対象とした契約事務研修において、監督検査について理解を深めるよう取り組みました。 ③ 入札参加資格要件に、本市発注業務の履行が粗雑であったことによる入札参加停止措置を受けていないことを追加しました。 ④ 受注者の不適正行為に対し、より厳正に対処することができるよう、入札参加停止期間等を見直し、また、違約金の適用対象を拡大しました。
--	---

重点的な取り組み：電子契約の推進

令和4年度(2022年度)から本市独自に試行運用している電子契約について、令和5年度(2023年度)から、大阪府における電子契約システム共同化に参加するとともに、各課で行う契約締結に活用範囲の拡大を進め、導入効果を高めます。

実 績	① 電子契約の本格実施。 ② 電子契約の主管課専決案件への拡大に向けた試行の実施。
説 明	① 令和5年6月に、大阪府の共同調達事業により選定された業者と契約し、受注者の負担軽減及び契約事務のペーパーレス化を図りました。 ② 電子契約の主管課専決案件での試行実施をして課題の洗い出しを行い、主管課専決案件への拡大に向けた取り組みを進めました。

重点的な取り組み：工事関係図書の電子化について

現在、施工計画図や完成図書などの工事関係図書については、施工写真等の電子納品を除き、その多くを紙による納品を求めています。そのため、工事関係図書の保管場所の確保や全庁的に進めています業務の電子化を踏まえ、省スペース化や業務の効率化の観点から、電子化での提出が可能な図書の選定や、簡素化に向けた検討を行い、双方の負担軽減に繋がるよう取り組みを進めます。

実 績	① 令和6年度から試行運用を予定している「情報共有システム」の活用に向けて関係課と協議を実施。
説 明	① 国が定める機能要件を満たした情報共有システムの活用について検討を行い、令和6年度から、「発注者指定型」と「受注者希望型」の2つの手法で試行することとしました。

重点的な取り組み：公用車の電動化の推進

2030年度までの公用車における電動車の導入目標と年次別移行計画や、令和4年11月に定めた「枚方市電動車等導入指針」に基づき、枚方市地球温暖化対策実行計画（枚方市役所CO₂削減プラン）に掲げる温室効果ガスの排出削減に向け、電動化に向けた年次別移行計画の進行管理

に取り組むことにより、引き続き、全庁的な取り組みとして進めます。

実 績	① 公用車の電動化の推進。
説 明	① 公用車の電動化の計画的な導入と安全装備の標準化を図るため、「公用車の導入基準」や「公用車の導入等の手続き」を定めた「枚方市電動車等導入指針」に基づき、令和5年度は、電気自動車（軽自動車）2台をリース方式により導入しました。 今後も、令和12年度（2030年度）までの公用電動車の導入目標と年次別移行計画等に基づき、全庁的な公用車の電動化に取り組めます。

令和5年度 (2023年度)	観光にぎわい部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 2025年大阪・関西万博に向け、歴史・文化・芸術・スポーツ・食といった本市の地域資源を活用した施策をひらかた万博の一環として戦略的に展開し、にぎわいの創出及び地域経済活性化につなげます。	
＜部の構成＞ 観光交流課 商工振興課 農業振興課 文化生涯学習課 文化財課 スポーツ振興課	＜主な担当事務＞ (1)観光及び都市交流に関すること。 (2)商工業に関すること。 (3)農業及び里山に関すること。 (4)文化および生涯学習に関すること。 (5)文化財に関すること。 (6)スポーツに関すること。

重点的な取り組み：戦略的な観光施策の展開



◆市駅周辺で生まれつつある「活性化要素」を活かす

毎月第2日曜に開かれる「枚方宿くらわんか五六市」は約8,000人が訪れるまちなか市として人気が定着しています。そうした中、枚方から八軒家浜の間では淀川舟運の定期運航が行われており、さらに国においては、万博会場となる夢洲が位置する大阪湾と淀川上流の航行を可能とするため、淀川大堰に新たな閘門を整備する工事が進行しています。また、令和3年にオープンした総合文化芸術センターでは音楽や演劇、アートで多くの人々が訪れており、令和6年には枚方市駅前に新たなホテルも完成予定です。令和7年に開催される大阪・関西万博に向けて、これらの地域資源を生かしながら、枚方宿界隈や淀川河川敷、枚方市駅周辺のにぎわいを創出し、地域経済の活性化に繋がるよう、持続性のある観光施策に取り組みます。

◆枚方宿を起点に「楽しい」「おいしい」が待っている「淀川の中継港」へ

上記のことを踏まえ、現在の枚方市を形作った歴史を持つ「枚方宿地区」を起点とし、枚方市駅～淀川河川エリア、枚方公園駅までの地域を「面」で捉えることでにぎわいが生まれるよう、観光を「デザインする」視点で取り組みます。令和4年度に策定した枚方市観光ロードマップで掲げた「楽しい」「おいしい」が待っている現代版「淀川の中継港」を目指し、民間事業者や国、府、淀川沿川自治体との連携も深めながら、枚方観光の顔となる淀川舟運のコンテンツ充実や淀川河川エリアを活用したアウトドア・アクティビティのさらなる活性化に取り組みます。また、生み出されたにぎわいが市域全体へ波及するよう、市の花「菊」や「七夕」など枚方ならではのキーワードを生かしながら、市内店舗を含む地域資源を磨き上げ、枚方をまるごと楽しむ観光を「くらわんかツーリズム」として発信していきます。

◆にぎわい創出の拠点整備と観光施策の担い手

枚方宿の中心にあり淀川河川敷にも近い幼児療育園跡地の活用については、にぎわい創出の新たな拠点となるよう、民設民営での整備に向けて取り組めます。また、観光施策の推進にあたっては、観光の礎となる歴史・文化といった地域資源の保存や伝承・活用を担う枚方文化観光協会や、地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の担い手として、令和5年3月に観光庁の認定を受けた候補DMO「一般社団法人くらわんか観光マネジメント」など、本市の観光施策を担う多様な関係団体がそれぞれの強みを生かし、枚方のポテンシャルを最大限に発揮できるよう連携して取り組んでいきます。

実 績	①・「淀川河川敷枚方エリアかわまちづくり計画」の国への申請及び登録。 ・実証実験「リバーテラスくらわんか」の開催。 <開催月：10月、11月、令和6年1月 参加人数：延べ998人> ・実証実験「船上レストラン」の開催。<開催月：11月 参加人数：80人> ・民間事業者主催による「よどがわアクティビティくらわんか」の継続実施。 <開催月：10月、11月（5、6、3月は中止） 参加人数：延べ374人> ・Eポート川下り&とっておき体験の開催。 <開催月：10月(枚方コース)参加人数：25人> ② 幼児療育園跡地の活用に向けたプロポーザル方式による事業者の公募条件の検討及び解体設計業務委託の実施。 ③ 枚方市観光案内所 Syuku56（シュクゴジュウロク）の令和6年度オープンに向けた実施設計及び工事等の実施。 ④ 観光施策の推進について、特定非営利活動法人枚方文化観光協会及び一般社団法人くらわんか観光マネジメント（以下「地域候補 DMO」という）との効果的な連携体制の構築及び大阪観光局の DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）を活用した調査分析及び「枚方宿」をテーマにした動画を活用した観光プロモーション委託の実施。
説 明	① 河川空間を活用した地域の賑わい創出を目指す取り組みとして、「淀川河川敷枚方エリアかわまちづくり計画」を国に申請し、8月に登録されました。同計画の実証実験として、10月、11月に河川公園の大型イベントと同日開催する形で自然風景を眺められる「くつろぎ空間」やキッチンカーなどを配置したほか、近畿運輸局・民間事業者と連携し、枚方船着場に3日間、船舶を停泊し飲食の提供や音楽ライブを行う「船上レストラン」を実施しました。令和6年1月は淀川河川事務所との共催で、冬季の堤防上における事業の可能性やニーズを確認するため、2日間限定のキャンプサイトを設置しテントによる宿泊やテントサウナ体験を行いました。 その他、令和4年度に引き続き、地元アウトドア事業者等による、水辺アクティビティを楽しめる「よどがわアクティビティくらわんか」、淀川上流沿川自治体である宇治市・京都市（伏見区）、八幡市と連携し、11人乗りの E

	ボートによる川下りと街中での観光体験メニューを組み合わせたイベントを実施しました。 令和6年度については、淀川河川エリアを活用したアウトドア・アクティビティや淀川舟運のさらなる拡充・活性化に取り組みます。 ② 枚方宿地区の中間に位置し、淀川への結節点に位置する幼児療育園跡地については、新たに枚方宿地域の賑わい創出拠点施設を整備することを目指し、民設民営手法による実施に向け、サウンディング調査を実施しました。 ③ 市駅高架下1階に設置する市駅周辺再整備に伴う枚方市観光案内所 Syuku56（シュクゴジュウロク）については、令和6年度前期オープンに向け、実施設計及び工事等を実施しました。令和6年度については、地域候補 DMO に業務委託し、開業準備及び運営を行います。 ④ 地域候補 DMO に、イベントや実証実験のプロデュースを業務委託するとともに、市・枚方文化観光協会・地域候補 DMO の三者で観光施策連携のための協定を締結し、情報共有及び意見交換の会議を開催しました。 また、本市の観光関係データを調査分析し、より効果的な観光プロモーションを行うため、地域連携 DMO である大阪観光局に、府内市町村における本市の観光消費額等のデータを蓄積・可視化した DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）を活用した調査分析を委託するとともに、「枚方宿」をテーマにした動画を活用した観光プロモーションを行いました。 令和6年度についても、本市の観光施策を担う多様な関係団体・事業者がそれぞれの強みを生かし、枚方のポテンシャルを最大限に発揮できるよう、地域候補 DMO や大阪観光局等と連携して取り組みます。
--	--

重点的な取り組み：創業環境の充実

起業の創出・地域企業支援施設である地域活性化支援センターにおいて、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて、テレワークや創業の準備段階から経営支援まで幅広い利用が可能となるコワーキングスペース・シェアオフィスの設置、子育て世代の創業・就労を支援する一時預かり保育サービスの試行実施など、多様な利用ニーズにも応えられる環境整備を図ります。

併せて、施設運営においても、地域活性化支援センターのビジョンとして「多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設へ」を掲げ、市内の創業の機運を高め、創業者や事業者のコミュニティ形成に資するとともに、さらなる利用環境の充実に向けた事業を展開します。

また、市内関係機関で構成する「創業支援事業連絡会」や三者連携協定を締結した北大阪商工会議所・枚方信用金庫との連携強化を図り、「手厚いサポートのある関西一創業しやすい街枚方」の実現を目指して取り組みます。

実績	① 地域活性化支援センターのビジョンの実現に向け、公募型プロポーザル方式により総合管理・設計・工事監理・改修工事の施工・プロモーションなどを実施。令和6年4月1日にリニューアルオープン。 ② 創業支援事業連絡会を4回開催。 ③ 枚方市・北大阪商工会議所・枚方信用金庫の三者連携会議を月1回程度開
-----------	--

	催。
説 明	① インターネット環境の改善、テレワークや創業の準備段階から経営支援まで幅広い利用が可能となるコワーキングスペース・シェアオフィスの設置、子育て世代の創業・就労を支援する子ども預かりサービスの試行実施など、多様な利用に応えられる環境整備に取り組みました。 ② 創業支援に取り組む関係機関で構成する創業支援事業連絡会では、事業承継セミナーの開催や創業者情報の共有等をテーマに意見交換を行い、同連絡会を4回・担当者会議を2回開催し、各関係機関と連携強化を図りました。 ③ 中小企業支援・産業振興に特化した連携協定に基づき、北大阪商工会議所・枚方信用金庫と月1回程度三者連携会議を開催しました。小規模事業者等を対象としたエネルギー価格高騰対策緊急支援金や地域活性化支援センターのリニューアル等について、両者からの協力を得て周知や事業推進に取り組みました。

重点的な取り組み：地域経済の活性化に向けた市内事業者への支援

2025年の大阪・関西万博を見据え、市内のものづくり企業の認知度向上と地域経済の活性化を図るため、企業と地域で一体的に実施していく「オープンファクトリー」の開催に向け、ひらかた地域産業クラスター研究会と協力して取り組みます。これにより、地域住民にとって街の魅力を再認識する契機とするとともに、地域に根差す企業としての意識の芽生えややりがいを得る機会とし、地域内外からの集客に繋がります。

また、早期にエネルギー価格の高騰により経済的に大きな影響を受けている市内の小規模事業者の負担軽減を図るための支援に取り組みます。

実 績	① オープンファクトリーイベント「不器用 FACTORY」の試行実施。 ＜参加者数：約 1200 人＞ ② エネルギー価格高騰対策緊急支援金の交付。＜交付件数：8,532 件＞
説 明	① 地域のものづくり企業の魅力を広く発信し、未来の担い手となる子どもたちと企業との新たな交流の場を創り出すことを目的に、8月19日、11月4日・5日、令和6年2月3日・10日・17日に KUZUHA MALL や各企業工場等で「不器用 FACTORY2023」を開催しました。参加企業をわかりやすく紹介するオリジナルレーディングカードが制作され、参加者にプレゼントされました。令和6年度は本格実施に取り組みます。 ② エネルギー価格の高騰により大きな影響を受ける市内の小規模事業者等の事業継続を支援することを目的として、エネルギー価格高騰対策緊急支援金10万円を交付しました。

重点的な取り組み：「地域計画」の策定

これまでは「人・農地プラン」において、地域における農業の将来のあり方等を明確化してきましたが、令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変え同法に位置付けられました。この地域計画では、新たに「10年後に目指

す地域の農地利用（目標地図）」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」「農用地の集積・集約化の取組」などを明確化する必要があります。

枚方市農業委員会が「10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する目標地図」の素案を作成し、農地の現況・将来についての意向を把握し、集約したうえで地域の状況に応じた話し合い活動を実施し、地域計画の策定に取り組みます。

実 績	① 今後の農業経営意向に関するアンケート調査及び集計の実施。 ② 座談会の実施。
説 明	① 市街化調整区域内の農地で北河内農業協同組合の支店管内を単位とし、蹉跎、川越、山田、牧野、招提、津田、菅原、氷室（杉、穂谷、尊延寺）の10地区を対象に、アンケート調査を実施し、集計分析を行いました。 ② 地域計画策定に向けた地域関係者（農業委員、農協、水利団体、関係農家など）の座談会を蹉跎地区で実施しました。

重点的な取り組み： 東部地域の活性化と里山保全

本市東部地域の良好な地域環境を維持しながら、地域資源を観光資源として位置付け、多くの人が地域を訪れ、その魅力を感じてもらえるよう、摂南大学農学部や地元区、ボランティア団体や事業者等と連携を図り、森林でのセラピーやヨガ、地域資源を生かしたタケノコ掘りなどの収穫体験、里山ウォーキングや栽培体験など、里山と農を生かした「癒しの郷 氷室・津田～美（be）Health プロジェクト～」に取り組みます。

また、東部地域の豊かな自然環境を守るため、森林ボランティアをはじめとする新たな担い手の発掘に取り組むとともに、里山保全活動団体や企業による環境貢献活動を支援するなど、引き続き、里山保全の取り組みを進めます。



実 績	① たけのこ掘り体験の実施。＜参加者数 48 人 応募者数 497 人＞ ② 森林ヨガの実施。＜参加者数 38 人＞ ③ 里山ウォーキングの実施。＜参加者数 19 人 応募者数 64 人＞ ④ 植物観察会の実施。＜参加者数 30 人＞ ⑤ 里山楽校（森林ボランティア育成事業）の実施。 ＜開催回数 8 回 修了者数 19 人＞ ⑥ 枚方市里山保全活動補助金の交付。＜交付団体数 6 団体＞ ⑦ 森林整備の実施。＜整備面積 2.5ha＞
------------	--

説 明	① 里山保全啓発を目的に穂谷山地取締役会と穂谷竹林整備委員会、地元農家と連携して、穂谷地内の竹林でたけのこ掘り体験を4月に実施しました。 ② NPO 団体紹介のヨガインストラクターを講師として、野外活動センターのステラホール前で5月、10月に森林ヨガを開催しました。 ③ 津田里山保全倶楽部による国見山や里山ボランティア活動に関する解説を聞きながら国見山配水池から野外活動センターを歩き、昼からは薪を使用したカレー作りを体験するウォーキングイベントを令和6年3月に開催しました。 ④ 里山の魅力、癒し等を実感してもらい、興味を持ち、ひいては里山の保全活動に携わるきっかけを作り出すことを目的として、大阪植物観察会と連携して4月、10月に開催しました。 ⑤ 市域における様々な里山の環境・現状を理解し、里山保全のための基礎的な知識や技術を修得することで市域の里山における保全活動に携わるきっかけを作り出すことを目的として、8回の連続講座を実施しました。令和5年度は修了生の内3人が里山保全団体へ新規加入しました。 ⑥ 里山保全活動を安定的かつ継続的に行う体制の確立を図り、里山の保全に資することを目的に里山保全団体6団体に枚方市里山保全活動補助金を交付しました。 ⑦ 森林整備方針に基づき、人々の暮らしに隣接する本市域の森林を健康な森として再生させるため、早急に対策が必要な拡大竹林の間伐(2.5ha)を実施しました。
-----	---

重点的な取り組み：農業の産業化促進・6次産業化の推進

市内で収穫された野菜などを活用し、摂南大学農学部や農業従事者、企業等と連携を図り、地域特性や消費者ニーズに対応した新たな商品化に向けた検討を行うとともに販路拡大に努めるなど、農業の産業化促進に取り組めます。併せて、新たな担い手となる新規就農者支援事業を継続することで、遊休農地の解消や農業振興を図るとともに、都市農業の強みを生かし、農業ふれあいツアーの充実や直売所等での農産物販売を通じて、新鮮な農産物を市民に供給する機会を提供していきます。また、消費者ニーズに対応した「6次産業化」を推進するために、「6次産業化基本方針」を策定します。



実 績	① 摂南大学農学部との連携で商品化した「すももちゃんサイダー」の増産。＜5,000本＞ ② 農業従事者や摂南大学農学部と連携して、すももの試験栽培を実施。 ③ 「枚方産さつまいもたい焼き」の増産。＜27,000袋＞ ④ 枚方市農山漁村発イノベーション推進戦略の策定。 ⑤ 新規就農者支援事業を実施し、令和6年4月から就農相談窓口の運用を開
-----	--

	始、研修機関との連携を開始。 ⑥ 農業ふれあいツアーの実施や、直売所等における農産物の販売。
説 明	① 摂南大学農学部が学生が収穫した杉地域のすももを使用したサイダーを5,000本増産しました（総本数22,000本）。 ② 農業従事者や摂南大学農学部と連携して、特産物の創出に向けて、すももの生育状況の確認を行いながら試験栽培を行いました。 ③ 地元企業や地元農家と連携して、約800kgの枚方産サツマイモを使用し、27,000袋を製造しました。また、たい焼きの餡に使用するサツマイモの収穫体験を9月に穂谷地区で実施し、72人の市民が参加しました。 ④ 農業者が国・府の支援を受けて、6次産業化の促進や多様な主体の参画による付加価値の創出などの事業を円滑に進めることができるよう、枚方市農山漁村発イノベーション推進戦略を策定しました。 ⑤ 新規就農者への支援を継続して実施しました。令和6年4月に、就農相談窓口の運用や、市の認定研修機関と連携したひらかた有機農産物アカデミーがスタートできるよう準備をしました。 ⑥ 収穫体験など、農業にふれる機会として農業ふれあいツアーを18回開催し、延べ1,633人の市民が参加しました。また、農業者団体が行う農畜産物の直売事業に助成し、9団体が直販を実施（延べ547日）することで、新鮮な農産物を市民に提供し、地産地消の促進を図りました。

重点的な取り組み： サンプラザ生涯学習課市民センターの③街区への移転

◆生涯学習交流センターの開館に向けた取り組み

サンプラザ3号館5階で運営しているサンプラザ生涯学習市民センターは、市駅周辺再整備に伴い、令和6年度前期を目途に③街区の3工区ビルに移転し、新たに生涯学習交流センターとして開館することから、図書館が併設されることも踏まえ、生涯学習交流センターの運営方法について検討するとともに、備品の調達など移転に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

実 績	① 生涯学習交流センターの運営方法の検討。 ② 生涯学習交流センター指定管理者の選定を実施。 ③ 生涯学習交流センターの備品の選定・発注。
説 明	① サンプラザ生涯学習市民センターは第4日曜日が休館日であることや日曜日は夜間区分の利用ができないことから、生涯学習交流センターでは立地を踏まえ、第4月曜日を休館日とすることと、日曜日についても夜間区分の利用ができるよう、生涯学習市民センター条例の改正を行いました。 ② 生涯学習交流センターの管理運営を行う事業者を選定するため、指定管理者選定委員会に諮問を行い、同委員会から答申をいただき、令和6年3月議会において指定管理者の指定議決を得ました。令和6年度は、開館準備を進めるとともに、開館後はオープニングイベントをはじめとする指定管理者に

	よる事業を展開し、生涯学習交流センターを中心とした賑わいの形成を図ります。 ③ 生涯学習交流センターの施設に調和し、利用者に快適にご利用いただけるという観点から、備品の選定、発注作業を行いました。令和6年度は、サンプラザ生涯学習市民センターの閉館に伴う業務を実施します。
--	---

重点的な取り組み：文化芸術活動の発展とにぎわいの創出

◆総合文化芸術センターから「文化芸術のまち」を発信

令和3年8月に開館した本市の文化芸術の拠点施設である総合文化芸術センターにおいて、国内外の著名なアーティストを招聘した事業や、枚方T-S I T Eや京阪ホールディングスなどと共催事業を実施していくことで、市内外から多くの人々が来館していただける施設となるよう運営していくとともに、来館者が市駅周辺商業施設等に流入できる仕掛けを作り、市駅周辺の活性化に繋げてまいります。

◆子どもや若い世代の文化芸術に触れる機会の充実

本市の子どもや若い世代が優れた文化芸術を鑑賞し体験する機会の充実を図ることを目的に、教育委員会と連携を図りながら、全市立小学校高学年を対象とした音楽やダンスなどのアウトリーチ事業や連携協定を締結している大阪フィルハーモニー交響楽団による、全市立中学校1年生を対象としたフルオーケストラ鑑賞会を総合文化芸術センターで実施します。

実 績	① 枚方市文化芸術振興計画（計画期間：平成29年度～令和11年度）について、令和6年3月29日付けで枚方市文化芸術振興計画改訂版を策定。 ② 国内外の著名なアーティストを招聘した事業や地域の事業者と連携した事業を実施。 ③ 小学校アウトリーチ事業を実施。＜参加人数：3,053人＞ ④ 中学校オーケストラ鑑賞事業を実施。＜参加人数：2,747人＞
説 明	① 枚方市文化芸術振興計画について、文化芸術を取り巻く状況や国・府の動向、これまでの取り組みの総括と今後の課題を踏まえ、枚方市文化芸術振興審議会へ諮問・答申を経て、令和6年度以降の本市の文化芸術施策を総合的に推進するための指針として、枚方市文化芸術振興計画改訂版を策定しました。 ② 「文化芸術のまち」の発信を目的に、総合文化芸術センターにおいて、ウィーン少年合唱団や新国立劇場バレエ団等の国内外の著名なアーティストを招聘した事業を実施しました。また、枚方T-S I T Eや京阪ホールディングス、京阪沿線の文化ホール等と連携した事業を実施することにより、多くの人々に来館していただきました。 ③ 市立27小学校の5・6年生を対象に、枚方市アーティストバンクに登録している本市ゆかりの若手アーティストを小学校へ派遣し、音楽や舞踊（ダンス）公演の鑑賞・体験を通して、子どもたちに多様な気づきの機会を提供しました。 ④ 全19市立中学校の1年生を対象とした大阪フィルハーモニー交響楽団に

	よるフルオーケストラ鑑賞会を、枚方市総合文化芸術センター大ホールで実施しました。ホールで本格的な公演を体験することで、文化芸術の迫力や素晴らしさに直に触れる機会を設けました。
--	--

重点的な取り組み：文化財の保存と活用

◆特別史跡百済寺跡の整備と魅力発信

歴史的建造物である築地塀の復元工事を進め、工事の進捗に応じて見学会を開催します。市内大学に協力いただき、新たな技術を取り込んだAR映像などICT技術を活用した魅力発信に取り組めます。

◆文化財の大切さを伝える啓発事業

出土遺物に直接「見て、触れて、感じる」ことができる市民歴史講座の実施や、歴史ウォーク・各種刊行物の発行など普及啓発に取り組めます。地元店舗等と連携した枚方宿まちかど歴史展示や鋳物の歴史を体感できるくらわんか鋳物ツーリズムを市内の鋳物製造企業の協力を得て実施します。

◆埋蔵文化財調査の確実な履行と公開

文化財保護法に基づく発掘調査が、大型開発事業を含め多数見込まれるため、調査を確実に実施し、その成果を市民に公開するほか、調査記録を年報にまとめ、図書館や自治体に配布します。

実 績	① 築地塀の復元工事は令和6年3月に完了。 ② あわせて築地塀躯体工事の見学会を12回＜参加人数：117名＞、瓦葺き見学会とAR映像体験を8回＜参加人数：77名＞、枚方まつりでのAR映像体験＜参加人数：300名＞を開催。 ③ 市民歴史講座を2回＜参加人数：27名・25名＞、楠葉地区での歴史ウォーク＜参加人数：17名＞まちかど歴史展示＜参加人数：605名＞を開催。鋳物ツーリズムを、コマツ大阪工場＜参加人数：22名＞、寿ダイガスト工業＜参加人数：19名＞クボタ枚方製造所＜参加人数：15名＞の3か所で実施。 ④ 埋蔵文化財発掘調査として、試掘確認調査＜23件＞や土地区画整理事業に伴う範囲内容確認調査＜2件＞、遺跡分布調査＜2件＞を実施。
説 明	① 百済寺跡の再整備は、歴史的建造物である築地塀を創建当時と同じ従来工法と鉄骨を使用した現代工法とで工事を行いました。 ② 施工中には版築や瓦葺きの作業を実際に見ていただく見学会を開催しました。大阪工業大学の協力を得て作成したAR映像は、建物の再現精度を大幅に向上させるとともに建物内部についても立体表現を追加しました。令和6年度は、公園園路の舗装や植栽を行い事業を完了します。あわせて説明板の追加設置及び多言語化などを行い、特設ホームページやSNSなどで国内外への啓発普及に取り組めます。 ③ 身近な文化財の大切さを伝える啓発事業として市民歴史講座（淀川の治水を題材にした講演会、鍵屋別棟の国登録有形文化財（建造物）登録を記念し

	た鍵屋施設見学会)、楠葉地区の文化遺産を巡る歴史ウォーク、親子で参加し 鋳物製造文化の知見を広げる鋳物ツーリズムなどを実施し好評を得ました。 ④ 市内での大型開発事業や宅地開発などに伴う、文化財保護法に基づく発掘 調査を確実に実施し、その成果を発掘現場での説明会（1回）や発掘調査報 告会（1回）にて発表を行いました。
--	--

重点的な取り組み： スポーツ施策の充実

◆スポーツに親しめる機会の充実と生涯スポーツの推進

ひらかた万博の一環として、サインバスケットボールなど障害者スポーツを含めさまざまなスポーツの体験を行うことができるイベント及びラグビーW杯の応援イベントなどを実施します。こうしたイベントの実施やスポーツの環境づくりを進め、あらゆる世代がスポーツに親しめる多様な機会の充実や、健康寿命の延伸を目指す生涯スポーツの推進の観点からも文化・観光・健康福祉の分野とも連携を深めます。

◆地元スポーツチームとの連携

夢と魅力あふれるまちづくりに向け、スポーツのすそ野を広げるため、枚方が本拠地のチーム「パナソニックパンサーズ」「F Cティアモ枚方」の知名度アップを図り、地域と交流できる機会を増やします。また、応援のぼり旗の活用を展開するとともに、情報発信の強化などで「みるスポーツ」を促進し、スポーツの実施率向上や賑わいの創出につなげます。



実 績	① 枚方市スポーツ推進計画（計画期間：平成 29 年度～令和 9 年度）について、令和 6 年 3 月 27 日付けで枚方市スポーツ推進計画改訂版を策定。 ② サインバスケットボール等の障害者スポーツ体験会と 3on3 体験会を組み合わせた「スポーツチャレンジフェスタ」を開催。＜参加人数：362 人＞ ③ 本市にゆかりのある選手等を応援するラグビーW杯のパブリックビューイングを開催し、観るスポーツの楽しさを知るきっかけを創出。 ＜参加人数：300 人＞ ④ 地元スポーツチームと連携し、公式試合への市民無料招待や応援のぼり旗・応援用横断幕を作成し、知名度を高める取り組みを推進。
説 明	① 枚方市スポーツ推進計画について、スポーツを取り巻く状況や国・府の動向、令和 5 年 6 月に作成した中間評価報告書を踏まえ、枚方市スポーツ推進審議会へ諮問・答申を経て、令和 6 年度以降の本市のスポーツ施策を総合的に推進するための指針として、枚方市スポーツ推進計画改訂版を策定しました。 ② 11 月 25 日（土）にこども夢基金事業として、サインバスケットボールや車いすバスケットボール等の体験会とストリートバスケットボールの選手から直接教えてもらえる 3on3 体験会を組み合わせ、障害の有無に関わらず楽し

	めるイベント「スポーツチャレンジフェスタ 2023」を淀川河川公園枚方地区屋外バスケットコートで開催し、362 人の参加がありました。 ③ 9 月 10 日（日）に、本市にゆかりのある選手等を応援することで地域の一体感を醸成し、観るスポーツの楽しさを知るきっかけとなるイベント「RUGBY WORLD CUP 2023 パブリックビューイング」を開催し、300 人の参加がありました。 ④ 本市との連携協定に基づく取り組みとして、パナソニックパンサーズと FC ティアモ枚方による公式試合への市民無料招待を実施しました。 また、パナソニックパンサーズは市内幼稚園・保育所（園）、小学校、中学校の合計 56 校でバレーボール体験教室等を実施し、FC ティアモ枚方は公開練習や公開トレーニングマッチイベントを開催するなど、トップチームとの触れ合いを通じたスポーツを楽しむ機会を創出しました。 さらに、情報発信の強化として両チームを応援するのぼり旗の市内協力店舗への設置や各チームの応援用横断幕を作成し、ホームスタジアム（アリーナ）に掲出するなど、知名度を高める取り組みを推進しました。
--	---

令和5年度 (2023年度)	健康福祉部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 子どもからお年寄りまで、全ての市民が、“枚方市”でいつまでも心身ともに健康で安心して暮らせるよう、福祉事務所・保健所と一体となって、所属職員が力を合わせ、様々な施策に積極的に取り組みます。 ①全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、総合的に支援します。 ②ひらかたポイントを活用し、市民の健康づくりを推進します。 ③デジタル技術を活用し、健康福祉分野にかかる遠隔窓口による相談や手続きを試行実施し、新しい市民窓口の開設につなげます。 ④健康寿命の延伸に向け、各種計画の策定において具体的な目標等を定めるとともに、効果的な介護予防事業の推進を図ります。 ⑤複合的な課題を有する方への「重層的支援体制整備」の充実、認知症施策の総合的な推進、災害時に要配慮者が困らない環境整備、高齢者の見守りサービスの充実、判断能力が不十分な方の権利擁護支援の強化など、困りごとを抱える方々が安心して暮らせるための取り組みを進めます。	
＜部の構成＞ 健康福祉政策課 健康寿命推進室 長寿・介護保険課 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 健康寿命推進室 母子保健課 新型コロナワクチン接種対策室 福祉指導監査課	＜主な担当事務＞ (1)健康・医療・福祉に関すること。 (2)高齢者福祉・介護保険に関すること。 (3)健康づくり・介護予防に関すること。 (4)母子保健に関すること。 (5)新型コロナワクチン接種対策に関すること。 (6)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

重点的な取り組み：ひらかたポイントを活用した健康づくりの推進

ウォーキングやスポーツ活動などを通し、幅広い世代がひらかたポイントを活用できる取り組みの推進を図ります。

また、健康経営を推進する企業等を後押しできるようにひらかたポイントの活用を促すほか、ロゲイニング要素を取り入れたポイント付与企画の検討や、民間キャッシュレスポイントへの交換方法の検討など、市民の健康づくりを推進するポイント制度の幅広い仕組みづくりに取り組みます。

実 績	① ひらかたポイント周知啓発。 ＜ひらポ講座3回 イベントでの周知活動5回＞ ② 協力店ラリーの実績。 ＜協力店利用者数 令和4年度と比較して約54%増加＞ ③ 健康増進の後押しとして新たにポイント付与事業を拡充。 ＜後期高齢者医療健康診査6,739件 6,739,000ポイントなど＞
説 明	① 高齢者向けにひらかたポイント使い方講座の実施や、ウォーキングイベント、枚方まつり等でひらかたポイントアプリのインストール支援等を実施することで、幅広い世代に利用してもらえよう周知・啓発を実施しました。 ② ひらかたポイントの更なる活用を促す取り組みとして「協力店ラリー」を実施し、新たな利用層の開拓や協力店での利用促進につながる取り組みを実

	施しました。 ③ 後期高齢者医療健康診査及び歯科健康診査を新たにポイント付与対象事業とすることで、市民の健康づくりの取り組みを更に推進しました。
--	--

重点的な取り組み：デジタル技術を活用した相談窓口の試行実施

新たな地域拠点を目指す取り組みとして、北部リーフにおける健康福祉分野にかかる相談や手続きについて、デジタル技術を活用して本庁の所管課職員との双方向通信により遠隔対応できる窓口を試行開設します。この試行結果を踏まえ、令和6年度前期開設予定の③街区（仮称）市民窓口のあり方について検討を進めます。

実 績	① 北部リーフにおけるオンライン相談の実施。＜相談件数：186 件＞ ② ③街区（仮称）市民窓口のあり方の検証。
説 明	① オンライン対応部署を増やし、健康・福祉に関する相談に来られた場合、市職員が相談者とともに ICT 機器等を活用し、画面を通じての相談や申請の受付事務を実施しました。 ② ICT 機器や市職員といった補助機能や人員が必要となる場合もありましたが、検証の結果、オンラインでも実際に対面するのと同様の相談対応が行えることがわかり、市駅前行政サービスの再編の検証につながることができました。

重点的な取り組み：デジタル技術を活用した相談・案内支援の取り組みの推進

北部支所（北部リーフ）における遠隔オンライン相談の試行実証を進めるとともに、支援・補助ツールとして、ホームページ上（PC や スマホ）で、いくつかの簡単な設問に答えることで、その人の状況に応じて利用できる支援制度やその手続きをわかりやすく情報提供できるシステム「健康福祉総合相談に係るガイドシステム」の構築を進めます。また、ひきこもり等の方に対する支援の一つとして、メタバースを活用して疑似見学・体験ができるようなツールの導入についても検討します。

実 績	① 北部リーフにおけるデジタル機器を活用したオンライン相談の試行実施。 ② 「福祉サービス検索システム」の構築。
説 明	① オンライン相談・申請時に必要な書画カメラを導入し、遠隔であっても、よりスムーズに申請書の書き方等について説明できるようになり、市役所本庁に行かなくても相談や申請が行えるといった利便性等についての検証結果を得ました。 ② パソコンやスマートフォンを活用し、個人情報を入力することなく、悩みに関する質問に答える中で、自身が抱える悩みを整理しながら、利用できる可能性がある支援情報を知ることができるよう、システム構築を進め、令和6年4

	月から運用を開始しました。 ※メタバースの活用については「福祉事務所の取り組み」に掲載しています。
--	---

重点的な取り組み：健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進

健康寿命の延伸に向け、健診データや介護データ等のビックデータ（KDB等）を活用しながら健康状態不明者を把握し、適切な支援につなげるために個別訪問を行うハイリスクアプローチなどにより、誰一人取り残さない実効性をもつ効果的な健康づくりを推進していきます。また、高齢者が生きがいをもち、自分らしく暮らすことができるまちづくりをめざすとともに、市民の健康づくりの指針となるよう健康寿命の延伸に向けた具体的な目標等を定めた次期計画として、「第3次枚方市健康増進計画」、「第2次枚方市歯科口腔保健計画」、「第4次枚方市食育推進計画」及び「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）」を策定します。あわせて、市民生活部（国民健康保険課）と枚方市国民健康保険被保険者を対象とした「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」についても策定を行います。

実 績	① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。 ② 「第3次枚方市健康増進計画」、「第2次枚方市歯科口腔保健計画」、「第4次枚方市食育推進計画」を策定。 ③ 枚方市国民健康保険「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」を策定。
説 明	① 高齢者の生活習慣病対策・フレイル対策を目的とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、ハイリスクアプローチ（健康状態不明者等対策）及びポピュレーションアプローチ（通いの場等への積極的な関与等）を地域包括支援センターと連携しながら本市全域において実施するとともに、把握した高齢者の状況に合わせて、必要な制度やサービスへの接続、個別支援の実施等の継続支援を行いました。 ② 枚方市健康増進計画審議会、枚方市食育推進計画審議会での審議を経て、「第3次枚方市健康増進計画」、「第2次枚方市歯科口腔保健計画」、「第4次枚方市食育推進計画」を策定しました。令和6年度からは計画に基づき、胎児期から高齢期に至るまで、生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）の推進を図ります。 ③ 特定健康診査及び特定保健指導の実施を通して、生活習慣病患者及びその予備群の減少と国民健康保険被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の重症化予防を図るため、「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」を策定しました。特定健康診査受診対象者の年齢層だけでなく、より若い世代にも働きかけ、早期から生活習慣病に関する情報の普及・啓発を行うために、他法（健康増進法）に基づき実施している健康講座やイベント等の健康づくりに関する取組みとの連携を図り、計画目標を推進していき

	ます。
--	-----

重点的な取り組み：介護予防事業における自主グループの活動支援の推進

「ひらかた元気くらわんか体操実施グループ」や「くらわんかウォーカーズ（ノルディック・ウォーキング実践グループ）」等の運動ツールを活用するグループや高齢者居場所等の通いの場で活躍している既存グループが、さらなるフレイル予防に取り組むことができるよう、新たに医療専門職等による膝痛を予防する運動や栄養の改善、口腔機能の向上に関する普及啓発等に努めます。

また、成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した介護予防事業については、仲間との「つながり」を重視した自主グループ化に向けた支援を行い、「やりがい」や「生きがい」を持つことができるよう取り組みを進めます。さらに、これら民間事業者が持つブランディング等のアイデアやノウハウについては、今後の介護予防事業の取り組みにおいて活用できるよう検討を行います。

実 績	① 介護予防普及啓発事業の新たな地域展開。 ② いくつになっても誰もが主役の介護予防事業（SPRING ひらかた）の実施。 ③ 「街かど健康ステーション」の設置に向けた検討。
説 明	① 膝痛を予防するための膝痛予防教室と、認知症予防のためのひらかた脳活教室については、リハビリテーション専門職によって、より身近な地域で参加しやすい環境を整えて実施するとともに、オンラインによる口腔機能の向上に関する講座を定期開催し、日常生活の中で継続した介護予防に取り組めるように、介護予防事業の拡充を図りました。 ② 成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用し、介護予防に資する文化的な趣味活動を支援する体制の構築を図るとともに、自主的な活動をするグループの育成と継続した活動の支援を行いました。 ③ 高齢者が身近な場所で介護予防につながる活動に取り組むことができる新たな「介護予防拠点」として、「街かど健康ステーション」を令和6年度から設置するための準備を行い、SPRING ひらかたで組成された自主グループはもとより、高齢者居場所の登録要件に満たない自主グループの活動を支援できる体制の構築を図るなど、さらなる高齢者の社会参加の促進に努めました。

重点的な取り組み：福祉施設等の安定的な運営に向けた指導監督の実施

介護保険事業者、障害福祉事業者及び障害児通所支援事業者へ集団指導等の実施により情報発信に取り組みます。

福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につながるよう指導監督を行い、福祉サービスの向上を図ります。

令和6年度に介護保険・障害福祉サービス事業等の報酬改定等が予定されており、国等への情報収集に努め、的確に対応していきます。

実 績	① 介護保険事業者、障害福祉事業者及び障害児通所支援事業者へ集団指導を、社会福祉法人等へ指導監査説明会を実施 <受講率 介護保険事業者：86.11%、指定障害福祉サービス事業者等：71.97%、社会福祉法人等：100%> ② 福祉施設等への指導監督を実施<介護事業者：31件、障害者（児）事業者：38件、社会福祉法人：12件、社会福祉施設等：44件、認可外保育施設等：55件> ③ 令和6年度からの介護保険・障害福祉サービス事業等の報酬改定に向けて、条例・規則等を改正
説 明	① 介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬請求の内容等について、本市ホームページへの資料掲載やオンデマンド配信により周知を行い、専用フォームにて回答を受ける形式を実施し、令和6年度以降も受講率が向上するよう取り組みました。 ② 令和6年度以降も指導監督を行い、福祉サービスの向上を図ります。 ③ 「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく厚生労働省令等の一部改正により、身体的拘束等の適正化の推進や障害者の意思決定支援の推進などに関して条例・規則等の改正を行いました。集団指導等を通じて周知を行います。

重点的な取り組み：重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現をめざして、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合的な課題を有する方への相談・支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの活動を充実させるとともに、福祉事務所が取り組む健康福祉に関する総合相談と連携した相談支援体制の強化を図ります。あわせて、支援関係者と緊密な連携を図り、困りごとを抱えた方の把握から必要な支援までを行う重層的支援体制整備の充実を図ります。

実 績	① 支援会議及び重層的支援会議の開催。<開催回数：87回> ② CSWによる相談・支援。<相談件数：延9,469件>
説 明	① 支援会議では、ヤングケアラーや8050問題、不登校や児童虐待事例など複雑化した課題を抱える世帯への支援について検討を行いました。重層的支援会議では、それぞれ支援会議で検討を行った支援方法について、継続的に関係者間で意見交換を行い、支援内容の見直しや新たな課題への検討など、支援体制の充実を図りました。 ② 重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働等事業を枚方市社会福祉協議会へ委託しており、CSWが身近な福祉相談員として相談、支援及び他機関へのつなぎ等を行いました。

重点的な取り組み：重層的支援のさらなる推進

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズによりきめ細かな支援が行き届くように、地域包括支援センターも含めた相談窓口の充実を目指すとともに、誰ひとり取り残さないという観点で、潜在化した課題にも注視しながら、関係機関との連携を強化して重層的支援体制の充実に取り組みます。

実 績	① 相談窓口・多職種連携会議の開催。＜開催回数：2回 参加団体数：延26団体、参加者数：延64人＞ ② 重層的支援会議及び支援会議での支援プランに基づく支援関係者による連携支援の実施。＜支援件数：延645件 新規相談件数：32件＞
説 明	① 相談支援を行っている各関係機関等を対象に「相談窓口・多職種連携会議」を実施しました。第1回は「孤独・孤立と社会的支援」をテーマに講演会を、第2回は「枚方市が実施する参加支援事業」について事例紹介等を行い、各関係機関との連携を図りました。 ② 地域から寄せられる様々な相談に対して、支援会議を活用して関係機関で支援方法を検討しました。また、高齢者の相談に関しては、地域包括支援センターと協力しながら支援を行ったほか、コミュニティソーシャルワーカーと協力して社会参加支援を行うなど、地域と密接に連携しながら、関係機関と協力して支援を行いました。

重点的な取り組み：認知症支援体制の充実

「2025年・2040年問題」への対応を見据えた「地域包括ケアシステム」を推進するため、重要な取り組みの一つである認知症支援対策の充実を図ります。具体的には、認知症やその疑いがある方、また、その家族などに対し相談・支援、予防や見守り、適切な医療の提供など必要な支援が早期に届くよう、地域包括支援センターや市内医療機関（かかりつけ医）等の相談支援機関、認知症サポート医との連携体制の充実に取り組みます。また福祉事務所などを含め、市で実施する認知症の予防や認知症の方への支援策に係る施策の取りまとめを行い、認知症施策の総合的な推進を図ります。

実 績	① 認知症の人とその家族を支援する「一体的支援事業」を市内2か所の事業所で開始。 ② 「認知症初期集中支援事業」を13件発動し、医療機関を含めたチームとして支援を実施。 ③ 「在宅医療と介護連携に関する支援事業」として、医師会と共に医療と介護の連携体制を構築して施策を推進。
説 明	① 本人の意欲向上、家族の介護負担軽減、家族関係の再構築につながる支援策のひとつとして、本人と家族が共に活動する時間を設け、一連の活動としてプログラムを実施しています。 ② 認知症疾患には早期の対応が重要であるため、発症初期の段階で医療と介

	護の専門職によるチームが個別の訪問を行い、認知症の人や家族に対して適切な支援を実施することを目的に、認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）を市内医療機関2か所に設置しています。 ③ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な支援を目的に連携体制を構築しています。
--	--

重点的な取り組み：認知症の理解促進と支援の推進

高齢化に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症の正しい知識の普及と理解の促進を図るため、世界アルツハイマーデー及び月間における取り組みを充実します。認知症サポーター養成講座については、より身近な地域で受講できる環境を整えるとともに、未来を担う小学生を対象に認知症に関する出前授業や地域への理解促進を図るため「オレンジガーデニングプロジェクト」に取り組みます。また、認知症の人とその家族が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の方に優しい店など、地域や事業者と連携した取り組みを進めるとともに、「認知症コールセンター」の開設に向けた検討を進めるなど、総合的・一体的な支援体制の充実に取り組みます。

実 績	① 「認知症サポーター養成講座」を実施。＜受講者数：28,729人＞ ② 小学生を対象とした周知啓発の取り組みである「認知症フレンドリーキッズ授業」を開催。＜7校17クラス 501人が参加＞ ③ 認知症に関する周知啓発を実施。
説 明	① 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」に基づき養成し、認知症の正しい知識の普及と理解促進を図っています。 ② 認知症の基礎知識を学ぶとともに VR で認知症の人が見える世界を疑似体験してもらう授業として、基本的に小学生を対象に実施しています。 ③ 認知症の理解促進や早期発見の啓発を強化するため、認知症月間における取り組みとして市役所における啓発ブースの設置やオレンジガーデニングプロジェクトなどを実施しています。

重点的な取り組み：災害時の体制整備に関する取り組み

災害時に自力で避難することができない要配慮者が速やかに避難できる環境整備に努めます。

また、避難所での生活が困難な災害時要配慮者が避難生活を送る福祉避難場所について、開設準備から開設に向けた体制整備に努めるとともに、災害発生時に「防ぎえた災害死」を最小とすため拠点応急救護所の仕組みづくりや訓練の実施等、災害医療体制の整備に取り組みます。

実 績	① 災害時要援護者名簿と避難行動要支援者名簿の統合。 ② 指定福祉避難所に関する協定施設や関係機関との意見交換会を開催。 <開催回数：2回> ③ 災害医療連携訓練の実施。<開催回数：1回>
説 明	① 類似した異なる名簿が存在することにより、迅速な対応が必要な災害時において、避難支援等関係者の混乱を招くおそれがあることなどから、令和6年2月をもって「災害時要援護者名簿」の作成・配布を終了し、災害時の要配慮者情報を「避難行動要支援者名簿」に集約しました。 ② 指定福祉避難所の運営にあたり、協定施設及び市関係各課と連絡手段・避難物資の配送・電力供給・人的支援等の運用や避難所の拡充、各指定避難所の役割、避難所システムの活用、連絡訓練の実施等について意見交換会を実施しました。 ③ 災害発生時の迅速かつ適切な医療救護活動に係る対応能力の向上を目的として、市内災害協力病院である吉田病院において拠点応急救護所活動訓練を実施するとともに、枚方市内の医療機関等と連携し、EMIS（広域災害救急医療システム）入力やMCA無線交信等による情報伝達訓練を実施しました。

重点的な取り組み：高齢者見守りサービスの拡充に向けた検証

一人暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、現在実施している固定電話回線による緊急通報装置の貸与に加え、キッズフォンを活用した「緊急通報システム」と、一定時間反応がない場合に必要に応じて事業者が駆けつける「見守りセンサー」を公民連携により試行導入し、高齢者見守りサービスの拡充に向けた検証を行います。

実 績	① 固定電話による緊急通報装置を貸与。 <貸与数：2,685 件（令和6年3月31日時点）> ② 公民連携による高齢者見守りサービスの実証実験の実施。 <実証実験参加者：19人>
説 明	① 健康に不安を感じている、ひとり暮らしの高齢者（ひとり暮らしに準ずる方も含む）に対して、緊急通報装置を貸与しました。 ② 令和5年6月5日～9月9日の期間、公民連携の取り組みとして、キッズフォン型の機器と、センサー感知器を貸し出し、自宅内だけでなく外出時でも緊急通報ができる見守りサービスについて実証実験を行い、効果検証を行いました。実証実験終了後のアンケートでは、約半数が安心だと答えており、概ね好評でした。しかし、実証実験の手法では費用面で課題が残るため、引き続き効果的な手法について検討を行っています。

重点的な取り組み：ひらかた権利擁護成年後見センターの機能強化

成年後見制度の利用促進と合わせて、必要に応じ専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による派遣相談事業の実施や、被後見人などを直接支援している支援機関との協議・情報共有の場として「相談支援部会」を設置するなど、地域連携ネットワークを強化し、被後見人や後見人をチームとして支援する体制を構築し、権利擁護支援に取り組めます。

実 績	① 専門職による相談の実施。＜相談件数 31 件＞ ② 相談支援部会の実施。＜開催回数：3 回＞
説 明	① 専門職の弁護士・司法書士・社会福祉士による無料の専門相談を市民向けに開催し、課題整理や成年後見制度利用の必要性の判断など助言指導を行いました。 ② 「相談支援部会」では、チーム支援の現状や課題の共有のほか、権利擁護支援に携わる関係機関向けに、社会資源の把握や制度の理解、多職種との連携がイメージでき、適切な支援に役立てられるよう、事例集作成について検討を行いました。

重点的な取り組み：生活困窮者自立支援制度の充実に向けた取り組みの推進

生活保護受給者及び生活困窮者等が抱える課題を整理し、日常生活や社会生活、就労に関する支援をそれぞれの基礎能力に応じた自立の促進を計画的かつ一貫して支援するため、生活保護受給者等就労支援事業及び生活困窮者等就労準備支援事業において、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入の取り組みを進めます。

実 績	① 成果連動型民間委託契約方式による生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会の開催。＜開催回数：4 回（令和 4 年度分 1 回を含む）＞
説 明	① 令和 4 年度から 2 か年にわたり、運営事業者を選定するために、就労準備支援の観点から学識経験者や専門的知識を有する者で構成した選定審査会を設置し、評価指標や事業内容及び選考基準に関する意見聴取を行いました。就労だけを捉えるのではなく、就労以外の事業成果についても可視化を図り、評価対象とすることで、民間活力が十分に発揮され、より実効性のあるものにするよう、取り組みました。 ※生活保護受給者への支援については「福祉事務所の取り組み」に掲載しています。

重点的な取り組み：エネルギー・食料品価格等の物価高騰における生活困窮者等への支援

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けた低所得者に対し、給付金の対象世帯へ確実に給付が行えるよう、個別通知を行うとともに、ホームページへも掲載し周知を図ります。また、休業や失業等、様々な困難に直面した方には、生活困窮者自立支援制度等を通じて自立支援に取り組めます。加えて、収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、その内容も多様化す

るなど、長期にわたる支援が求められているため、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方への切れ目のない支援に努めます。

実 績	① 低所得世帯等へ給付金を支給。 <住民税非課税世帯等に対する給付金支給件数（3万円）：47,912件> <住民税均等割のみ課税世帯への給付金給付支給件数（1.5万円）：4,220件> <住民税非課税世帯等に対する給付金支給件数（7万円）：43,341件> <住民税均等割のみ課税世帯への給付金支給件数（8.5万円）：4,964件> <低所得の子育て世帯への給付金支給件数（5万円）：5,881件> ② 生活困窮者関係相談の実施。<相談件数：2,144件> ③ 生活困窮者への切れ目のない支援の実施。 <重層的支援会議及び支援会議を経て終結した件数：19件>
説 明	① 電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響が大きい低所得者世帯に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給しました。また、物価高騰が特に深刻な影響を与えている低所得の子育て世帯に対しても給付金を支給しました。 ② 様々な困難を抱えた方々に対し、関係機関と連携し、継続的・寄り添い型の対応を通じて、自立に向けた包括的支援に取り組みました。 ③ 様々な関係機関との連携や継続的な支援体制の構築により、これまで各分野のみでは対応が困難であったケースの状況が改善し、終結につながるなど、切れ目のない支援に取り組みました。

令和5年度 (2023年度)	福祉事務所の取り組み
＜所長の方針・考え方＞ ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に対して、あらゆる角度からもれなく個別に最適な支援をするとともに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組みます。 ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、複雑化・複合化する生活課題を抱える人への支援体制を構築し、支援施策の充実や環境整備に取り組みます。	
＜部の構成＞ 健康福祉総合相談課 障害企画課 障害支援課 生活福祉課	＜主な担当事務＞ (1) 健康福祉相談に関すること。 (2) 障害者福祉に係る施策の企画、調整に関すること。 (3) 障害者福祉に係る施策の実施に関すること。 (4) 生活保護に関すること。

重点的な取り組み：デジタル技術を活用した相談・案内支援の取り組みの推進

北部支所（北部リーフ）における遠隔オンライン相談の試行実証を進めるとともに、支援・補助ツールとして、ホームページ上（PCやスマホ）で、いくつかの簡単な設問に答えることで、その人の状況に応じて利用できる支援制度やその手続きをわかりやすく情報提供できるシステム「健康福祉総合相談に係るガイドシステム」の構築を進めます。また、ひきこもり等の方に対する支援の一つとして、メタバースを活用して疑似見学・体験ができるようなツールの導入についても検討します。

実 績	① メタバースの活用について情報収集し、協議・検討を実施。
説 明	① 関係部署、関係事業者等とミーティングを行い疑似体験に係るツールの詳細事項等について情報収集し、導入にかかる検討を実施しました。 ※ 「健康福祉総合相談に係るガイドシステム」については「健康福祉部の取り組み」に掲載しています。

重点的な取り組み：手話に関する普及活動の推進

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念に基づいて、新型コロナウイルス感染症の影響等による規制が緩和される中、新しい生活様式に対応するため、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの更なる利用促進を継続して進めます。また、手話は言語であるという認識のもと、小中学生を対象とした、手話への理解と普及促進に向けた取り組みを進めます。

実 績	① 遠隔手話通訳サービスの提供。＜利用実績 623 件＞ ② 国連が定めた 9 月 23 日の「手話言語の国際デー」にヒラリヨンのブルーライトアップを実施。 ③ 小中学生を対象として開催した「枚方市手話普及イベント（バスケットボール教室&デフバスケットボール体験会）」において手話体験コーナーを実施。
説 明	① 制度の利用促進を図るため、枚方市手話通訳協会と連携し作成した DVD を関係団体に配布するとともに、制度に関する説明会を実施しました。引き続き利用促進に向け、制度の周知に努めます。 ② 国連が定めた 9 月 23 日の「手話言語の国際デー」において、世界各地で名所や施設をシンボルカラーの青色にライトアップする取り組みに合わせて、岡東中央公園の平和の鐘カリヨンでブルーライトアップを実施し、多くの市民が足を止め、取り組みに関心を示されました。 ③ 障害者スポーツイベントの中で、「手話クイズ」を実施し、手話を身近なものとしていただく機会を提供しました。今後もあらゆる機会をとらえ、手話の普及啓発に努めます。

重点的な取り組み： グループホームにおける重度障害者の受入促進

グループホームにおける重度障害者の受入れを促す目的で、4つの取り組みを行います。「障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）」を開設し、求職と就労のマッチングをきめ細かく行い、就労に結び付くよう努めます。拡充した「グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金」を活用し、不足する世話人の解消に努めます。重度障害者の受け入れにつながるよう改編を行った「グループホーム運営支援補助金」、「グループホーム新規開設補助金」についても制度周知、活用促進に取り組み、重度であっても、障害者が自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるよう、努めます。

実 績	① 令和 5 年 4 月 1 日より障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）を開設。 ② グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金を拡充。＜研修受講 8 名、補助実績 3 名＞ ③ 重度障害者の受け入れ促進につながるよう、「枚方市グループホーム運営補助金」の見直し。＜補助実績 15 住居 20,175,000 円＞
説 明	① 障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）に 5 名の就職相談がありましたが、雇用条件等の不一致等により就職には至りませんでした。引き続き、障害者福祉サービス事業所への就労に結び付くよう当就職センターの周知に努めます。 ② 令和 5 年度の「グループホーム世話人養成研修」については、8 名が受講されました。受講修了者の内、グループホームの世話人として就職した日か

	ら、半年継続して就労された方3名及び就職した日から1年以上継続して就労された方3名に対して補助を実施しました。引き続き、制度の周知を図り、世話人の確保に繋がるよう努めます。 ③ 枚方市グループホーム運営費補助金については、重度障害者の入居割合を8割以上とすることを要件とした上で、補助額の引き上げを行いました。実績は伸び悩み、支給要件の見直しを図ることで、活用促進に努めます。
--	--

重点的な取り組み：枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）及び枚方市障害者計画（第4次）改訂版の策定

障害者の地域での生活を支援するため、令和5年度末の計画期間の完了に伴い、令和6年度から8年度を計画期間とする、枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）を策定します。また、計画期間を6年間として、終期を令和8年度末までとしていた枚方市障害者計画（第4次）についても、法改正や社会状況の変化等も踏まえ、概ね中間年にあたる令和5年度に、今後3年間の障害者施策の方向性について検証し、必要な改訂を行います。

実 績	① 枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）及び枚方市障害者計画（第4次改訂版）を策定。
説 明	① 当事者等に対するアンケート調査を実施したほか、枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会を開催し、専門的な見地から意見を聴取し、枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）及び枚方市障害者計画（第4次改訂版）を策定しました。今後はこれらの計画に基づき、障害者施策の推進及び、障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把握に努めます。

重点的な取り組み：こどもの安心・安全対策支援事業の実施

令和4年度に発生した認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされた事件を受けて、早急に子どもの安全を守るとともに保護者の不安解消に繋げるため、事業所の送迎用バスへの安全装置、登降園管理システム、ICT技術を活用した子どもの見守り支援（子どもの見守りタグ等）の導入を支援します。

実 績	① 送迎用バスへの安全装置の設置希望事業所に対して、送迎用バスへの安全装置の設置の補助を実施。＜補助実績 49 か所＞
説 明	① 子どもの安全を守るとともに保護者の不安解消に繋げるため、事業所の送迎用バスへの安全装置の設置に向けた取り組みに対し、補助を行いました。なお、令和5年度においては、登降園管理システム、ICT技術を活用した子どもの見守り支援（子どもの見守りタグ等）についての実績はありませんでした。

重点的な取り組み： 医療的ケア児及びその家族に対する支援の取り組み

医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を目的とした「医療的ケア児等通所支援事業」について、対象事業所の拡充や補助単価の改定等により、更なる支援を行います。

また、関係機関や今年度から開設された、大阪府の医療的ケア児支援センターとも連携を図りつつ、市内の医療的ケア児（者）の支援の拡充に向けて施策を検討します。

実 績	① 「医療的ケア児等通所支援事業」における基準額の改定。＜日額上限 8,680 円から 9,300 円、支援実績 1 事業所 1,368,600 円＞ ② 「医療的ケア児等支援連絡会議」を開催。
説 明	① 医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に対して、看護師の人件費（日額上限 9,300 円）について助成を行う「医療的ケア児等通所支援事業」を実施しています。 令和 5 年度は、15 名の医療的ケア児の受け入れに繋がりました。 令和 6 年度も引き続き制度周知に取り組み、看護師配置の促進を通じて、通所先の確保に向けた支援を行います。 ② 日常生活を営むため医療依存度の高い状態にある医療的ケア児とその家族を地域で支えることを目的に、関係機関による「医療的ケア児等支援連絡会議」を令和 6 年 1 月に開催し、大阪府の医療的ケア児支援センターも参加する中で関係機関の連携強化を図るとともに、意見交換を通じて、必要な支援について検討しました。 令和 6 年度は、社会参加の促進の観点から、成人も含めた幅広い支援ニーズの把握に努め、医療的ケアが必要な方の地域生活を支える施策について検討します。

重点的な取り組み： 避難所における要支援者への支援の取り組み

個別避難行動計画の作成に向けた取り組みを進めるとともに、避難所において要支援者が、どのような支援を求めているのかということを周囲の人に伝える手法などについて検討を進め、要支援者の避難行動における安全・安心の確保に努めます。

実 績	① 枚方市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿情報を自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供するとともに、個別避難計画の様式について関係課で協議し決定。 ② 障害福祉計画等の策定に伴い災害時の要支援者のニーズを把握するアンケート調査を実施。
説 明	① 令和 5 年 6 月、新たに、避難行動要支援者名簿に登載された方 600 名に対して同意書を発送し、約 7 割の方から、災害時に支援を受けるため、あらかじめ個人情報避難支援等関係者に提供することについて同意を得ました。

	その後、同意された方の名簿情報を自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供し、避難支援体制の強化を図りました。 ② 障害福祉計画等の策定に伴うアンケート調査において、災害時の避難所における要支援者のニーズを一定把握しました。今後、それぞれの障害特性に応じたニーズをもとに、災害時の避難所運営に活かしていきます。
--	---

重点的な取り組み：スポーツを通じた障害者理解と社会参加の促進

障害のあるなしに関わらず参加できるeスポーツやウィルチェアスポーツ等の講習会を関係機関と連携し、開催するなどして、障害者の社会参加を促進しスポーツに慣れ親しんでいただく取り組み、障害の理解が深まる取り組みを進めます。

実 績	① 令和5年9月2日モルック&サウンドテーブルテニス体験会、令和5年12月16日eスポーツ体験会、令和6年3月24日車いすテニス体験会を開催。 ＜参加者数：モルック&サウンドテーブルテニス22名、eスポーツ体験会19名、車いすテニス体験会14名＞
説 明	① いずれのイベントも障害のあるなしに関わらずパラスポーツへの理解と共感を深めてもらうとともに、スポーツに触れるきっかけを提供することを目的に誰もが楽しめる参加体験型イベントとして実施しました。今後もこうした取り組みを継続し、様々なスポーツイベントを通して障害のある方の社会参加促進を図っていきます。

重点的な取り組み：生活困窮者自立支援制度の充実に向けた取り組みの推進

生活保護受給者及び生活困窮者等が抱える課題を整理し、日常生活や社会生活、就労に関する支援をそれぞれの基礎能力に応じた自立の促進を計画的かつ一貫して支援するため、生活保護受給者等就労支援事業及び生活困窮者等就労準備支援事業において、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入の取り組みを進めます。

実 績	① 生活保護受給者等就労支援事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の令和6年度導入に向け、審査会にて成果指標等を審議、事業候補者の選定について答申を受け委託事業者を決定し、契約を締結。
説 明	① 令和5年5月25日に第2回審査会を開催し、成果指標等の審議を行いました。また、同年9月13日に第3回審査会を開催し、プレゼンテーションの実施及び枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会からの答申を受け同年9月28日に事業候補者へ審査決定通知書を送付。令和6年1月に事業者と契約締結を行いました。 令和6年4月1日から令和9年3月31日の3か年において生活保護受給者等就労支援事業にPFS（成果連動型民間委託契約方式）を導入することで、就労意欲はあるものの就労決定に至らない方や、就労が決定しても短期間で離職するなど、様々な個々の課題解決に向けて成果指標を設定し、民間

	活力が十分に発揮し、より就労支援の実効性を高める取り組みを行います。 ※生活困窮者等にかかる生活困窮者等就労準備支援事業については、「健康福祉部の取り組み」において実績及び説明を掲載しています。
--	---

令和5年度 (2023年度)	保健所の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、難病、精神保健、医事・薬事、食品・環境・動物衛生等、専門的な技術により市民の生活を安全に導いています。新型コロナウイルス感染症については、国や大阪府、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザ等感染症からの類型変更後においても予防啓発から発生動向の把握などにより一般的な感染症対策に努めていきます。併せて、市民が種々の健康危機に直面した際に対処できるよう、保健所移転の機会をとらえ専門的かつ技術的業務の推進に取り組むとともに、有事に備えた体制整備、人材育成に取り組みます。 ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化 ②安全で快適な生活環境の確保 ③専門的かつ技術的業務の推進	
＜部の構成＞ 保健医療課 保健衛生課 保健予防課	＜主な担当事務＞ (1)健康危機管理に関すること。 (2)医事及び薬事に関すること。 (3)食品衛生・環境衛生に関すること。 (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。 (5)感染症及び難病の対策等に関すること。 (6)精神保健に関すること。 (7)自殺対策に関すること。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（1. 災害対策など）

今般の新型コロナウイルス感染症対応を経験したことから得た教訓や課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築のため、平時から計画的に保健所体制を整備する必要があります。その一環として、令和4年度には災害時の保健医療活動の基本となる「枚方市保健医療調整本部活動マニュアル」を策定し、非常時における地域の災害医療体制の調整や避難所巡回等を想定した災害対応研修等を実施しました。さらに、今年度は感染症法及び地域保健法の一部改正により、健康危機管理体制の強化を目的に健康危機の段階に応じた人員体制や業務重点化、人材育成のための研修・訓練等について記載した「健康危機対処計画（仮称）」を策定します。

実 績	① 令和5年11月「拠点応急救護所等活動訓練」とあわせて「情報伝達訓練」を実施。 ② 令和6年1月「枚方市保健医療調整本部訓練」を実施 ③ 令和6年3月「能登半島地震派遣職員報告会」を開催 ④ 令和6年3月「枚方市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定
説 明	① 拠点応急救護所の設置病院において毎年輪番で実施されている「拠点応急救護所等活動訓練」が令和5年11月に行われ、これにあわせて、保健所に設置する枚方市保健医療調整本部として「情報伝達訓練」を実施しました。 今回は医療法人毅峰会 吉田病院において枚方市医師会、健康福祉部等により応急救護所設置等の実地訓練が実施され、これと並行して、災害救急医療情報システム（EMIS）やMCA無線を活用し、保健医療調整本部と市内病院

	や枚方寝屋川消防組合との間で情報伝達訓練を行うことで、災害医療時における連絡体制の構築を図りました。 ② 「枚方市災害対策本部訓練（図上訓練）」とあわせて、令和6年1月に「枚方市保健医療調整本部訓練」を実施しました。 本市で「震度6強」を観測したという設定のもと、枚方市保健医療調整本部を設置し、午前は発災直後、午後は発災後1日経過したことを想定した中で、さまざまな状況付与を行うなど、実践的な内容とするよう努めました。 今後は、保健所の移転を見据えて、関係機関・団体との連携を強化しながら、計画的に訓練を実施していきます。 ③ 令和6年1月に発生した能登半島地震により被害を受けた石川県に対して、大阪府を通じ、派遣要請が終了する令和6年4月末まで保健師等の職員を派遣しました。 まず2月に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)として2名を穴水町へ、次に2月から4月にかけて公衆衛生チームとして8名を輪島市へそれぞれ派遣し、職員が現地で得た貴重な経験を共有するため、3月に保健所内で報告会を開催しました。 ④ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法及び地域保健対策の推進に関する指針の見直しに基づき、保健所の組織体制や業務重点化、研修・訓練等について定めた「枚方市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を令和6年3月に策定しました。 この計画は、新型インフルエンザ等全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症を対象としており、平時から発生時における取組や業務体制について定めています。 今後は、この計画に基づき、大阪府や関係機関との連携強化や、人材育成・確保のための研修・訓練の実施などに取り組みます。
--	--

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（2. 感染症対策など）

これまで、国・大阪府・医療機関等と連携しながら全庁的に取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策は、令和5年5月8日から感染症法上の取扱いが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行します。それに伴い行政措置の対象ではなくなり、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制の見直しが進められています。今後は国や大阪府の方針を確認の上、感染時の対応や備えについての周知を図り、市民の安心を確保しながら円滑な移行を目指します。

前述の「健康危機対処計画（仮称）」においては、感染症法の改正に基づき、大阪府及び本市が新たに策定する感染症予防計画との整合性を確保しつつ、既存の各種マニュアルや手引きの改定等を行います。また、大阪府が設置する連携協議会に参加し、府内の行政機関、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整します。

実 績	① 「5類感染症」への移行後の対応について、広報、ホームページ等で周知。また、医療機関や福祉施設での集団発生時の対応や感染対策についての助言は、移行後も継続して実施。 ＜新型コロナウイルス集団発生対応件数：延べ80件＞ ② 令和6年3月「枚方市感染症予防計画」を策定。また、保健所の感染症有事体制に構成される職員等を対象に実践的訓練としてPPE（個人防護具）着脱訓練を実施。 ＜PPE着脱訓練実施回数1回 受講人数12人＞
説 明	① 広報、ホームページにおいて行動制限やサービス、受診方法等の変更点について周知を行うとともに、相談については個別に応じることにより、5類感染症への移行について問題なく対応できました。今後は、新興・再興感染症の発生に備え、地域の医療機関や福祉施設の感染症対応力向上に向けた感染症ネットワークの構築に取り組むなど、事前対応の施策を推進します。 ② 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症発生・まん延時の医療提供体制や検査体制、府や関係機関との連携等について定めた「枚方市感染症予防計画」を、関係課と連携し、策定しました。「枚方市保健所健康危機対処計画（感染症編）」とあわせて、今後、これらの計画に基づき、大阪府や関係機関との連携強化や、人材育成・確保のための研修・訓練の実施などに取り組めます。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（3. 食中毒対策など）

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。また、改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、対象業種に遍く閲覧できるよう独自に作成した動画や様式を活用しながら、新たな衛生基準の普及・啓発・助言に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

実 績	① 食品衛生関係施設及び生活衛生関係施設への立入検査等、適正な維持管理指導を実施。 ＜立入数：食品衛生関係施設 1,081 施設 生活衛生関係施設 404 施設＞ ② 市内5大学で肉の生食の危険性について啓発を実施。
説 明	① 枚方市保健所監視指導計画等に基づき、施設への立入検査及び検体の検査を実施し、食品や生活環境の安全性の確保と衛生に関する正しい知識の普及を図りました。食品衛生施設に対しては、特に加熱不十分な鶏肉メニューを提供する施設、及び腸管出血性大腸菌（O-157）食中毒のリスクが高いメニューを提供する施設などに重点的に監視指導を行いました。さらに、改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、動画をホームページ上で公開したほか、独自に作成した簡便に計画・記録が作成できる様式を用いて衛生管理計画の作成を助言指導し、立入検査

	時には実施記録を点検して、営業者による衛生管理の実施を推進しました。 また、生活衛生関係施設に対しては、立入検査時に衛生管理状況の確認、指導を行いました。特に、多数の方が利用する特定建築物（建築物衛生法）では、室内二酸化炭素濃度の測定を実施し、換気状況の確認を行いました。また、レジオネラ症発生予防のため、公衆浴場や遊泳場においては浴槽水等のレジオネラ属菌検査を実施し、維持管理指導を行いました。 ② 近年発生する細菌性食中毒はカンピロバクター食中毒が最も多くなっています。またカンピロバクター食中毒の原因となる生や生に近い状態の肉料理を食べ始めるのは、大学から就職時期が多いことから、大学生を対象とした予防啓発として、市内の5大学でクイズ形式により肉の生食の危険性を注意喚起しました。
--	--

重点的な取り組み：保健所移転に伴う機能強化

枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度に保健所を移転する計画としており、今年度は実施設計を予定しています。よって、前述の健康危機管理対策の取り組みを推進するため、移転の機会をとらえ保健所機能を強化し、DXの推進により市民や事業者の利便性向上を図るとともに、多目的に活用できる諸室を整備し、健康づくりや地域活動の連携にも活用します。

また、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に立ち上げ、協力して保健医療活動にあたるなど、災害時においても平時からの延長線上で健康危機管理の拠点となるよう、災害やパンデミック等の健康危機に備え、さらなる機能の強化を図ります。

実 績	① 現保健センター改修工事の実施設計を完了。
説 明	① 令和7年度の保健所移転に向け、現保健センターを改修する予定としており、令和5年度中に実施設計を完了しています。 令和6年度には改修工事を予定しており、可動壁を備えた会議室など多目的に活用できる諸室の整備や、複数の相談室の設置など、健康危機管理の拠点となるよう機能の向上を図るとともに、市民等の利便性の向上を図ります。 あわせて、保健所内のワーキングチームにおいて、DXの推進など、移転後の業務運用について検討を進めます。

重点的な取り組み：自殺予防対策の推進

平成31年3月に策定した「枚方市のいのちを支える行動計画（自殺対策計画）」については、今年度に第2期計画を策定することを見据え、令和4年度中に市民に対してアンケート調査を実施しました。自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、実績やデータを検証し、さらなる自殺予防対策を進めていくための計画を策定します。また、令和2年以降、全国的に自殺者数増加が継続し、本市でも増加傾向にあることを受け、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、さらなる「生きることの包括的支援」に向けて、全庁的に重層的な連携を図ります。

自ら命を断とうとする危機にある人やその家族などからの相談については、保健所における来所相談や訪問相談、「ひらかたいのちのほっとライン」における相談対応に加え、引き続き休日に個別相談会を実施するなど、相談機会の増加により問題の解決を進め、自殺の危機から早期に脱することができるような支援を行います。また、多数の市民が目にするデジタルサイネージや動画配信、各種研修会等により、すべての人にメンタルヘルスの重要性の理解を促進するため、自殺予防に関する広報や普及啓発を行います。

実 績	① 平成 31 年 3 月策定「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」に基づく来所相談や訪問相談、個別相談会、ゲートキーパー養成研修等の実施。 ② 令和 6 年 3 月「第 2 期枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」を策定。
説 明	① 「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」に基づき、保健所における来所相談や訪問相談（延べ 2959 件）、「ひらかたいのちのほっとライン」による電話相談（延べ 1201 件）、休日における個別相談会（令和 6 年 3 月 17 日（日））を実施しました。 また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるゲートキーパーの養成研修（計 7 回）等を実施しました。 研修受講者 <関西医科大学看護学部 2 回生 100 人> <人権擁護委員 14 人> <枚方市職員 104 人> <枚方市民 67 人> <「心のサポーター養成研修」 計 3 回 延べ 93 人 > ② 令和 5 年度が「枚方市いのち支える行動計画」の計画期間（5 年間）の最終年度であったため、同計画の改定作業を進め、令和 6 年 3 月に第 2 期計画を策定しました。 第 2 期計画においては、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざしながら、令和 4 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策の方向性として「自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮すること」を盛り込むとともに、基本施策の一つとして「女性への支援」を追加しています。

重点的な取り組み：高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の開始

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者等を対象に、安定した在宅療養を継続できるよう、家族介護者の休息支援及び災害時の避難行動を促進するため、レスパイト入院費用の助成を開始します。あわせて、患者・家族の不安を軽減し、スムーズに利用につながるよう、主治医や在宅支援に関わる機関、受け入れ病院との連携・調整を図っていきます。

実 績	① レスパイト入院費用の助成を実施。 <申請人数 4 人、申請件数（延） 8 件>
説 明	① 対象者の療養状況を把握したうえで、個別に、本制度の周知や利用に向けた支援を実施しました。また、受け入れ先となる病院や在宅支援機関に対し、会議等の様々な機会を通じて本制度の周知を行うとともに、利用にあたっての支援について協力を依頼しました。さらに、市内の病院を対象に、レスパイト入院の受け入れ状況等についてアンケート調査を行い、市内の保健・医療関係機関で構成する難病ネットワークにおいて現状や課題を共有しました。 レスパイト入院の利用にあたっては、在宅でのケアとの違いについての不安等から利用を躊躇する患者・家族もいるため、受け入れ病院や在宅支援機関との連携・調整を図り、利用に向けた支援を推進します。

重点的な取り組み：新型コロナワクチンの円滑な接種

新型コロナワクチン接種については、重症化リスクの高い高齢者等を対象とする 5 月開始の「春開始接種」と、5 歳以上の人を対象とする 9 月開始予定の「秋開始接種」での追加接種など、希望されるすべての市民に安心・安全にワクチンを接種していただけるよう、医療機関等と連携を図りながら接種体制をしっかりと整え実施します。

また、ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務について、オペレータ等の対応状況を適時確認するなど適正な管理運営を行います。

実 績	① 新型コロナワクチンの初回接種及び追加接種を実施。 初回接種 < 1 回目 322,596 回、2 回目 320,519 回（接種率 81.2%）> 令和 5 年春開始接種 < 3～6 回目 71,414 回（接種率 55.4%）> 令和 5 年秋開始接種 < 3～7 回目 93,173 回（接種率 23.6%、うち高齢者の接種率 54.1%）> （参考）令和 3 年度からの総接種回数 < 1 回目 322,596 回、2 回目 320,519 回> < 3 回目 261,428 回> < 4 回目 177,189 回> < 5 回目 122,068 回> < 6 回目 78,656 回> < 7 回目 56,415 回> ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行件数。 < 市発行 528 件（海外用 451 件、国内用 77 件）> < アプリ発行 11,337 件、コンビニ等店舗発行 55 件>
-----	--

	③ ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務の適正な管理運営。 ④ 予防接種健康被害調査会の開催。＜6回＞
説 明	① 令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防、まん延防止等を目的に、予防接種法上の特例臨時接種として、国、大阪府、医療機関等と連携を図りながら、新型コロナウイルスワクチンの市民への接種に取り組みました。 令和5年5月8日から、初回接種を完了した65歳以上の者、5歳以上64歳以下で基礎疾患のある者または重症化リスクが高いと医師が認める者、18歳以上の医療従事者や高齢者施設等の従事者に対する令和5年春開始接種を実施しました。 令和5年9月20日から、初回接種を完了した生後6か月以上の全ての者を対象に、感染の主流となっていたオミクロン株 XBB.1.5 に対応したワクチンでの令和5年秋開始接種を順次実施しました。 ② 新型コロナワクチンの接種者からの申請に基づき、接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付しました。また、令和3年12月から開始された予防接種証明書のアプリ上での交付に加え、令和4年7月26日からは、さらなる利便性向上に関する対応として、予防接種証明書のコンビニ交付を実施しました。 ③ コールセンターへの現地調査、対応件数や出退勤情報のチェックにより、委託業務の管理運営を適正に行いました。 ④ 予防接種後の副反応による健康被害については、接種に係る過失の有無に関わらず、健康被害救済制度により救済することとされています。新型コロナワクチンも同様に対象として予防接種健康被害調査会を開催しました。

令和5年度
(2023年度)

子ども未来部の取り組み

<部長の方針・考え方>

「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現をめざし、「子どもを守る条例」を踏まえた取り組みを進めるとともに、児童福祉分野と母子保健分野の相談・支援などを一体的に行う「こども家庭センター」の令和6年度開設に向けた検討を進めます。

子どもをめぐる課題が複合化・複雑化している中、一人ひとりの子どもに寄り添い、きめ細かい支援に取り組み、子育て世帯が安心して楽しく子育てができるよう、保護者の子育てにかかる不安感や負担の軽減を図るための取り組みを進めます。さらに、新婚世帯への支援を行うことで、若者世代の転入・定住促進、少子化対策につなげます。

[基本方針]

- ①切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の強化
- ②子どもが誰一人取り残されることのない支援の推進
- ③待機児童対策の推進
- ④子ども・若者への支援の充実
- ⑤教育・保育・療育・発達支援及び在宅支援の充実
- ⑥小学校へのスムーズな就学に向けた幼保こ小連携の推進
- ⑦保育の受入枠の有効活用
- ⑧子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所の民営化等の推進）
- ⑨教育・保育における安全安心の確保に向けた取り組みの推進

重点的な取り組み：切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の強化



妊娠期から子育て期にわたって、継続的に子どもの育ちを見守り、良質かつ適切な保健・医療・療育・福祉・教育の提供を目指す中、「こども家庭総合支援拠点」（児童福祉）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健）での相談・支援などを一体的に行う「こども家庭センター」について、令和6年度開設に向けた取り組みを進め、本市がこれまで進めてきた切れ目のない支援策をさらに充実させることで、「安心して楽しく子育てできるまち」の実現に繋がります。

児童虐待をはじめ子どもに関する様々な課題について、子どもの育ち見守り室が「司令塔」となり、子ども一人ひとりの状況にあわせた支援を届けるとともに、関係部署と連携を図りながら多様な相談に包括的な対応ができる総合相談機能の強化を図ります。

実績	① こども家庭センター開設に向けた準備の実施。 ② 子どもの育ち見守り連携会議代表者会議の開催。＜開催回数 2回、家庭児童相談延べ件数 7,257件、ひとり親家庭等相談延べ件数 877件、ひきこもり等相談対応延べ件数 3,715件＞
説明	① 健康福祉部、子ども未来部で、こども家庭センター開設に向けて、事務の整理や、運営方法について協議を行い、令和6年4月にまるっとこどもセンターを開設しました。

	② 子どもの育ち見守り連携会議児童虐待防止部会、並びに子ども支援部会において関係機関と連携し、複雑化、複合化している課題を抱えるこども及びその家庭への支援を行いました。「家庭児童相談」では、18歳未満の子どものとその保護者に対して、子育てや家族との関係など子どもに関する様々な相談支援を行いました。「ひとり親家庭相談支援センター」において、当事者のさまざまな相談を聞き、必要に応じて生活保護や児童扶養手当などの担当部署と連携を図りながら支援を行いました。不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者とその家族に対しては、「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」において、相談支援を実施するとともに、少人数での活動をとおして社会とのつながりを築く場である居場所支援事業「ひらぼ」及び、同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的とする家族支援事業「家族の会」を開催しました。
--	--

重点的な取り組み：子どもが誰一人取り残されることのない支援の推進

子どもが誰一人取り残されることなく、また子どもが発する小さな兆候も見逃さないよう、社会総がかりで子どもを見守るネットワークのさらなる構築を図るとともに、子ども自身が悩みを一人で抱え込むことのないよう、一人一台端末を活用した、子どもが発する心のサインの可視化とSNS相談の両機能を備えたアプリ「ポーチ」を本格稼働します。

健康・医療・福祉・教育、及び行政各分野が保有する、子どもとその家庭の情報を集約する「子ども見守りシステム」を活用し、一人ひとりの成長や状況にあわせた一貫した支援を届けるとともに、ヤングケアラーなどの子どもが抱えるさまざまな課題を早期に発見し、アウトリーチ型・プッシュ型の「予防的支援」を必要な子どもに的確に届ける体制を整備します。

また、学校における子どもやその家庭の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの活動を通して、教育と福祉の連携、さらには重層的支援体制における情報共有等を行うことにより、複雑化・複合化する課題への早期発見・早期対応を図ります。



実績	① 子どもSNS相談事業＜相談件数 23,853件＞ ② 子ども見守りシステムの機能強化。 ③ スクールソーシャルワーカー活動件数＜1,335回＞
説明	① 市立小中学校の児童・生徒に対し、一人一台配付されているGIGAスクール端末を利用して相談できるSNS相談を開始しました。 ② 一人ひとりの成長や状況にあわせた一貫した支援を届けるため、こども家庭センター（まるっとこどもセンター）として新たに作成することとなったサポートプランは、ヤングケアラー等様々な課題が複合的に重なっている子どもへの支援に有効であるため、システムでサポートプランが作成できるよう機能追加を行いました。 ③ スクールソーシャルワーカーの1名増員。スクールソーシャルワーカー

	7名を小学校（5校）、中学校（2校）に拠点校として配置。校内チーム体制の構築を促し福祉部門等と連携しながら、不登校等様々な課題をもつ児童・生徒へ支援を行いました。
--	---

重点的な取り組み：待機児童対策の推進

待機児童対策については、令和4年度当初に4年ぶりに国の定義に基づく待機児童が北部エリアで9名発生してしまったことを踏まえ、北部エリアにある私立くずは光の子保育園（分園）の遊戯室等を一部改修し、令和5年4月から臨時保育室を開設するとともに、同じく北部エリアに



ある、私立すだち保育園や市立樟葉幼稚園の定員増を行いました。また、令和3年度から実施した一時預かり事業の空き枠を活用して待機児童を受け入れる「就労応援型預かり保育」を推進するとともに、年度途中の転入や育児休業明けの保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援するため、令和3年10月に開設した蹠

跣西臨時保育室に加え、渚西保育所閉園後の園舎を活用した渚西臨時保育室を令和4年10月に開設しました。今後も待機児童への対策については、様々な手法において取り組みます。

保育所等の入所枠拡大に伴い必要となる保育士の確保については、保育士等就職支援センターにおける出張相談会やセミナーの開催等を通じて、潜在保育士等の不安解消を図るなど、より多くの保育士を保育所等への就職に繋げます。

実 績	① くずは光の子臨時保育室を開設。私立すだち保育園や市立樟葉幼稚園の定員増、また就労応援型預かり保育を実施。＜臨時保育室利用児童数延べ 378 人＞ ＜就労応援型預かり保育利用児童数延べ 88 人＞ ② 枚方市保育士等就職支援センター登録者のマッチング件数＜29 件＞
説 明	① 令和4年4月1日は北部エリアで国の定義に基づく待機児童数が9人、希望する施設を利用できていない児童数は265人でしたが、令和5年4月にくずは光の子臨時保育室を開設するなど、様々な待機児童対策を行うことで、令和5年4月1日現在の国の定義に基づく待機児童数は北部エリア含めて市全域で0人、希望する施設を利用できていない児童数は194人と前年度より大幅に減少させることができました。今後も引き続き、待機児童の解消に向けた取り組みを推進します。 ② 枚方市保育士等就職支援センターでの相談受付に加え、商業施設等での出張相談会（30回）と保育士等の再就職支援のためのセミナー（3回連続講座）を開催し、登録者を保育所等への就職へとつなげました。

重点的な取り組み：子ども・若者への支援の充実

「子ども食堂」について、令和4年度に創設したトライアル（お試し）版の補助金の活用などにより、さらなる開設を働きかけることで、引き続き、全小学校区への設置を目指します。また、里親制度のさらなる理解促進、普及に取り組み、担い手の裾野をさらに広げるため、ショートステイ協力家庭事業の取り組みを進めます。

子ども・若者の健全育成に向けて、引き続き、地域の青少年育成指導員による街頭パトロールや子ども110番の家の設置拡大など地域で子どもを守る活動に取り組めます。

また、結婚に伴い、本市内で新たに生活を始める新婚夫婦の居住費用などを助成する「結婚等新生活支援補助金」について、効果的な制度となるよう実績を分析するなど、より結婚しやすい環境づくりや転入・定住促進、少子化対策に繋げていきます。

実 績	① 子どもの居場所づくり推進事業補助金を活用し、20 団体（22 か所）に補助金を交付。＜全小学校校区への設置状況 16 校区／44 校区＞ ② 青少年育成指導員による街頭パトロールや子ども110番の家の設置拡大に向けた取り組みを実施。 ＜パトロール：実績 1,770 回、110 番の家：協力件数 4,326 件＞ ③ ショートステイ協力家庭数＜4 件＞、ショートステイ里親利用実績 ＜延べ11 回＞ ④ 「結婚等新生活支援補助金」を交付。 ＜交付件数：294 組、交付金額：78,890 千円＞
説 明	① 令和5年度の開催回数は食堂形式による食事の提供や手作り弁当の配布により377回、1回の開催当たりの子どもの平均参加人数は約38人となりました。また、年に1回の開催でも補助金を交付する子どもの居場所づくり推進事業（トライアル）補助金を1団体（1か所）に交付しました。 ② 新型コロナウイルス感染症は落ち着いたものの、街頭パトロールを実施しなくなった校区もあり、昨年度より実施回数が減少しました。なお、子ども110番の家の協力件数は、特に増減は見られませんでした。今後も引き続き、地域で子どもを守る活動に取り組めます。 ③ 里親制度の啓発に取り組むため、専門家等を招き里親シンポジウムを本市で初めて開催しました。また、ショートステイ協力家庭事業については、協力家庭数、利用実績ともに昨年度から増加しました。 ④ 令和5年度は本市独自の支援策として、国基準の所得要件を緩和し、294組の新婚夫婦に対して補助金を交付しました。今後も引き続き、効果検証等を行いつつ、より効果的な制度を検討していきます。

重点的な取り組み：教育・保育・療育・発達支援及び在宅支援の充実

枚方版子ども園として運営を行っている小規模保育施設から公立幼稚園への切れ目のない移行を促すため、公立幼稚園4園において35食を上限とした選択制の幼稚園給食を令和4年10月より本格実施するとともに、令和5年10月から香里幼稚園、樟葉幼稚園も含めた全ての公立幼稚園において幼稚園給食を実施し、保護者負担の軽減を図ります。

また、市立保育所等において、感染症対策の強化と保護者負担の軽減を図るため、令和4年4月から使用済み紙おむつを各施設で廃棄するとともに、同年7月から紙おむつ等の定額サービスを実施していますが、令和5年度についても保護者ニーズを踏まえ、継続して実施します。今後も引き続き、保護者負担の軽減に繋がる様々な取り組みを進めます。

市立ひらかた子ども発達支援センターにおいて、子どもの成長・発達を促すための取り組みとして、引き続き、早期療育の提供を行うとともに、複数園との交流機会の確保や、自然と触れ合えるプログラムを取り入れるなど、様々な体験を通して成長を促す取り組みを進めます。



実績	① 令和5年10月より新たに公立幼稚園2園において選択制による幼稚園給食を実施することで全ての公立幼稚園において幼稚園給食を実施。 ② 公立保育所等において引き続き紙おむつやおしり拭きが使い放題になる定額サービスを提供。 ③ 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいてすぎの木（知的・発達障害児通所支援）の途中通所を希望する児童の選考手順等を見直し。 ④ 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいて市内の保育所（2か所）、幼稚園（1か所）の園児との交流を延べ15回実施。 ⑤ 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいて園外活動として淀川の自然と直接触れ合えるプログラムを実施するなど、体験活動の充実。
説明	① 令和5年10月より、香里幼稚園、樟葉幼稚園において選択制による幼稚園給食の実施を開始し、全ての公立幼稚園において幼稚園給食を実施することで保護者の負担軽減を図りました。 ② 令和4年3月よりBABY JOB株式会社と子育て支援連携に関する協定を締結し、同年5月から2か月間の実証実験を実施した後、7月より、紙おむつやおしり拭きが使い放題になる定額サービス「手ぶら登園」を、保護者による希望制で利用していただいています。 ③ 早期療育の提供については、通所希望児童選考要領を改正するとともに、選考手順等を効率的に見直すことで、選考から療育が開始されるまでの時間を大幅に短縮しました。 ④ 保育所等との交流については、5歳児を中心に、同一の保育園等に複数回訪問し、同年齢の園児と交流の機会を確保しました。 ⑤ 自然と触れ合えるプログラムについては、園外活動において、淀川の美しい風景や草花など自然に親しみ、触れ合える内容を取り入れるなど、様々な体験を通して子どもたちの成長を促す取り組みを進めました。

重点的な取り組み：小学校へのスムーズな就学に向けた幼保こ小連携の推進

幼稚園や保育所（園）等の就学前児童施設から小学校への就学を円滑に繋げるため、令和4年5月に文部科学省から「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」として採択を受け、モデル校区において取り組みを進めています。令和5年度は、各小学校区の小学校と就学前児童施設が体制を組み、定期的な交流や情報交換を行いながら繋がりを深めます。また、令和6年度に向けて、枚方市内のどのエリアにおいても活用できる共通のカリキュラムの作成を進めます。

実 績	① 基本版となる枚方版架け橋コンパス（カリキュラム）を作成。 ② 各校区版架け橋コンパス（カリキュラム）の作成に向けた交流の実施。（原則校区毎に学期に1回以上） ③ 各施設の連携担当者の研修を実施。＜3回実施＞
説 明	① 令和5年度に作成したモデル地域版架け橋コンパス（カリキュラム）を検証し、枚方市内のどのエリアでも共通して活用できる「枚方版架け橋コンパス（カリキュラム）」を作成しました。 ② モデル地域以外の小学校区において、令和6年度中の各校区版架け橋コンパス（カリキュラム）の作成に向けて、小学校と就学前児童施設で児童・園児の交流、職員間の情報交換等の連携等を進めました。 ③ 小学校及び就学前児童施設の連携担当者が参加する「幼保こ小連携担当者連絡会」を開催し、情報交換や有識者による研修を実施しました。

重点的な取り組み：保育の受入枠の有効活用

令和5年4月入所分から導入した点数優先方式による利用調整の定着を図り、保育の受入枠を有効に活用するとともに、保育の必要性が高い人を優先的に保育所（園）等に入所できるように取り組みます。また、窓口等において、幼稚園の預かり保育や保育要件が無い人でも利用することができる一時預かり事業など、保護者のニーズに応じた適切な保育サービスを案内します。

実 績	① 令和5年4月入所申込分から導入した「点数優先方式」による利用調整の方法を、5月以降毎月の利用調整でも実施するとともに、兄弟姉妹が同じ保育所（園）等に通いやすくするため調整指数の見直しを実施 ② オンライン相談の周知や一斉申込受付前には専用相談窓口を開設し、保護者のニーズに応じた適切な保育資源やサービスを案内 ＜オンライン相談：53件、一斉申込受付前の専用相談：189件＞
説 明	① 利用調整において希望できる園数を最大10園まで拡大し、保育の受入枠を有効に活用した結果、令和6年3月の入所児童数は、前年3月に比べ35人多い8,160人となり、保育の必要性が高い人が保育を利用しやすくなりました。また、多くの児童が入所できた一方で兄弟姉妹が別々の保育所（園）に通うケースが増加したことへの対応として、兄弟姉妹が在籍する保育所（園）等への入所を希望する場合の調整指数を引き上げた結果、令和6年4月入所申込分では兄弟姉妹が在籍する保育所（園）等を希望する世帯の83%が内定し、保護者の送迎負担などの軽減につながりました。

	② 保育利用に関する相談については、窓口のほか、自宅から相談できるオンライン相談の実施や一斉申込受付前には専用の相談窓口を開設し、保護者のニーズを丁寧に聞き取りながらニーズに応じた保育資源やサービスを案内しました。なお、オンライン相談については、これまでの乳幼児健康診査時の案内に加え、妊娠届時や新生児訪問時にも案内したこともあり、昨年度より 33 件増加しました。
--	---

重点的な取り組み：子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所の民営化等の推進）

公立保育所の民営化については、4 月に阪保育所の民営化を行い、引き続き施設整備の取り組みを進めていきます。また桜丘北保育所については、令和 6 年 4 月の民営化に向けて保育の引き継ぎを行うとともに施設整備に着手します。

実 績	① 桜丘北保育所民営化に向けた引継ぎを実施。
説 明	① 令和 5 年 4 月から行事等を中心に引継ぎを開始するとともに、令和 5 年 10 月から民営化後の運営法人の担任予定者が、桜丘北保育所の職員と合同で保育を行う「共同保育」を実施する等、民営化に向けて引継ぎに取り組みました。また、仮設園舎の整備に着手しました。

重点的な取り組み：教育・保育における安全安心の確保に向けた取り組みの推進

すべての園において児童の安全を確保するための「安全計画」を策定し、同計画に基づき訓練を実施するなど、子ども達の安全・安心を守るさらなる取り組みを進めます。

また、昨今の送迎用等バスへの置き去り事案などを受け、早急に子どもの安全対策を促進するべく国が示した「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を踏まえ、市立ひらかた子ども発達支援センターにおける送迎用バスにおいて、人的な確認を徹底するとともに、置き去り防止装置を新たに設置し、安全対策の充実を図ります。

さらに、送迎用バスを運行している私立就学前児童施設においても置き去り防止装置の設置のほか、登園管理システムやこどもの見守りタグ（GPS）といった ICT 技術の導入を促進し、子どもの安全を確保するため、私立就学前児童施設に対し、これらの安全対策に資する機器導入への財政支援を行います。

実 績	① 安全計画を策定し、同計画に基づき訓練を実施。 ② 保育環境改善等事業（安全対策事業）として、私立就学前児童施設に対し送迎用バスに設置する置き去り防止装置の費用を支援。＜7 施設・23 台＞ ③ 保育環境改善等事業（安全対策事業）として、こどもの見守りタグ（GPS）導入に係る費用を支援。＜1 施設＞ ④ 市立ひらかた子ども発達支援センターの送迎用バス 3 台、ワゴン車 1 台に、置き去り防止装置を令和 5 年 6 月に設置。
------------	--

説 明	① 公私立保育所（園）等全園において安全計画を策定するとともに同計画に基づき避難訓練等を実施しました。 ② 昨今の送迎用バス等への児童の置き去り事案などを受け、令和5年4月1日から送迎用バスに対する安全装置の設置が義務付けられました。本市においても安全装置の取り付けに係る補助金を創設し、市内の送迎用バスを保有している施設に対して安全装置の取り付けへの働きかけを行った。結果、令和5年8月までに市内私立就学前児童施設（7施設 計23台）が保有する送迎用バス全てに安全装置の取り付けが完了し、安全な送迎用バスの利用につながることができました。 ③ 園外活動時等に使用するこどもの見守りタグ（GPS）について、導入を希望する施設に対して、補助金を交付し支援を行いました。 ④ 国の障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）を活用し、送迎用バスとワゴン車に、置き去り防止装置を設置しました。また、バス送迎に係る安全マニュアルを改訂するとともに、人的な確認の徹底や装置の効果的な運用など送迎時の安全対策の充実を図りました。
-------------------	---

重点的な取り組み：出産・子育てに関する支援の推進

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実し、「経済的支援」と一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を継続して実施します。また、新たに、経済的支援の拡充として、妊娠期においては、住民税非課税世帯の妊婦が経済的な理由から、産科の受診が遅れないよう、低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成します。さらに、出産後においては、産後ケア事業の利用料を減免し、妊娠早期から切れ目のない支援を推進します。

あわせて、出産・子育てに関する支援のさらなる推進を図るため、産後ケア事業等において利用者のニーズの把握に努め、より良いサービスのあり方について検討します。

実 績	① 出産応援ギフト支給件数<3,644件>、子育て応援ギフト支給件数<3,184件>、妊娠期アンケート回答数及び相談対応件数<1,264件、112件> ② 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成件数<11件> ③ 産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）ショートステイ利用延べ日数<257日>、デイサービス利用延べ日数<322日>、利用者アンケート回答数<391件>
説 明	① 国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、妊婦1人につき出産応援ギフト5万円、子ども1人につき子育て応援ギフト5万円を支給しました。妊娠6～7か月頃の全ての妊婦を対象にアンケートを送付し、回答の中で相談希望等がある場合は保健師または助産師が面談や電話にて支援を行いました。

	② 低所得の妊婦等を対象に妊娠の診断に要する初回の産科受診に係る受診料補助を実施しました。(受診1回につき10,000円まで。年度に2回まで。) ③ 産後ママ安心ケアサービス(産後ケア事業)に係る利用料の補助を実施しました。(補助額 課税世帯2,500円、市民税非課税世帯・生活保護世帯5,000円)産後ママ安心ケアサービス利用者を対象に利用後のアンケートを実施し、利用施設やサービスへの意見等について把握しました。
--	--

重点的な取り組み：乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）の充実

乳幼児健康診査の結果により、経過観察が必要と判断された1歳6か月以降の子どもを対象として実施している「親子教室」について、これまで以上に子どもの成長を支援するために、1歳0か月頃の子どもの保護者を対象とした教室「とことこグループ」を新たに開設し、親子での遊びや保護者同士の交流などを通じて、健やかな発達の支援に努めます。

実 績	① 運動発達面で経過観察が必要と判断された1歳0か月頃の子どもの保護者を対象に実施。＜5クール67組参加＞
説 明	① 発達の変化が大きく、少しでも遅れがあると保護者が他の子と比べて不安になりやすい時期に、子どもの発達課題に合わせた保育を行い、保護者に対しては子育てに関する具体的な助言・指導を行っています。経過観察をふまえ必要と判断した場合は、二次健診や子ども発達センター等の早期支援につないでいます。

令和5年度 (2023年度)	環境部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 環境部では、脱炭素をキーワードに地球環境の保全から、ごみやし尿等の収集処理といった身近な日常生活に密接に関連する生活環境の保全まで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた幅広い取り組みを行っています。 全国各地では、地球温暖化が原因と考えられる気候変動による猛暑や豪雨が頻発しており、地球環境に配慮した更なる取り組みを進めていく必要があります。 特に、ごみやし尿等の収集・処理に関する業務については、市民の安全・安心や衛生環境の確保など、日常生活を維持するために欠かすことができない重要なインフラのひとつであることから、ごみ排出量の削減やリサイクルの推進など、脱炭素につながるごみ処理の効率化に向けた取り組みを、より一層進めていかなければなりません。 こうした取り組みは、市民・市民団体、事業者の意識変容と積極的な参画が不可欠なことから、各主体が連携し、地球環境などに配慮したエシカルな行動につなげられるよう、SDGsのゴールを意識しながら、令和5年度は、第3次枚方市環境基本計画や第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、ICTを積極的に活用し、以下の項目を重点に取り組みます。 ① 「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方」の実現に向けた幅広い施策・事業の展開 ② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく脱炭素につながる取り組みのより一層の推進 ③ 枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備の推進 ④ 焼却ごみ削減に向けた取り組みや事業系ごみ処理手数料見直し、食品ロス削減に向けた取り組み、ごみの再資源化と処理の効率化の推進	
＜部の構成＞ 環境政策課 循環型社会推進室循環型社会推進課 循環型社会推進室ごみ減量推進課 循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課 循環型社会推進室家庭ごみ業務第2課 循環型社会推進室穂谷川資源循環センター 循環型社会推進室東部資源循環センター 循環型社会推進室希釈放流センター 環境指導課	＜主な担当事務＞ (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。 (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 (3) 地球温暖化対策等に関すること。 (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。 (5) 公害防止及び指導等に関すること。

重点的な取り組み：脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現をめざして、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や令和5年3月に策定した「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、脱炭素化に向けて自家消費型の再生可能エネルギーの導入を進め、電力の地産地消を推進する等、再生可能エネルギーの導入拡大や利用拡大を推進していきます。

先行的に実施する脱炭素に向けたモデル事業として、市域の再エネ電気を活用し、電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロのモデルを示すとともに、脱炭素に関する環境教育・環境学習の推進やゼロカーボン・ドライブの普及拡大を図ります。

実 績	① 「省エネ家電買い換え促進事業補助金」を実施。 <補助件数 7,521 件、補助件数 185,470,000 円> ② 「ひらかたゼロカーボン推進補助金」の創設に向けた検討。 ③ 先行的に実施する地域脱炭素の実現に向けたモデル事業について、民間事業者等との協議・検討を実施。 ④ 公共施設における効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入の事業化に向けて、環境省の補助を活用し、導入可能性調査を実施。 ⑤ 「我が家のエコノート」普及啓発事業や「ひらかたみんなでエコ宣言」事業など、実践を中心とした行動促進事業「COOL CHOICE」の取り組みを推進。 ⑥ 地球温暖化防止に向けた啓発活動を実施。 <クールビズ参加企業 65 社、環境広場参加者 1,752 人>
説 明	① 温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市 HP、SNS や関係部署のアプリ、民間の情報誌等を活用した周知を行い、省エネ家電への買換えを促進しました。 ② 市民や事業者の温室効果ガス排出量削減の取り組みを、より一層支援し、脱炭素に関する意識の醸成を図りながら、地域脱炭素を加速化させるための「ひらかたゼロカーボン推進補助金」創設に向けた検討を進めるとともに、その財源確保に向けて、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」へ申請を行いました。 令和 6 年度は、国交付金や市環境基金を活用して、創エネ、省エネ設備導入等に対する新たな補助制度の創設に向けて取り組んでいきます。 ③ 民間事業者と連携した脱炭素のモデル事業の検討に際し、公民連携プラットフォームを活用し、地域脱炭素の実現に向けた取組手法について 3 社から提案を受けるとともに、本市と包括連携協定を締結している京阪ホールディングス㈱をはじめとする関係者と事業の具現化について協議・検討を進めました。引続き、民間事業者等との協議を進め、広く情報の収集を行いながら、モデル事業の実施に向けた検討を進めていきます。 ④ 枚方市役所 CO₂ 削減プランに基づき、公共施設における効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入の事業化に向けて、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金を活用し、公共施設 30 施設を対象に導入可能性調査を実施しました。 令和 6 年度は、これらの調査結果を踏まえながら事業者の選定手続きを進めるなど、具体化を図っていきます。 ⑤ NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議等と連携し、省エネや省 CO₂ に係る啓発として「我が家のエコノート」や「ひらかたみんなでエコ宣言」への参加を呼びかけ、市民等が脱炭素社会の実現に向けたより良い選択ができるよう取り組みました。 ⑥ 地球温暖化防止に向けた環境イベント「環境広場」を開催し、枚方市地球

	温暖化対策協議会の取り組みの周知を行い、来場された多くの市民等に、地球温暖化防止の取り組みの啓発を行いました。
--	---

重点的な取り組み：使い捨てプラスチックのポイ捨て防止・使用削減の推進

世界的に深刻化する海洋プラスチック問題の解決・改善や、SDGsの17のゴールの1つである「14. 海の豊かさを守ろう」などの達成に向けて、引き続き、各種イベントなど様々な場で、高校生ワークショップで出された周知方法等のアイデアを踏まえた、「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」への参加を広く市民に呼びかけます。また、枚方クリーンリバーやアダプトプログラム実施団体との連携により、プラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの使用削減の啓発を行います。

実 績	① 令和5年度「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」参加者を募集。 <参加者数：2,579人（令和2年度からの累計10,179人）> ② 10月、11月に枚方クリーンリバー（船橋川・穂谷川・天野川）を実施。 <参加者数：463人>
説 明	① ペットボトル容器の使用量が増える夏季に、市内協力店舗173店舗・市所管施設43施設にポスターを配布するとともに、環境広場や自然環境を考える講演会などのイベントの場や、各種SNSや市政情報モニター等にて「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」を周知し、3月末現在で延べ10,179人の参加がありました。 ② 「クリーンリバー船橋川」は、78人の参加、「クリーンリバー穂谷川」は60人の参加、「クリーンリバー天の川（天の川クリーン&ウォーク）」は325人の参加により実施され、その中で、プラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの使用削減の啓発を行いました。

重点的な取り組み：第7回自然環境調査の実施

市域の自然環境の現況や生態系の状況を把握するとともに、市域に残る貴重な自然環境との共生や環境保全に対する理解と関心を高めるため、昭和63年度から平成元年度にかけて実施した第1回自然環境調査以降、概ね10年ごとに市域全域調査を、その間、概ね5年目に補完調査を実施しています。令和5年度は、市域全域調査となる第7回自然環境調査の2年目にあたることから、引き続き、市民参加型の調査を行い、調査結果をとりまとめ、今後の環境施策全般の基礎資料とするとともに、環境教育・環境学習にも活用できる啓発用冊子を作成します。

実 績	① 市民参加の公開調査会の実施。<実施回数 6回 参加者 延べ195名> ② 令和4～5年度にかけて実施した第7回自然環境調査の結果を取りまとめた報告書を作成。 ③ 報告書を元に、環境教育・環境学習に活用できる啓発用冊子の作成。
-----	--

説 明	① 調査２年目となる令和５年度には、猛禽類、水鳥、植物や水生植物等の公開調査会を、６回実施し、延べ１９５人の市民に参加いただきました。市民が、身近な自然に触れ、自然環境の大切さを実感するとともに、環境保全に対する理解と関心を高める機会を創出しました。 ② 調査結果の成果物として、「第７回枚方市自然環境調査」報告書を作成しました。 ③ 子供たちが自然環境の現況や生態系の状況を知るきっかけとなるよう啓発冊子「ひらかたの大切な自然・生きもの」を作成し、今後環境教育・環境学習に活用していきます。
-------------------	---

重点的な取り組み：可燃ごみ広域処理施設の整備の推進及び所管施設の安定稼働に向けた取り組み

枚方京田辺環境施設組合において、穂谷川清掃工場第３プラントの後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の整備が進められており、令和８年３月３１日の稼働をめざし、引き続き、京田辺市と連携しながら着実に取り組みを進めます。

ごみやし尿など一般廃棄物の処理施設については、市民の健全な生活環境を維持するとともに、新型コロナウイルス等の発生時であっても滞りなく業務を継続していくための重要な社会インフラであることから、各施設の安定稼働に向けた計画的な点検整備に取り組みます。

また、穂谷川資源循環センター第３プラントについては、令和６～７年度の運転管理業務等委託の契約更新時期にあたることから、総合評価一般競争入札を実施するとともに、ボイラー・タービン安全管理審査を受けます。

実 績	① 令和５年１２月に枚方市・京田辺市で構成する「枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会」を設置するなど、可燃ごみ広域処理施設の整備に向けた取り組みを推進。 ② 穂谷川清掃工場、東部清掃工場、希釈放流センターにおいて、定期補修工事や老朽化対策工事などを実施。 ③ 穂谷川清掃工場第３プラントについて、令和６年１月にボイラー・タービン安全管理審査に合格。令和６年２月に運転管理業務等委託契約を締結。
説 明	① 「枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会」を開催し、枚方京田辺環境施設組合が管理運営を開始するための規約変更を含む課題などについて、京田辺市と協議するとともに、これまでから実施している組合による可燃ごみ広域処理施設整備事業が円滑に進められるよう、一層の連携強化を図りました。令和６年度も引き続き、京田辺市と枚方京田辺環境施設組合と連携しながら着実に広域連携事業を進めます。 ② ごみやし尿など一般廃棄物の処理を担う各施設において、計画的に点検を行い、定期補修工事や老朽化対策工事により必要な部品の交換や施設の補修を行いました。引き続き、各施設が安定して稼働できるように計画的な点検整備に取り組みます。 ③ 令和６年１月に穂谷川清掃工場第３プラントのボイラー・タービン安全管

	理審査を受審し、合格判定を受けました。また、運転管理業務等委託について、令和6年2月に契約締結を行いました。引き続き、穂谷川清掃工場第3プラントの安定稼働に努めます。
--	---

重点的な取り組み：食品ロス削減に向けた取り組み

市民の食品ロスへの関心を高め、食品ロス削減に向けた取り組みをより一層推進するため、市内事業者と連携し、市民から提供していただいた食品を子ども食堂などに届けるフードドライブについて、回収拠点や提供先の拡大などの取り組みを進めます。また、引き続き、食べ残しによるごみを減らす本市独自の取り組み「食べのこサンデー」運動について、市ホームページやごみ分別アプリによる啓発情報発信を行うなど、手付かず食品等のごみの発生抑制を図ります。

実 績	① 民間事業者と連携したフードドライブを本格実施。 <回収・提供された食材の量 1699.7kg> ② 市ホームページやごみ分別アプリ等を活用し、食べのこサンデーの普及啓発を実施。
説 明	① 令和4年10月に、枚方市商業連盟及び生活協同組合おおさかパルコープとフードドライブの試行実施に関する協定の締結し、市内の子ども食堂実施団体に食品を提供しました。令和5年11月からは、市内の子ども食堂だけでなく生活困窮者への食料支援を行うと共に、回収拠点を8箇所から12箇所へ拡大し、本格実施となりました。令和6年度は、食品の回収拠点や提供先の拡大などの取り組みを進めます。 ② 食べ残しによるごみを減らすため、市ホームページをはじめ、様々な媒体を活用した啓発情報の発信を行いました。 ・市ホームページへの掲載 ・ごみ分別アプリによる情報発信 ・ラッピング収集車両及び啓発シール貼付車両 計54台を運行し、啓発活動を実施（※啓発シールはH30年度から継続して貼付） ・花・野菜の種を貼付した専用チラシに市ホームページへリンクするQRコードを記載し、各支所・消費生活センター・環境部管理棟へ配架及びイベント等で配布（約2,550枚）

重点的な取り組み：古紙の分別回収の推進

再生資源の集団回収を実施している自治会等の団体に対し、報償金（1kg 当たり4円）を交付し、市民による古紙の分別回収を促進するとともに、集団回収以外の古紙の分別回収を促進するため、ごみ分別アプリ等による情報発信を行うなど、引き続き古紙の行政分別回収の周知を図ります。

実 績	① 再生資源集団回収。＜回収量 9,658,860kg＞ 令和5年度 再生資源集団回収報償金の交付額 <table><tr><td>団体数</td><td>報償金額</td><td>回収量</td></tr><tr><td>上半期：579 団体</td><td>19,790,100 円</td><td>4,953,824kg</td></tr><tr><td>下半期：586 団体</td><td>18,796,500 円</td><td>4,705,036kg</td></tr></table> ② 古紙行政回収の促進。＜回収量 1,305,670 kg＞	団体数	報償金額	回収量	上半期：579 団体	19,790,100 円	4,953,824kg	下半期：586 団体	18,796,500 円	4,705,036kg
団体数	報償金額	回収量								
上半期：579 団体	19,790,100 円	4,953,824kg								
下半期：586 団体	18,796,500 円	4,705,036kg								
説 明	① 自治会等の再生資源集団回収量は 9,658,860kg で、昨年度の回収量と比較すると、92.4%と 7.6 ポイント減少しています。原因につきましては、電子媒体等の浸透による紙媒体の購買低下が考えられます。令和6年度についても、古紙のリサイクル推進を市ホームページなどで発信するとともに、再生資源集団回収報償金交付手続きの簡素化等を検討します。 ② 古紙行政分別回収について、市ホームページ、広報ひらかたへの掲載をはじめ、回収品目を記載したクリアファイルをイベント等で配布するなど、市民に広く周知しました。また、ごみ分別アプリの周知チラシを粗大ごみマニュアルに折り込み、古紙の分別回収等に関する情報を発信したことにより、回収量は令和4年度より84,950kg 増加しました。令和6年度も引き続き、古紙の行政分別回収等に関する情報を発信するなど古紙行政分別回収の推進に向けて取り組んでいきます。									

重点的な取り組み：ごみ収集業務体制の見直し

平成31年1月に策定した「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、段階的なごみ収集業務の委託化を進めるため、令和6年度に向けて直営の一般ごみ収集車両6台の内、5台の委託化の準備を進めます。

実 績	① 一般ごみ収集コース5台分（40コース）を作成。 ② 委託事業者へ説明会を開催。
説 明	① 直営収集車両から委託収集となる一般ごみ収集コースを5台分 40 コース作成しました。 ② ごみ収集業務の委託化を円滑に進めるため、委託事業者への収集コース等説明会（共有会議）を令和6年3月19日及び21日に実施しました。

重点的な取り組み：東部清掃工場焼却設備の基幹的設備改良工事の実施

二酸化炭素排出削減など環境負荷の低減と長期財政負担の軽減を目的として、令和3年度から、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づき焼却設備の第1期工事（基幹的設備改良事業）を行っており、引き続き一部電気設備等の更新工事を実施します。なお、令和4年度に実施した灰溶融炉停止により、令和5年度以降は2100t/年の二酸化炭素削減効果が見込まれます。

実 績	① 東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づく第1期工事（令和3年度から令和7年度）の内、令和5年度分の工事を完了。
-----	---

	② 令和4年度に灰溶融炉停止工事が完了したことで、灰溶融炉で使用する都市ガスが不要となり、令和5年度の二酸化炭素削減効果として 2,100t/年の削減を達成。
説 明	① 第1期工事に係る令和5年度分の工事費の1/3(2億6,519万3千円)を循環型社会形成交付金を活用し、焼却施設の令和5年度分の工事を完了しました。 ② 灰溶融炉停止により、令和5年度と令和4年度の都市ガス使用実績量の差は△988,378 m³であり、これに中圧供給の都市ガス二酸化炭素換算係数0.00219t-CO₂/m³を適用すると 2,164t-CO₂ となり、2100t/年の二酸化炭素削減を達成しました。

令和5年度
(2023年度)

都市整備部の取り組み

<部長の方針・考え方>

時代の変化に対応できる“まち”の実現に向けて、都市政策に関する各計画に基づき着実に事業を推進していくとともに、政策課題への対応や業務改善に取り組む部内ワーキングの取り組みを通じて、人材育成による組織力の強化を図ります。

① 暮らしたくなるまちづくりの取り組み ② 都市づくり情報のDX ③ 人材育成による組織力の強化

<部の構成>

都市計画課
住宅まちづくり課
市街地整備室市街地開発課
市街地整備室連続立体交差課
施設整備室施設設計課
施設整備室建築課
施設整備室設備課
施設整備室施設管理課
開発指導室開発調整課
開発指導室審査指導課

<主な担当事務>

(1) 都市政策に関すること。
(2) 景観に関すること。
(3) 空き家・空き地に関すること。
(4) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等に関すること。
(5) 京阪本線連続立体交差事業に関すること。
(6) 市有建築物等の新設・改良等の計画及び設計・施行に関すること。
(7) 学校施設等の管理に関すること
(8) 開発事業等に係る協議及び指導に関すること。
(9) 開発許可及び建築確認の審査・検査に関すること。
(10) 建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

重点的な取り組み： 魅力ある都市基盤の整備

京阪本線連続立体交差事業

鉄道高架化工事にあわせて、文化財調査及び占用物件等の移設など関係機関との円滑な調整、協議及び手続を進めるとともに、施行者等との連携や情報共有を行い、工事区間における周辺地域への周知を図ります。

また、事業用地の取得にあたっては、鉄道高架化工事の重要性及び必要性について関係権利者の理解を得られるよう、引き続き、民間機関を活用しながら計画的かつ効率的な取り組みを進めます。



(用地買収状況：北中振3丁目付近)

市街地開発事業

京阪本線連続立体交差事業にあわせてコンパクト・プラス・ネットワークの形成に取り組む光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業においては、商業施設等の整備など組合が実施する事業に対して、引き続き、財政的・技術的支援を行います。

また、鉄道駅周辺や第二京阪道路沿道におけるまちづくりとして、土地区画整理事業の実現をめざす準備組織が設立されている村野駅西地区及び茄子作地区においては、都市計画に向けた手続を進めるとともに、引き続き、事業化に向けた技術的支援を行います。



(光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業イメージパース)

※組合にて検討中のため、変更する可能性があります

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の推進

市街化区域及び市街化調整区域の「区域区分」について、大阪府が令和7年度に一斉見直しを予定していることから、土地利用状況や将来のまちづくり動向を勘案し、「区域区分」及び「用途地域」の見直し区域について検討を進めます。

実 績	① 事業用地約 1,300 m²を取得。 ② 施設建築物の整備等に係る財政的・技術的支援を実施。 土地区画整理事業の実現をめざす準備組織に対し、技術的支援を実施。 ③ 区域区分及び用途地域の一斉見直しに着手。
説 明	① 枚方市域事業面積約 30,800 m²（枚方市域事業延長約 3.4km）のうち、令和5年度の取得済面積は 29,700 m²となり、取得率が約 96%に到達しました。今後も、鉄道高架化工事に併せて、文化財調査及び占用物件等の移設など関係機関との調整、協議及び手続を進めるとともに、工事期間中の付替え道路の設計を実施します。 ② 光善寺駅西地区市街地再開発組合が施工する施設建築物や道路などの工事費に対し、社会資本整備総合交付金を活用した補助金を執行し財政的支援を行うとともに、資材高騰等への対応を取るための事業計画変更に係る手続を進めました。今後も事業完了に向け、組合に対して継続的に財政的・技術的支援を行います。 また、村野駅西地区及び茄子作地区の準備組合における事業計画の検討・作成にあたり、関係機関等との協議・調整等の技術的支援を行うとともに、令和5年12月に都市計画に関する説明会を行うなど都市計画に係る手続を進めました。今後も、事業の実現に向け、両地区の準備組合に対し継続的な技術的支援を行います。 ③ 区域区分及び用途地域の見直し方針「区域区分及び用途地域の一斉見直し」について、市ホームページ及び広報ひらかた7月号にて周知を図るとともに、見直し区域の検討を進め、都市計画素案の作成に取り組みました。 令和6年度は市民説明会や都市計画公聴会の開催など、令和7年度予定の一斉見直しに向けて都市計画手続を進めます。

重点的な取り組み：教育環境の充実

学校空調設備整備事業

小中学校体育館の空調整備は、令和6年度までの導入完了に向けて整備事業者の選定を進めます。また、教室等既存空調設備の更新は、令和6年度の事業者選定に向けて詳細検討を進めます。



(体育館空調設備整備イメージ)

学校トイレ整備事業

残る 35 系列のトイレ整備を進め、今年度中に洋式化・ドライ化等の整備を完了する予定です。



(洋式化・ドライ化)



(ユニバーサル化)

禁野小学校整備事業

令和8年度中の完成をめざし、今年度は解体工事を完了し、基本設計を取りまとめた後に実施設計を進めます。



(新校舎イメージ)



(解体状況 令和5年4月時点)

学校園施設改善事業

子どもたちの教育環境の充実を図るため、小中学校の保全・更新工事については、財政負担の平準化を図りながら計画的に進めることにより、施設の安全性や機能性を確保します。

エレベーターについては、令和5年3月に策定した「学校施設のエレベーター設置等に関する

方針」に基づき、今年度は3校の実施設計と1校の工事を進めます。

また、ぬかるみや水はけ不良が発生している小中学校のグラウンドについては、直営作業による改修を進めます。



(グラウンド改修中)



(グラウンド改修後)

実 績	① 「枚方市学校整備計画」に基づく工事を実施。 <計画に基づき改修工事等を行った学校数：40校> ② 「市有建築物保全計画」の第Ⅲ期実施計画に基づく工事を実施。 <計画に基づき改修工事等を行った施設数：23施設> ③ 小中学校体育館空調は、令和5年度末までに中学校10校に空調整備及び維持管理を実施。 小中学校教室等空調は、令和6年度の事業者選定に向けて詳細検討を実施。 ④ 「枚方市学校整備計画」に基づくトイレ改修工事を実施。 <トイレ改修工事の実施学校数：小学校：26校、中学校9校> ⑤ 禁野小学校整備事業は、旧高陵小学校の解体工事及び新校舎の基本設計を完了し、実施設計に着手。 ⑥ 「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」に基づくエレベーター設置工事を実施。 <エレベーター設置工事の着手学校数：小学校：1校> ⑦ 直営作業による学校グラウンドの改修を実施。 <グラウンド改修の実施学校数：小学校5校、中学校2校>
説 明	① 「枚方市学校整備計画」は、学校施設のより効率的な施設整備を図るとともに、コスト縮減や財政負担の平準化を考慮するものとして、令和2年3月に策定しています。本計画に基づき、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全を進めます。 ② 市有建築物の安全性及び機能性を維持し延命化を図るとともに、維持補修等にかかる経費の財政負担の平準化を図るため「市有建築物保全計画」に基づき、市有建築物の計画的かつ適切な維持保全に努めます。 ③ 体育館空調については、令和6年度末までに小中学校全ての体育館に空調整備を行い、維持管理を実施します。教室等空調については、令和7年度から令和9年度にかけて既設空調機器の更新完了を目指し、令和6年度に整備事業者の選定を進めます。 ④ 「枚方市学校整備計画」に基づき、トイレ改修工事を実施しました。小中

	学校のトイレの洋式化・ドライ化等については、令和５年度に整備を完了しました。 ⑤ 禁野小学校整備事業は、令和５年度に旧高陵小学校の解体工事及び新校舎の基本設計を完了し、令和６年７月から新校舎の建設工事に着手します。 ⑥ 「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」に基づき、エレベーター設置を進めます。令和５年度は、樟葉小学校において、エレベーターの設置工事に着手しました。 ⑦ 降雨後のグラウンドの状況調査を実施し、ぬかるみや水はけ不良が生じている小中学校のグラウンド改修に取り組みました。令和６年度も引き続き、直営作業によるグラウンド改修を進めます。
--	---

重点的な取り組み：安全・安心のまちづくり

マンション管理支援事業

令和２年６月に改正（令和４年４月施行）された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、分譲マンションにおける良好な居住環境を確保するとともに、地域の活力を高め、魅力あるまちづくりを推進するため、令和４年度に実施した市内分譲マンションの管理実態調査の結果を踏まえた、「枚方市分譲マンション管理適正化推進計画」を策定します。

盛土規制法基礎調査事業

令和３年７月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を契機に、従来の「宅地造成等規制法」が宅地を対象に造成工事等を規制していたものから、土地の用途・目的を問わず危険な盛土等を包括的に規制する、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正（令和５年５月施行）されたことを受け、規制区域の指定など同法の施行に伴う必要な取り組みを進めます。

実 績	① マンション管理適正化推進計画の策定及び管理計画認定制度の運用開始。 ② マンション管理基礎セミナー（主催）及び分譲マンションセミナー（共催）の開催。＜参加人数 ２回 128 名＞ ③ マンション管理に関する相談。＜件数 ４件＞ ④ 盛土規制法基礎調査事業について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制区域の指定に向けた調査の実施など、同法の運用開始に向けた取り組みを推進。
説 明	① 令和４年度に行った管理実態調査の結果を踏まえた計画案について、パブリックコメントを実施し、市民意見を反映したうえで令和５年１０月に「枚方市分譲マンション管理適正化推進計画」を策定しました。また、マンション管理組合が作成する管理計画を認定する制度の運用を開始しました。 ② （公財）マンション管理センターと NPO 法人枚方マンション管理組合連合会と連携し、「管理計画認定手続支援サービスについて」と「管理会社任せのリスク」をテーマとしてセミナーを開催しました。また、大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会との共催により、マンション

	における防災に関するセミナーを開催しました。今後もセミナーを通じて、マンションの管理適正化に向けた啓発及び知識の普及に努めます。 ③ マンション管理組合や区分所有者が抱える問題に関する聞き取りを行い、対応として情報提供等を行いました。今後も相談対応を通じて、マンション管理の適正化を推進するとともに専門家団体との連携による相談支援体制の充実に努めます。 ④ 令和5年度は、法の運用に向け、新たな規制区域の指定に向けた基礎調査（法定調査）を実施しました。その結果、市全域を「宅地造成等工事規制区域」の候補区域とした調査結果を取りまとめ、調査結果と併せて法の運用開始時期を令和6年4月1日として公表を行いました。 令和6年度は、新たな規制区域の指定に基づく許可・検査業務の実施等、法の運用を開始していきます。また、既存盛土に関する調査にも取り組んでいきます。
--	---

重点的な取り組み：多様な生活・社会の課題解決に取り組むまちづくり

空き家・空き地対策推進事業

第2次枚方市空家対策実行計画に基づき、空き家・空き地対策のさらなる充実を目指し、多角的な施策の展開を図ります。

空き家・空き地の利活用については、「若者世代空き家活用補助制度」や「地域空き家活用補助制度」を引き続き運用するとともに、積極的な啓発・周知活動による利用拡大に取り組みます。

また、快適で暮らしやすい環境をめざし、地域の実態や課題と向き合いながら所有者に働きかけを行い、利活用の促進や市場への流通など、地域が抱える課題と空き家の解消に繋がります。



（「若者世代空き家活用補助制度」の活用事例）

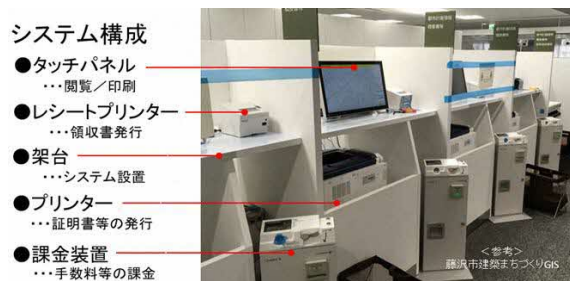
実績	① 枚方市若者世代空き家活用補助を交付。＜交付決定件数 24件＞ ② 空き家空き地対策モデル事業実施。 ＜地区数とマッチング件数 2地区 5件＞ ③ 空き家セミナーの開催（オンラインセミナー）。 ＜参加人数3回延べ129名＞ ④ 地域空き家活用補助制度の活用。＜交付決定件数 0件＞ ⑤ 空き家・空き地に関する相談。＜件数 空き家215件、空き地70件＞
説明	① 令和5年8月に要綱を一部改正し補助対象者の拡充を行うことで、若者世代の空き家活用を更に促進するとともに、本制度のPR活動に繋げるため、第2弾となる活用事例集を発行しました。引き続き、イベント出展や公共施設、郵便局、住宅展示場等へのリーフレットの配架、並びに広報やSNSなど多く

	の周知活動を行い、更なる利用実績の拡大に努めます。 ② 令和5年度は13社の協力事業者との連携によりモデル地域2地区において空き家の実態調査、並びに所有者の意向調査を行い、その結果、空き家所有者と不動産事業者の5件のマッチングが実現しました。引き続き、モデル事業を継続し、地域の課題解決に繋げる取り組みを進めます。 ③ 本市主催による空き家セミナーを3回開催し、延べ129名が参加されました。一般社団法人既存住宅・空家プロデュース協会と連携し、令和6年4月からの相続登記の義務化を見据え、主に相続した空き家の活用方法をテーマとしたセミナーを行いました。相続登記の義務化は、将来に渡る空き家の解消と利活用の促進が期待できることから、引き続き、相続登記をテーマとしたセミナーを行い、空き家問題の啓発と利活用の促進に繋がります。 ④ 「地域空き家活用補助制度」は自治会や非営利団体を対象とし、地域課題の解消と空き家の有効活用の推進を目的とした補助制度ですが、非営利を条件とすることや10年以上の事業継続などの国の補助要件もあり、令和5年度の実績はありませんでした。昨今、本制度の運用については非営利から営利を認める条件緩和が国から示されたこともあり、これに即した補助要綱の見直しを検討するとともに、引き続き、制度利用に向けた周知啓発を進めます。 ⑤ 相談・通報のあった空き家・空き地の所有者等に適正管理を促す指導を行う中で、所有者の意向を伺いながら、市場流通に乗せるなど空き家解消に繋がった事例もありました。今後は、令和5年12月の空き家対策にかかる特措法の改正に伴い本市の空家等対策計画の改定を行うことで、更なる所有者等の管理意識の啓発と空き家対策の推進に取り組めます。
--	--

都市づくり情報 DX 推進事業

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式に対応するため、都市計画や建築、景観など都市づくりに関する情報を一元化したシステムを構築し、市民や事業者等が職員と接することなく必要な情報の閲覧や取得ができる窓口端末及び課金機を設置します。

将来の「自宅や会社からでも必要な都市づくり情報が取得できる市役所」をめざして、一元化した情報のオープンデータ化や申請手続きに係る手数料のキャッシュレス化の検討など、スマート自治体の実現に向けて取り組みます。



(参考：神奈川県藤沢市)

実 績	① 窓口閲覧交付サービス及びオンライン閲覧サービスの運用開始。 ② 申請や届出等のオンライン化及びキャッシュレス化に向けた試行実施。
説 明	① システム構築にあわせて、窓口閲覧交付サービス及びオンライン閲覧サービスを実装し、令和6年3月より都市づくり情報を集約した不動産調査コーナーの開設と閲覧用のホームページのリニューアルを行いました。 ② 都市整備部関係課にてオンライン化及びキャッシュレス化のモデルケースとなる申請、届出等の事務を抽出、試行実施を行い、令和6年度からの段階的实施に向けて検討を進めました。

重点的な取り組み：人材育成による組織力の強化

ワーキンググループによる横断的な取り組み

多様化・複雑化する都市問題や政策課題等に対応した都市政策の立案及び職場の環境改善や業務効率化による職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、若手や中堅職員を中心としたワーキンググループを構成し、大胆かつ斬新な発想と EBPM の手法を取り入れた取り組みを通じて、人材育成による組織力の強化を図ります。

《予定案件》産業立地に向けた土地利用誘導策・市街化調整区域の税制度、都市づくり情報 DX など

持続可能な災害体制の構築

地震災害時における二次的災害を未然に防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行う判定士等の育成及び増員を図ります。

実 績	① 部内横断的なワーキンググループの取り組みを継続実施。 ② 被災建築物応急危険度判定士として8人、被災宅地危険度判定士として16人が新規に資格を取得。
説 明	① 過年度から取り組んでいる都市づくり情報の DX 推進や市街化調整区域における税制度などの検討とあわせて、新たに産業立地の促進に向けた土地利用誘導策の検討に着手するとともに、これらの取り組みや過程を通じて組織力の強化につながる人材育成に努めました。 ② 応急危険度判定士として資格要件を満たす者に対して、積極的に資格を取得するように働きかけました。

令和5年度 (2023年度)	土木部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ひらかたを「誰もが暮らしたくなるまち」にするため、快適な市民生活を支える魅力ある都市基盤の整備に引き続き取り組むとともに、老朽化が進行する道路や公園等の都市基盤の計画的かつ効率的・効果的な維持管理により一層注力するなど、安心・安全のまちづくりに向けた取り組みを進めます。 ①「魅力ある都市基盤の整備」 ・ 道路交通網の整備、主要駅周辺の道路環境改善、公園整備や緑化推進 ②「安全・安心のまちづくり」 ・ 持続可能な地域公共交通の実現、安全・安心で快適な交通環境の創出、道路・公園等の維持補修	
＜部の構成＞ 土木政策課 道路河川整備課 みち・みどり室道路公園管理課 みち・みどり室維持補修課 みち・みどり室工事委託課 交通対策課 用地課	＜主な担当事務＞ (1)道路に関すること (2)交通に関すること (3)公園及び緑化に関すること (4)準用河川に関すること

重点的な取り組み：快適で活力を生む道路交通網の整備

市内の渋滞緩和や物流の円滑化、災害時における救援活動を支える道路網の強化など、国土強靱化に資する道路交通網の構築を進めます。

1. 都市計画道路の整備

本市の道路ネットワークの軸となる都市計画道路のうち、牧野長尾線については昨年度供用開始した府道交野久御山線から市道長尾京田辺線までの区間の続きとなる長尾大池周辺区間の整備を進めます。併せて、隣接する長尾杉線（長尾工区）の整備を進めていきます。長尾杉線（杉工区）については、令和5年度中の供用開始に向けた整備を行います。

また、通学路等の安全な歩行空間の確保に向け、御殿山小倉線は令和5年度中の供用開始に向けた整備を進め、中振交野線は早期の効果発現を図る観点から取得済みの用地を活用し暫定的な供用開始に向けた整備に着手します。

2. 府道の整備促進

新名神高速道路のアクセス道路となる内里高野道線や長尾家具町線については、新名神高速道路の開通目標が令和9年度となりましたが、引き続き大阪府や関係機関と協力して令和5年度末に完成できるよう計画的な整備に取り組むとともに、その関連道路である北山通線の整備を進めます。

また、淀川を渡る牧野高槻線、京都守口線及び歩道整備を進める枚方高槻線については、大阪府との協定に基づき本市が用地取得業務を進めるなど、早期完成に向けて大阪府と連携した取り組みを進めます。



《長尾大池周辺区間の整備工事》

実 績	① 都市計画道路整備事業を推進。 ・ 牧野長尾線の整備工事と用地取得を実施。 <事業認可 1,050m、うち 延長約 220m 着手> ・ 長尾杉線の整備工事と用地取得を実施。 <事業認可 1,750m、うち 延長 1,220m供用開始・530m 着手> ・ 御殿山小倉線の整備工事を実施。 <事業認可 840m、うち 延長約 440m 整備済・240m 着手> ・ 中振交野線の整備工事と用地取得を実施。 <事業認可 550m、うち 延長約 110m整備済・180m 着手> ② 新名神高速道路、内里高野道線や長尾家具町線を促進し、北山通線の整備を推進。 ・ 内里高野道線部分供用<整備延長 950mのうち、約 700m供用> ・ 長尾家具町線供用 <整備延長 400mが供用> ・ 北山通線の本線切り替え工事完了<約 140m整備済> ③ 大阪府との協定に基づき、早期完成に向けて大阪府と連携。 ・ 牧野高槻線及び京都守口線は、物件調査及び用地取得を実施。 ・ 枚方高槻線については、事業用地の取得に向けた権利者等への説明を行い、土地の境界確定及び物件調査を実施。
説 明	① 牧野長尾線については、昨年度に引き続き長尾大池区間の整備工事と合わせ長尾大池から府道枚方高槻線までの住宅区間の事業用地の取得を進めました。 長尾杉線については、杉工区を供用開始し、続く長尾工区についても事業用地の取得を進め、整備工事に着手しました。 御殿山小倉線については、供用開始に向けた水路横断部を含む整備工事を進めました。 中振交野線については、暫定供用開始に向けた整備工事及び事業用地の取得を進めました。 ② 内里高野道線は、令和 6 年 3 月 28 日に新名神高速道路と合わせて供用する約 250m 区間を除き、国道 1 号から長尾家具町 1 丁目南交差点までの約 700m 区間を部分供用しました。また、長尾家具町線は、令和 6 年 3 月 28 日に供用しました。 北山通線の本線切り替えは、令和 6 年 3 月 7 日に完了し、内里高野道線と接続しました。4 月末までに本線の片側交互通行解除及び歩道整備を行います。 ③ 牧野高槻線及び京都守口線については、事業範囲内にある建物の補償金算定を行い、用地取得を実施しました。 枚方高槻線については、先行して整備する大阪歯科大学の北側約 120m の区間において、事業用地の取得に向けた権利者等への説明及び土地の境界確

	定、建物の補償金算定を行いました。
--	-------------------

重点的な取り組み： 市内主要駅周辺の道路環境改善

鉄道駅等を中心に居住及び都市機能の集積などを図る集約型都市構造の実現に向け、主要駅周辺の交通環境の改善に取り組みます。

1. 枚方市駅周辺

広域中心拠点の枚方市駅周辺については、「枚方市駅再整備ビジョン」の将来像を見据え、交通環境の改善を図るため、引き続き道路の改良工事を進めます。また、安全・安心な道路空間の確保や良好な都市景観を形成するため、市道枚方市駅前線の無電柱化の整備を引き続き進めていきます。

2. 樟葉駅周辺

広域拠点の樟葉駅周辺については、魅力ある都市環境の形成、公共交通の利用環境の改善、駅前広場の植栽充実及び賑わいあふれる駅前空間の構築に向け、京阪ホールディングス株式会社と締結している包括連携協定に基づき、京阪グループ企業各社との公民連携により、樟葉駅前広場への芝生広場の整備等による環境改善に取り組みます。



《樟葉駅前広場整備イメージ》

実 績	① 枚方市駅周辺において、枚方藤阪線の道路整備工事を実施。 ＜延長約 90m実施＞ 枚方市駅前線において、無電柱化の整備工事を実施。＜延長 80m実施＞ 外周道路において、先行整備工事を実施。＜延長 40m実施＞ ② 樟葉駅前広場への芝生広場等の整備を実施。
説 明	① 枚方市駅周辺については、「枚方市駅再整備ビジョン」に基づき、枚方藤阪線の道路整備工事、枚方市駅前線の無電柱化整備工事を実施しました。 また、外周道路においては、先行整備として道路工事を実施しました。 ② 令和4年度に実施した市民アンケート結果等を踏まえ、京阪グループ企業各社との公民連携により、天然の芝生広場、日除け（上屋）やベンチ、壁面緑化等を整備するなど環境改善に取り組みました。 今後、良好な芝生広場の維持管理を実施するとともに、賑わいあふれる駅前空間の構築に向けた取り組みを進めていきます。

重点的な取り組み：魅力ある公園の整備や緑化推進によるみどり豊かな都市環境の形成

都市の魅力向上につながる、みどり豊かな都市環境の形成に向け、市民にとって利用したいと思える公園の整備・再生や緑化の推進を図ります。

1. 王仁公園

王仁公園では、新たな公園利用を促進させるため、これまで試行運用してきたスケートボード場に関する市民の声を受け、本市では初となるスケートボード場を整備します。併せて、公民連携により公園の魅力向上を推進するため、民間活力を導入しフットサル等の利用ができる多目的人工芝コートの整備を進めます。



《フットサルコートのイメージ》

2. 小規模公園

少子高齢化の進展などにより、利用者の減少や施設の老朽化などの課題が顕在化している小規模公園については、地域が使いたいと思える公園となるよう新たな支援制度の検討を進め、地域とともに公園の活性化を進めます。

3. 緑化推進

「2023緑化フェスティバル」を開催し、市民へのみどりに触れ合う場の提供とまちなかの緑を育てる取り組みを進めます。また、引き続き、福祉関係施設や学校園等で育てた花苗などを身近な公園に植栽する「花いっぱい健康づくりプロジェクト」※を実施するとともに、新たなみどりの担い手を育成する「花と緑の園芸楽校」の受講修了者を対象に緑化活動の場を創出するなど、更なる緑化の推進に取り組みます。



《緑化フェスティバルの様子》

※花いっぱい健康づくりプロジェクト・・・福祉関係施設の利用者等に種から花苗を育てていただき、その花苗の一部を公園アダプト団体に配付し、地域の公園へと植え替えを行う。

実 績	① スケートボード場を整備。P-PFIにより多目的人工芝コートの整備に着手。 ② 1つの小規模公園をモデルケースとして、管理活用協定書を締結し、ニーズに応じた公園として再整備。 ③ 緑化推進に向け、以下の取組を実施。 ・花いっぱい健康づくりプロジェクト＜市内福祉関係施設等7箇所で開催＞ ・花いっぱい運動＜公園：59団体、学校園：36団体＞ ・公園アダプト＜251公園、173団体＞
説 明	① 王仁公園では、新たな公園利用を促進させるため、これまで試行運用していたスケートボード場に関する市民の声を受け、本市では初となるスケートボード場を整備しました。併せて公民連携により公園の魅力向上を推進するため、P-PFI事業者の計画認定を行い、工事着手しました。 ② 地域住民による公園の活用を推進させるため、小規模公園58（長尾谷町3丁目）において地元協議を進め、公園の使い方や管理ルールを定めた管理協定書を締結し、本市による散水栓の設置などの整備を行いました。 令和6年度も引き続き活動実施に向け、地元にはアダプト・花いっぱい手続

	き等のソフト支援を継続していきます。 ③ 緑化推進を主体的に担っていただけるよう市民意識の醸成と持続的な活動につながる担い手の育成を図るとともに市民や市民団体、事業所など多様な主体と連携し、持続可能で効果的な緑化に向け、イベントや講習会の開催、補助金の交付などを行いました。 令和5年度は緑化フェスティバルを開催するとともに新生児誕生記念苗木の配付を行い、市民参加による緑化推進や緑化活動の場の提供を行いました。 また、花いっぱい健康づくりプロジェクトでは、市内福祉施設で育てた花苗を近隣の公園に植え付け、地域の緑化推進の充実を図りました。さらに、花と緑の園芸楽校では、将来みどりに関わる市民の育成に取り組みました。
--	--

重点的な取り組み：持続可能な地域公共交通の実現

人口減少や少子高齢化に加え、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化により公共交通利用者の減少が進む中、市民の誰もが移動しやすい活力のある社会生活を維持・充実させていくため、引き続き、公共交通を使いやすく、また使いたくなるように、公共交通の環境整備に取り組みます。

1. 枚方市総合交通計画

平成30年（2018年）12月に交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ることを目的に策定した枚方市総合交通計画に、地域公共交通の活性化・再生を目的とした「地域公共交通計画」の位置付けを付加することも視野に入れた計画改定に取り組みます。

2. 地域との協働

それぞれの地域にあった交通サービスを確保するため、地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムの一つであるボランティア輸送について、地域と協働し取り組むなど、交通に対する意識の醸成や機運の向上に向けた支援を進めます。

3. 利用促進

交通タウンマップを定期的に更新し市内転入者等に配布するとともに、マップを活用したバスの乗り方教室と市内の魅力再発見を目的とした「バス！のってスタンプラリー」を開催することで、引き続き、公共交通を利用する機会の増加を図ります。加えて、将来の公共交通利用者である子どもを対象に、公共交通としてのバスの役割や魅力、並びに緊急時の対応や安全確保策などバス運行を支えるバス事業者の取り組みを学び、将来の公共交通を支える人材育成になるよう、こども夢基金を活用したバックヤードツアーを開催します。



4. 環境整備

樟葉駅前広場や新香里のバスロータリーなどで緑化や遮熱性上屋の設置等を行い、バス待ち環境の改善に取り組みます。

《こども夢基金事業：バスバックヤードツアー》

実績	① 枚方市総合交通計画推進協議会を開催。〈実施回数：2回〉 ② 枚方市ボランティア輸送補助金を交付。〈2団体〉 ③ 「バス！のってスタンプラリー」を実施。〈参加者数：382名〉
----	---

	④ バスバックヤードツアーを実施。＜参加者数：118名＞ ⑤ バス待ち環境の改善として、市内5バス停（田ノ口団地、新高田、新香里1、2、3乗り場）、2駅前広場（津田駅西口駅前広場、樟葉駅前広場）の遮熱対策工事を実施。
説 明	① 「枚方市総合交通計画」に基づく施策を推進し、安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めるため、市民や交通関係機関等が参画する協議会において、各実施主体が取り組む施策の実施状況の確認や、今後の進め方について、毎年議論を行っています。令和5年度は、枚方市総合交通推進協議会を2回開催し、令和6年度末に改定を予定している「枚方市総合交通計画」の内容について議論を行いました。 ② 令和5年度も引き続き氷室台地区及び菅原東地区の団体に、ボランティア輸送補助金（令和3年4月に制度創設）を交付しました。 令和6年度も引き続き、持続可能な交通の実現のため、地域と共同によるモデル事業の構築に向けた検討を行います。 ③ 公共交通利用の促進を図ることを目的に、NPO団体や交通事業者と共に「バス！のってスタンプラリー」を実施し、市内の施設にスタンプを配置して周遊いただき、市内の観光資源やバスの利便性の良さを周知しました。 令和6年度も、より多くの市民に参加していただけるようNPO団体や交通事業者と協力し、「バスのって！スタンプラリー」を実施します。 ④ 今ある公共交通サービスの維持と市民の足を守る路線バスの将来の担い手を育むため、NPO団体や交通事業者と共に、将来の利用者である子どもとその保護者を対象に普段見ることのできないバスのバックヤードツアーを実施し、路線バスの現状や魅力のPRを行いました。 令和6年度も、市の「こども夢基金」を活用し、引き続きバスバックヤードツアーを実施します。 ⑤ 「大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金」を活用して、バスを利用される方の遮熱対策事業として、バス停の上屋やベンチ、並びに遮熱仕様の舗装を整備し、バス待ち環境の改善を図りました。

重点的な取り組み：安全・安心で快適な交通環境の創出

昨年度に引き続き、子どもの交通安全プログラムに基づき、通学路や未就学児移動経路の安全対策に重点的に取り組むとともに、警察等関係機関と連携し、本市の道路を安全に利用していただけようソフト・ハード両面から交通安全対策に取り組めます。

1. 安全対策

「枚方市バリアフリー基本構想」等に基づき、高齢者や障害者など誰もが安全・安心で快適に移動できるまちづくりに向け、津田駅周辺、牧野駅周辺のバリアフリー工事を進めます。

安全・安心で快適な歩行空間の確保に繋がる整備として、枚方新香里線は令和4年度から歩道拡幅工事に着手しており令和5年度完成に向け整備を進め、中振新香里線は歩道拡幅にむけた設計に着手します。また、「枚方市自転車活用推進計画」等に基づき、安全で快適な自転車通行空間の確保に向けた整備を計画的に取り組めます。

主要地方道枚方高槻線については、歩道整備に向け、大阪府との協定に基づき本市が用地取得業務を進めることとしていることから、先行して整備する大阪歯科大学の北側約 120m の区間について、土地の境界確定作業及び事業用地の取得に向けた権利者等への説明を行います。

2. 啓発

市民の交通安全に係る意識の向上のため、「信号のない横断歩道での車両ストップ率の向上」とヘルメットの着用など「自転車の適正利用の促進」に資する啓発を重点的に実施します。



《ラッピングバス：デザイン牧野高校生》

実 績	① 津田春日線及び阪第 17 号線のバリアフリー整備工事を実施。 ＜延長約 270m 実施＞ ② 枚方新香里線の歩道拡幅に向けた整備工事を実施。＜延長約 140m 実施＞ ③ 中振新香里線の歩道拡幅の予備設計を実施。 ④ 禁野第 3 号線の自転車通行空間整備工事を実施。＜延長約 500m 実施＞ ⑤ 枚方高槻線については、事業用地の取得に向けた権利者等への説明を行い、土地の境界確定及び物件調査を実施。 ⑥ 子どもの交通安全プログラムに基づき通学路等の安全対策事業を実施。 ＜全 153 件中、対策済 74 件、対策中 79 件＞ ⑦ 市内高校生がデザインしたポスターを基にしたラッピングバスによる「信号のない横断歩道での車両ストップ率の向上」の啓発を実施。 ⑧ 広報誌、SNS、デジタルサイネージ等を活用し、ヘルメットの着用や「自転車の適正利用の促進」の啓発を実施。
説 明	① 津田春日線及び阪第 17 号線については、「枚方市バリアフリー基本構想」による道路特定事業計画に基づき、バリアフリー整備工事を実施しました。 令和 6 年度も引き続き、計画的にバリアフリー整備事業を進めます。 ② 枚方新香里線については、令和 4 年度から歩道拡幅整備工事に着手し、令和 5 年度に完了しました。 ③ 新たに中振新香里線において歩道拡幅に向けた予備設計を実施しました。 令和 6 年度は詳細設計に着手し、引き続き歩道拡幅整備事業を進めます。 ④ 禁野第 3 号線については、「枚方市主要駅鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備工事を実施しました。 令和 6 年度も引き続き、計画的に自転車通行空間の整備事業を進めます。 ⑤ 枚方高槻線については、先行して整備する大阪歯科大学の北側約 120m の区間において、事業用地の取得に向けた権利者等への説明及び土地の境界確定、建物の補償金算定を行いました。 ⑥ 着実かつ効果的に子どもを守る交通安全対策を実施するため、子どもの交通安全プログラムに基づき通学路等の交通安全対策施設の整備を実施しました。

	令和6年度も本プログラムに基づき、関係機関と連携して、子どもの移動経路における安全確保を図っていきます。 ⑦ 「信号のない横断歩道」での一時停止率向上を目的に、市内高校生デザインの啓発イラストを枚方市内で運行する民間バス後部にラッピングし、交通ルールの啓発を実施しました。 令和6年度は、企業版ふるさと納税を財源として、引き続きラッピングバスを運行し、啓発を行います。 ⑧ 5月の自転車月間、11月の自転車マナーアップ強化月間や春と秋の全国交通安全運動等をはじめ、年間を通じて、広報誌、SNS、デジタルサイネージ等を活用し、ヘルメットの着用や「自転車安全利用五則」等自転車の適正利用の促進の啓発を実施しました。 市民の交通安全に係る意識の向上のため、今後も引き続き啓発を実施します。
--	--

重点的な取り組み：道路・公園・準用河川等の効率的・効果的な維持管理

市民の安全・安心を第一に考え、道路や公園、準用河川などの効率的・効果的な維持管理により一層取り組みます。

1. パトロール

それぞれの施設の機能や安全性を確保できるよう、異常や支障箇所の早期発見を目的に、各関係機関との連携や部内での定期的なパトロールを継続して行い、迅速な対応に努めます。

2. 維持管理

持続可能な維持管理を推進するため、道路の舗装や橋梁、公園施設などの長寿命化計画に基づき、国の補助金などを活用しながら、効率的・効果的に各施設の長寿命化を進めます。特に、災害時に緊急車両等の通行路となる緊急交通路を含む主要道路については、舗装長寿命化計画に基づく道路施設の更新等も行います。

街路樹については、枚方市街路樹維持管理方針を策定し、効果的・効率的な維持管理を行います。

準用河川については、自然災害に強い河川環境を確保し、維持管理を効率的に行うため、整備計画に基づき、段階的な整備の検討に取り組みます。



《老朽化に伴うブランコの入れ替え作業》



《道路陥没の復旧作業》

実 績	① 市内一斉の道路パトロールを実施。 <実施回数：2回（6月・12月）、道路損傷箇所件数：179件> ② 橋梁・トンネル点検を実施。<橋梁点検数：53橋、トンネル2箇所> ③ 橋梁長寿命化修繕事業を実施。<工事：3橋> ④ 「枚方市舗装長寿命化修繕計画」に基づき、修繕工事を実施。 <工事：4路線（延長約1,280m）> ⑤ 「枚方市舗装長寿命化修繕計画」の更新計画を策定（対象年度：令和6年度～令和10年度） ⑥ 「枚方市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設更新工事を実施。 <工事：12公園、委託：公園施設長寿命化計画の計画策定委託> ⑦ 「枚方市街路樹維持管理方針」を策定 ⑧ 道路補修及び公園等に対する通報・要望等に対応。 <道路補修等に対する要望に対応：3,488件> <公園に対する要望に対応：1,861件>
説 明	① 安全で安心して道路を利用いただけるよう、市内一斉の道路パトロールを実施し、認定道路および市管理道路の異常、支障箇所の応急対応を行いました。 令和6年度も定期的なパトロールの継続と迅速な対応に取り組めます。 ② 「枚方市道路長寿命化修繕計画」に基づき、道路の異常、支障箇所を早期に発見するため、定期点検を実施しました。 ③ 「枚方市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、無名131号橋他2橋の修繕工事を実施しました。 令和6年度も引き続き、橋梁長寿命化修繕事業を進めます。 ④ 「枚方市舗装長寿命化修繕計画」に基づき、新香里環状線ほか3路線の修繕工事を行いました。 令和6年度も引き続き、持続可能な維持管理を推進します。 ⑤ 「枚方市舗装長寿命化修繕計画」更新のため、路面性状調査委託を実施し、更新計画の策定（対象年度：令和6年度～令和10年度）を行いました。次期

	計画より計画対象路線を拡充しており、持続的に安全安心な道路通行空間を確保するため、予防保全型補修により、さらなる事故予防と長期的な維持管理コストの縮減に取り組みます。 ⑥ 「枚方市公園施設長寿命化計画」に基づき、12 公園の更新工事並びに「公園施設長寿命化計画（令和 6 年度～令和 15 年度）」の計画策定を行いました。 令和 6 年度も引き続き、施設の老朽化等による事故の未然防止を図るため、計画的に 工事及び実施設計を進めます。 ⑦ 枚方市の街路樹は、香里ヶ丘団地のけやき通りに代表されるように植栽後 40 年以上が経過している木々が増加し、大木化・老朽化が進行しています。 一方、高齢化の急速な進行により急がれる歩道等のバリアフリー化、台風等自然災害の激甚化・頻発化による倒木等の発生、街路樹に対する市民意識の多様化など、街路樹を取り巻く環境も大きく変化しており、このような変化に伴う様々な課題に対応し、安全で快適な道路空間を維持・形成するとともに、市民に親しまれる枚方市にふさわしい緑豊かな道路の景観形成をめざして、「枚方市街路樹維持管理方針」を策定しました。今後は管理方針に基づき適正な維持管理を行っていきます。 ⑧ 道路や公園、準用河川などの機能や安全性を確保するため、パトロールや通報・要望等に基づき補修等を行いました。特に、利用者の安全に影響のある損傷等については、夜間・休日を含め迅速に現場を調査し、直営施工にて危険回避のための緊急対応を行いました。
--	---

令和5年度 (2023年度)	会計管理者の取り組み
<部長の方針・考え方> 法令等に基づく、適正かつ円滑な会計業務の執行 より効率的で円滑な会計事務の執行	
<部の構成> 会計課	<主な担当事務> (1)現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び物品の出納・保管に関すること。 (2)収入及び支出命令の審査に関すること。 (3)財政資金の需要計画の策定に関すること。 (4)決算及び付属書類に関すること。 (5)指定金融機関・収納代理金融機関に関すること。

重点的な取り組み：円滑で速やかな経費の支出

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、本市においても、様々な支援を行っています。社会・経済活動を阻害することのないよう、緊急性の高い経費はもとよりその他の経費も速やかに支出を行い、また、適切な出納管理に努めます。

実 績	① 適正かつ円滑な会計手続きの実施。 <一般会計・特別会計> 収入実績 1,652,616 件 255,851,075,927 円 支出実績 85,451 件 251,641,097,678 円
説 明	① 物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に係る緊急性の高い経費の支出はもとより、その他の経費についても社会・経済活動を阻害することのないよう、適正かつ円滑に会計事務を遂行しました。

重点的な取り組み：収納代理金融機関の公金取扱変更への対応

令和6年4月から、手続のデジタル化・効率化を進めるため、一部の収納代理金融機関が窓口収納事務の取扱いを終了する予定ですが、市民や事業者が混乱を招かないよう、広報誌やホームページなど様々な機会を通じ、丁寧な周知に努めます。

実 績	① 一部の収納代理金融機関において窓口での公金収納が終了するにあたり、市民や事業者に対する丁寧な周知を実施。 ② ゆうちょ銀行の窓口納付に対応していなかった一部の納付書について、令和6年度から収納受付を開始。
説 明	① 令和6年3月31日に一部の収納代理金融機関で納付書による窓口収納が終了することについて、広報誌やホームページにより周知を図るとともに、市民からの問合せに対する丁寧な対応に努めました。

	② 一部の納付書については、ゆうちょ銀行のみ取扱いができませんでしたが、システム改修と収入事務の一部見直しを行うことで、令和6年4月1日から近畿2府4県においてゆうちょ銀行での収納受付を開始し、市民の利便性の向上に努めました。
--	---

重点的な取り組み：効率的・効果的な審査方法の検討

会計事務においては、請求書や契約書などの確認を基に、適正な支出であるかを審査しています。昨年度には電子契約システムが導入され、また、財務会計システムと文書管理システムの連携が検討されるなど、審査を取り巻く環境が変わってきていることから、その変化に対応できる効率的・効果的な審査方法を引き続き、検証・検討していきます。

実 績	① 支払時に必要な振込データ作成ツールを改修。 ② 会計事務の環境変化への対応として、インボイス制度導入に必要なシステム改修を実施。
説 明	① 公金の収入、支出のデジタル化が進み、会計事務を取り巻く環境が刻々と変化している状況においては、特に支払事務ではより正確性が求められることから、支払時に必要な振込データ作成ツールを改修し、担当課における支払・振込事務の正確性を向上させることで、会計課の審査事務の効率化を図りました。 ② 令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応のため、適正な請求書様式等への変更を始めとするシステム改修を行うとともに、制度概要の庁内周知に努めました。

令和5年度
(2023年度)

上下水道局の取り組み

＜局の方針・考え方＞

水道・下水道事業の持続的・安定的な経営に取り組んでいくため、公営企業として独立採算を原則としながら、戦略的な経営の推進と水道ビジョン2022・下水道ビジョン2022に掲げる以下の理想像の実現をめざします。また、水道法改正による水道の基盤強化や下水道法改正による浸水対策の強化、SDGsの達成など、社会情勢の変化に局一体となって迅速に対応できる執行体制を整備します。

【基本理念】

未来につなぐ 枚方の水道

未来につなぐ 枚方の下水道

＜局の構成＞

経営戦略室上下水道計画課

経営戦略室上下水道財務課

上下水道総務室総務課

上下水道総務室営業料金課

上水道室上水道管理課

上水道室浄水課

上水道室上水道工務課

上水道室上水道保全課

下水道室下水道管理課

下水道室汚水整備課

下水道室雨水整備課

下水道室下水道施設維持課

＜主な担当事務＞

(1) 局の事務事業の見直しの総括に関すること。

(2) 局の総合計画及びその調整に関すること。

(3) 局の予算及び決算に関すること。

(4) 文書及び法規に関すること。

(5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

(6) 水道及び下水道の整備に関すること。

(7) 局の工事の検査及び審査に関すること。

(8) 局の危機管理に関すること。

重点的な取り組み：適正な予算編成と執行管理

長引く新型コロナウイルス感染症の影響や電気料金を始めとする物価高騰への対応など、公営企業の経営環境がさらに厳しくなる中、将来にわたって安定的に水道・下水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。このことから、上下水道局が一体となり、将来世代に負担を先送りしないよう、計画的な事業執行と長期的視野をもった財政運営を行います。

実 績	① 「枚方市水道施設整備基本計画」及び「枚方市下水道整備基本計画」の中間見直しの実施 ② 「枚方市水道事業経営戦略」及び「枚方市下水道事業経営戦略」の中間見直しの実施 ③ 採算性を重視した事業決定 ④ 財源の有効活用による事業の早期実施
説 明	① これまでの進捗や物価高騰などを踏まえ、事業順序の整理などを行いました。 ② 平成31年3月に中長期の経営の基本計画となる「経営戦略」を策定後、5年目となることから中間見直しを行いました。令和6年度は、中間見直し後の経営戦略を基に、次期料金算定期間の総括原価を算定し、料金改定の必要性について検討します。 ③ 整備事業の決定にあたっては、「水道施設整備基本計画」及び「下水道整備

	基本計画」と整合を図るとともに、事業の目的や効果、優先順位に加えて、事業実施による収支への影響を十分に精査し、事業の決定を行いました。 ④ 補助対象となる事業については、国庫補助金を優先的に活用するとともに、雨水事業においては、時限措置である緊急自然災害防止対策事業債を積極的に活用するなど、事業の早期実施を図りました。
--	--

重点的な取り組み：中宮浄水場更新事業

安全・安心で持続可能な水道の供給を実現するために、令和9年度（2027年度）からの本格稼働を目指し、新たな中宮浄水場の詳細設計を進めるとともに、排水池や膜ろ過棟などの建設に着手します。

完成予定図（本図はイメージのため今後の進捗に伴い変更が生じる場合があります）



実績	① DBO方式を用いた事業手法により、詳細設計の完了 ② 雨水貯留槽及び排水池の築造工事に着手
説明	① 事業者が作成した設計図書の提出を受け、現在は、工事に向けた協議を進めています。 ② DBO方式を用いた事業手法により、随時完了した設計書を基に着手した雨水貯留槽及び排水池の築造工事を進めています。

重点的な取り組み：水道施設等の更新・耐震化事業

枚方市水道施設整備基本計画に基づき、引き続き津田低区配水場の既設2号池の耐震工事を進めるとともに、田口山配水場ポンプ棟耐震補強工事などに取り組めます。水道管路については、送水管・配水本管・配水支管の更新及び耐震化を効率的・効果的に進めます。

実績	① 津田低区配水場の耐震補強工事が完了 ＜枚方市配水池耐震化率：65.4%⇒71.3%に向上＞ ② 水道管路の更新による耐震化工事を継続的に実施 ＜耐震性能を有する水道管路の割合 29.2%＞
----	--

説 明	水道水を安定的に供給するため、「水道施設整備基本計画」に基づき、水道施設・管路の更新及び耐震化に取り組んでいます。 ① 安定的な給水を行うため、津田低区配水場及び田口山配水場の耐震補強工事が完了しました。 ② 水道水を安定的に供給するため、水道管路については、送水管・配水本管・配水支管の更新及び耐震化に取り組みました。引き続き「枚方市水道施設整備基本計画」に基づき管路の更新・耐震化を行い、安定した水道水の供給に取り組んでいきます。
-------------------	--

重点的な取り組み：下水道施設の老朽化対策・地震対策

市民生活の安全確保を図り、老朽化対策などに取り組むため、下水道整備基本計画や下水道ストックマネジメント計画・下水道総合地震対策計画を着実に推進し、維持管理に係るライフサイクルコストの最小化を図ります。

「管路施設」については、改築に向けた実施設計を行い、改築工事、耐震化工事に取り組むとともに管渠等の老朽化や誤接続により汚水管渠に雨水等が浸入する「雨天時浸入水」の対策として昨年度に実施した流量調査に基づき、送煙調査等を行います。

また、「ポンプ場施設」については、機械設備の改築工事、受変電設備等の工事に取り組みます。加えて、耐震性能の確保に向けた工事及び実施設計業務に取り組むとともに、耐震性能の有無を確認する耐震診断業務を進めます。

<北部ポンプ場内部>



<送煙調査>



実 績	(管路施設) ① 管路施設改築 改築工事2件、実施設計3件、調査委託9件を実施 ② 管路施設耐震化 耐震化工事2件、実施設計1件を実施 (雨天時浸入水) 送煙調査1件を実施 (ポンプ場施設) ① ポンプ場機械設備改築 改築工事5件を実施 ② ポンプ場耐震化
-------------------	---

	耐震化工事 2 件、耐震化実施設計 2 件、耐震診断 3 件を実施
説 明	(管路施設) ① 楠葉朝日 3 丁目地区他で管路施設の老朽化対策として改築工事を実施しました。また、次年度以降の改築工事に向けた実施設計を行いました。 ② 長尾家具町地区で耐震化工事の実施設計及び工事を行いました。また、樋之上町地区で耐震化工事を実施しました。 (雨天時浸入水) 前年度に実施した流量調査に基づき、不明水の発生個所を特定するため、汚水管渠の上下流箇所を一時的に閉塞し、その中に煙を送り、管内に煙を充填させた状態で、地上への昇煙の有無により不明水の侵入箇所を特定する調査を実施しました。 (ポンプ場施設) ① 蹉跎ポンプ場において粗目除塵機の改良工事、北部ポンプ場の受変電設備更新工事が完成しました。また、安居川・溝谷川ポンプ場とともに出口汚水中継ポンプ場の受変電設備更新工事に着手しました。 ② 北部ポンプ場（放流渠）及び溝谷川ポンプ場（建築）の耐震化工事に着手しました。また、耐震診断結果に基づき、蹉跎・藤本川ポンプ場の実施設計に取り組むとともに、犬田川ポンプ場等の耐震診断を実施しました。

重点的な取り組み：雨水整備事業・浸水対策

近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、取り組んでいる雨水貯留施設等の整備が完了します。また、浸水頻度の高い地域の被害軽減に向けた設計業務に取り組みます。

<シールドマシン到達>



<地下での流入管の接続>



実 績	① 雨水貯留施設等の整備が完成 ② 雨水整備事業の実施
説 明	① 令和 4 年度に引き続き、シールド工法により築造した雨水貯留管へ雨水を導く流入管整備工事に取り組み、下水道浸水被害軽減総合計画に基づく全ての事業が令和 5 年度に完成しました。

	② 浸水被害の軽減に向け、藤阪元町地区の実施設計業務に取り組みました。 令和6年度から藤阪元町地区雨水管整備事業に着手し、令和9年度の完成を目指します。
--	---

重点的な取り組み：危機事象への対策

生活に不可欠な水道水の供給と下水道による快適な生活環境の確保を持続するため、今後、発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震や風水害等の危機事象への備えとして、市の危機管理担当部署や災害協定締結団体と連携した合同給水訓練の実施をはじめ、緊急出動班の体制整備や上下水道局危機管理マニュアルの適宜改訂など、職員一丸となって取り組みます。

実 績	① 『枚方市上下水道局災害時初動マニュアル』の作成 ② 緊急出動班の体制整備を図るとともに、各種研修・訓練を実施 ③ 能登半島地震に係る応援派遣
説 明	① 災害発生時の備えとして「災害発生時の初動3時間以内に何をすべきか」に重点を置き、各職員一人ひとりの危機意識向上を図るため『枚方市上下水道局災害時初動マニュアル』を策定しました。また、災害対策本部の図上訓練において本マニュアルを活用しました。 ② 緊急出動班の体制整備を図る（年度ごと早期に見直し）とともに、実際の災害時を想定した訓練を全ての班を対象に行いました。さらに、災害対策本部設営及び災害防災システムの入力研修や初期給水拠点の現場訓練を行うなど、全ての上下水道局職員における平時からの危機管理意識の醸成を図りました。 ③ 日本水道協会から能登半島地震に係る応援派遣要請を受けたことにより、枚方市上下水道局から、6人（うち給水2人、漏水4人）の職員を派遣し、延べ14日間において給水活動や漏水調査に従事しました。今後、現地での実践的な教訓を活かし、上下水道局内における訓練等に取り組んでいきます。

重点的な取り組み：オンライン化の推進

上下水道局において紙媒体等で受付している各種申請や事務手続き等について、市民・事業者の利便性向上や効率的な業務執行体制の構築に資するため、Logo フォーム等の積極的な活用や先進的にオンライン化を実施している他市等の事例、手法などを参考とし、引き続きオンライン化の具現化に向けた課題解決の検証等を行い、上下水道局としてオンライン化を推進します。

実 績	① 上下水道局内における各種申請や事務手続き等のオンライン化の取り組みを実施
------------	--

説 明	① 令和5年度から実施したオンライン化の取り組みの中でも、指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店の新規・更新申請、変更申請等の Logo フォームによる電子申請については、約4割の事業者から電子申請による申請がありました。 今後も、文書による案内や SNS 等を活用し、申請者にオンライン申請の積極的な活用について適時適切な周知を図ります。また、内部事務の電子申請の拡充や、すでに電子申請を開始した業務をより効率的に遂行する方法を検討していきます。
-----	---

重点的な取り組み：人材育成

水道・下水道事業には、専門技術の習得が必要なため、外部研修への参加を促進するとともに、必要な技術が継承されるよう、各職場はもとより、上下水道局全体においても引き続き OJT を推進します。

また、水道・下水道事業は、お客さまの信頼の上に成り立っており、24 時間 365 日公務員であることを全職員が認識し、服務規律の確保を徹底していくため、人権尊重を含めたコンプライアンスの浸透・定着に向けた取り組みを継続的に行うとともに、職員一人ひとりが生き生きと持てる能力を最大限に発揮できるよう、風通しの良い職場環境づくりの醸成を図ります。

実 績	① 上下水道局新入・新規配属職員等研修会の実施 ② 人材マネジメント推進に向けた協議体の設置及び継続的な開催 ③ 職場内研修（「公務員倫理研修」「人権研修」）の実施
説 明	① 上下水道局へ異動してきた職員及び新規採用職員を対象に、上下水道局各課の業務内容や大規模災害等の危機事象に備えた上下水道局の危機管理について、研修を実施し、水道・下水道事業の取り組みを理解・習得する機会を設け、職員の資質の向上に取り組みました。 ② 全ての上下水道局職員にとって働き甲斐のある組織、働き続けたい組織、貢献したいと思える組織とすることが、上下水道サービスの向上に寄与するという共通認識のもと、人材マネジメント推進に向けた協議体を設置するとともに、令和5年度はまず、その第一歩として管理職のマネジメントの重要性への意識の醸成を図ることを目的に、各課長以上においてディスカッションを3回開催しました。 ③ 公務員としての自覚を高め、不祥事の未然防止に取り組み、全体の奉仕者としてのコンプライアンス意識の徹底と職員の意識改革を図ることを目的として、公務員倫理研修を実施しました。また、「枚方市職員人権研修基本方針」に基づき、各職員が人権課題について当事者意識をもち、相手の立場に立った行動・言動がとれるよう、人権意識の向上のため、人権研修を実施しました。

重点的な取り組み：広報・情報発信

水道・下水道の取り組みを積極的に PR するため、情報誌「Water 通信」の発行、ホームページや SNS の活用のほか、出前講座など様々な機会を通じて、引き続き広く情報発信します。

また、上下水道局が所有する下水道マンホールへの広告付きマンホール蓋設置の推進や使用できなくなったマンホール蓋販売の取り組みにより、下水道事業の PR と新たな財源の確保を図ります。

実 績	① 情報誌「Water 通信」の発行 <発行部数 5,000 部> ② 「水道・下水道ガイド」の配布 ③ 「広報ひらかた」・ホームページ等の媒体を通じた発信 ④ 出前講座の実施 <2 回> ⑤ マンホール蓋への有料広告 継続契約 5 ヶ所<令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日> 新規申し込みがあり、令和 6 年度に設置予定<1 ヶ所> ⑥ 使用済みマンホール蓋の販売 <9 枚を売却>
説 明	① 情報誌「Water 通信」を発行し、中宮浄水場更新事業の進捗や土のうステーションの取り組みをはじめ、上下水道局の取り組みをわかりやすく発信しました。 ② 市内転入者に向けて、水道・下水道事業の取り組みの紹介や業務窓口等を案内するため配布しました。 ③ 水道・下水道事業の取り組みを広く発信するため、ホームページ、SNS など各種媒体を通じて広報を行いました。 ④ 市内の小学校や団体（グループ）に対して、利き水体験や水処理の過程を説明する出前講座（「意外においしい枚方の水」）を実施し、水道事業の取り組みについて説明しました。 ⑤ 令和 2 年度から 5 ヶ所に広告付きマンホール蓋の設置を継続しています。枚方市駅南口の 1 ヶ所において、新規申し込みがあり、契約に向けた準備を進めました。 ⑥ 9 月 10 日の下水道の日にあわせ、交換や撤去により役目を終えたマンホール蓋の販売を行いました。

令和5年度
(2023年度)

市立ひらかた病院の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

本院は「心のかよう医療を行い、信頼される病院」を基本理念に掲げ、患者の皆さんや地域の皆さんとの信頼関係を築き、安心と満足を得られる質の高い医療を提供することで地域に貢献するよう努めています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、北河内医療圏における唯一の市立病院として、また感染症指定医療機関として、多くの感染患者を受け入れてきましたが、感染症法上の位置付け変更の移行期間にあたる令和5年度は、感染患者への対応を継続しつつ、アフターコロナに向け政策医療や先進医療を提供する急性期病院としての医療機能の充実を図っていきます。

また、昨年度に新たに策定した「市立ひらかた病院経営改革プラン（第3次中期経営計画）」に基づき、持続可能な医療提供体制の確立に向け、病院経営の健全化に取り組んでいきます。

＜部の構成＞

- ・診療局、看護局、薬剤部
- 医療安全管理室、
- 医療相談・連携室
- ・事務局
- 経営管理室総務課
- 経営管理室経営企画課
- 医事課

＜主な担当事務＞

- (1) 患者の診療及び看護に関すること。
- (2) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (3) 病院の安全管理に関すること。
- (4) 医療相談及び地域連携に関すること。
- (5) 文書、人事、服務、病院施設の管理に関すること。
- (6) 診療費請求等の医事業務及び電子計算組織の管理運営に関すること。
- (7) 病院の経営、財務、契約に関すること。

重点的な取り組み：新型コロナウイルス感染症及びコロナ後の医療体制への対応

本院では、新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染の拡大状況に応じた確保病床の拡大や発熱外来の設置などの対策を講じることで多くの入院・外来患者の受入れを行い、地域医療の中核的役割を担うべく取り組んできました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に引き下げられ、行政の関与や公費支援が段階的に縮小されることから、その動向を注視しながら感染拡大にも対応できる医療体制を維持することで地域住民の安心と信頼の確保に努めます。一方でアフターコロナの状況において本院が急性期病院として地域に貢献していくため「市立ひらかた病院経営改革プラン（第3次中期経営計画）」に掲げた取り組みを着実に推進し、経営の健全化に取り組めます。

実 績	① 感染状況に応じた感染患者の受入れ及び適切な医療の提供体制の構築。 ② 「市立ひらかた病院 経営強化プラン（第3次中期経営計画）」の取組開始。
説 明	① 本院では、感染状況に応じて一部一般病棟の閉鎖やゾーニングの徹底など様々な措置を講じて受入れ病床を確保し、入院患者に対応してきました。外来においては発熱外来を設置し、迅速で且つより多くの方に検査が実施できるよう対応するなど、適切な医療を提供すべく取り組みました。また、新たに大阪府と病床確保や発熱外来などの流行期初期医療の確保を目的とした医療措置協定を締結するなど、感染症指定医療機関として新興感染症に備えています。

	② 経営強化プランは、アフターコロナを前提に取組目標として掲げる「機能維持・地域連携」や「経営安定化」の達成を目指しています。 令和5年度決算との比較は、まず業務では主にコロナの影響である患者数増加によって入院外来収益増加が見られる反面、収支では、コロナ前をベースに算定した費用で軒並み増加となっており、令和5年度の計画数値より悪化しました。 令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり、医療活動の回復が期待されますが、病棟の再開棟など、事業面・経営面の課題が多いなかで、プランや当院独自の各種取組を実行しながら改善に努めます。
--	---

重点的な取り組み：診療体制の充実

「市立ひらかた病院経営改革プラン（第3次中期経営計画）」の策定にあたり、本院が地域において政策医療を提供する急性期病院としての役割を期待される病院であることがより明らかとなったことを踏まえ、今後においても感染症医療に加え、救急医療や小児医療、災害医療など政策的医療機能の維持・充実に努めます。

あわせて、既存の“消化器センター”、“下肢機能再建センター”に加え、令和4年度には“音声外科センター”を開設するなど、より専門性の高い診療や、内視鏡手術支援ロボット「ダ・ヴィンチXi」の導入による従来に増して質の高い手術療法の提供に取り組んできましたが、さらに今年度は高度治療室（HCU）を整備するなど、本院が今後も急性期病院として地域で高度な医療を提供していくための医療機能の充実を図っていきます。

実 績	① 政策的医療機能の維持・充実。 ② 高度治療室（HCU）の本格稼働。
説 明	① 「市立ひらかた病院経営強化プラン（第3次中期経営計画）」においては、引き続き本院は北河内医療圏唯一の公立の総合病院として政策医療（救急・小児・新興感染症・周産期・災害）を担うとともに、急性期病院としての機能を維持していくこととしています。また、地域の中核病院として地域医療を支えていくため、症状の安定した患者については、回復期機能・慢性期機能を持つ後方支援医療機関との連携体制を一層強化し、医療圏及び市内全域での医療完結を目指します。 ② 急性期病院として地域で高度な医療を提供していくため、令和5年5月より高度治療室（HCU）の仮運用を開始し、同年8月からは本格稼働をしています。今後も、急性期病院として地域で高度な医療を提供していくため医療機能の充実を推進します。

重点的な取り組み：地域連携のさらなる推進

地域医療支援病院としての役割を果たしていくため、紹介率及び逆紹介率の向上について職員意識徹底を図るとともに、地域の診療所への訪問を計画的かつ積極的に行うことで、紹介患者の増加に努めます。

また、急性期病院として地域医療を支えていくため、長期入院患者の転院先となる、地域の回復期病院・慢性期病院など後方支援病院の確保及び連携強化の取り組みを進めていきます。

実 績	① 地域の診療所及び後方支援病院への計画的かつ積極的な訪問活動による連携関係の強化。＜訪問活動件数 247 件／年＞ ② 紹介率・逆紹介率の維持・向上。＜紹介率 67.0%（R 4）→67.5%（R 5）前年度比 0.5%増、逆紹介率 82.4%（R 4）→80.0%（R 5）前年度比 2.4%減＞ ③ 登録医療機関の確保。＜総計 346 件 前年度比 19 件増＞
説 明	① 地域医療支援病院として地域の医療機関に対し地域医療提供体制における医療機能の役割の相互理解と連携強化を図るため、計画的、積極的な訪問活動を行うとともに、「断らない医療」への取り組みを進めました。 ②③ ①の取り組みにより、紹介率の維持・向上につながり、新規の登録医療機関を確保することができました。逆紹介率については、前年度と比べて 2.4%減少しましたが、地域医療支援病院の承認要件を満たしています。

重点的な取り組み：医療情報システムのサイバーセキュリティ対策の強化

本院では、これまでも安定した医療サービスの提供ができるよう医療情報システムのウイルス対策をはじめとするセキュリティ強化に努めてきました。

近年、医療機関への不正アクセスやランサムウェア感染等のサイバー攻撃が増加していることから、新たにサイバー攻撃を検知し、被害を最小限に留める不正接続防止システムや医療情報バックアップシステムを導入するとともに、有事の際には早期復旧ができるようシステムに特化したBCPを策定するなど、更なるサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。

実 績	① ランサムウェア対策バックアップシステムの導入。 ② システムリモートアクセスメンテナンスシステム（T u n a c l o）の導入。 ③ 不正接続防止・標的型振る舞い検知システム機器の導入。 ④ サイバー攻撃に備えたBCP骨子案の策定
説 明	① バックアップサーバのランサムウェア対策として、ネットワークに接続していない環境に保管するバックアップを構築しました。 ② 部門システムの機器等の接続・保守作業で保守業務業者がインターネット回線を通して接続・保守を行うことによる情報リスクへの対策として、専用回線を用いたリモート接続サービスを導入しました。 ③ 院内電子機器への不正接続防止と標的型攻撃検知を目的とし、セキュリティ用ルータ類の機器を導入し、令和6年3月より運用を開始しました。 ④ サイバー攻撃を受けた際における業務継続計画（BCP）の骨子案をとりまとめました。

重点的な取り組み：患者サービスの向上

これまで一部フロアでのみ利用可能となっていた Wi-Fi（無線 LAN）によるインターネット接続サービスを、本年 4 月、患者の皆さんの利便性向上の観点から、全館無料で利用いただくこととしました。また、これに伴い個室料金の全面見直しを行いました。

今後においても、設備の整備や貸与品の見直しなど、入院される患者の皆さんがこれまで以上に快適に過ごしていただける環境整備を図るなど、患者サービスの向上に取り組めます。

実 績	① 全館無料 Wi-Fi の導入。 ② 入院セットの導入。
説 明	① 患者サービスの向上の観点から、インターネット環境（Wi-Fi）を整備し、令和 5 年 4 月から全館無料での運用を開始しました。 ② 患者サービスの向上の観点から、令和 5 年 10 月から入院セットの運用を開始しました。

重点的な取り組み：情報発信の強化

北河内医療圏において小児医療や感染症対策医療に関する中核病院としての役割をはじめ、地域医療支援病院やがん診療拠点病院としての機能、専門性を追求するセンターによる医療提供体制など、本院の「強み」を「ブランド」として広く理解いただくため、市民公開講座やオープンセミナー、くらわんかフォーラム等の行事・イベントの開催や、令和 4 年度にリニューアルした病院ホームページ、情報誌「かわせみ」等、様々な媒体を活用し、本院が市立病院として地域から親しまれ、信頼される存在となるための情報を積極的に発信していきます。

実 績	① 医療提供体制の情報発信や看護局 P R 動画の作成。 ② 各種冊子やパンフレットの作成。
説 明	① 令和 5 年度に開設した“糖尿病センター”など本院の医療提供体制や看護局の P R 動画を撮影してホームページに掲載するなど、効果的な情報発信を行うための取り組みを進めました。 ② ホームページと内容を連動させた病院案内パンフレットや看護師採用パンフレット等を作成しました。

重点的な取り組み：働き方改革の推進

本院では、これまで新型コロナウイルス感染症に対応する職員への積極的なメンタルヘルス対策や公正な職場を確保するためのハラスメント防止研修の開催、職員満足度調査の実施など、職員がやりがいを持って働くための労働環境の改善に向けた取り組みを行ってきました。

今後も、引き続きこうした取り組みを行うとともに、令和 6 年度から適用される医師の働き方改革への対応をはじめとする医療従事者の負担軽減の取り組みなど、職員が働きやすい職場環境の整備を進めることで、より良い医療サービスの提供ができるよう努めていきます。

実 績	① メンタルヘルス研修やハラスメント防止研修の実施。 ② 医師の働き方改革への対応など医療従事者の負担軽減への取り組み。
説 明	① 職員が仕事を含めた日常生活において過度なストレスから自分自身を守るための方法を学ぶメンタルヘルス研修や組織としてハラスメントを起こさない環境・体制作りを学ぶためのハラスメント防止研修の実施を通じて、職員の労働環境の改善に向けた取り組みを行いました。 ② 令和6年度から実施される医師の働き方改革への対応するための取り組みを実施し、大阪府より特定地域医療提供機関の指定を受けました。また、医療従事者の負担軽減の計画を策定し、タスクシェアリングなど負担軽減に取り組みました。

令和5年度 (2023年度)	総合教育部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ○全ての市民が生涯にわたって学び、活躍できる環境づくり ○職員が生き生きと仕事ができ、変化に柔軟に対応する職場づくり ○教育大綱、教育振興基本計画に基づく取り組みの実現	
＜部の構成＞ 教育政策課 新しい学校推進室 おいしい給食課 中央図書館	＜主な担当事務＞ (1)教育に関する事務の点検・評価等、教育施策の総合調整に関すること。 (2)社会教育に関する調査研究、企画、立案に関すること。 (3)通学路の安全に係る企画、立案及び対策に関すること。 (4)学校規模等適正化の推進に関すること。 (5)学校給食に関すること。 (6)図書館サービスに係る企画・運営に関すること。

重点的な取り組み：枚方市教育大綱の総括と改定

令和2年度に策定した教育大綱が、対象期間の最終年度を迎えることから、新たに市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるため、総合教育会議において議論を行いながら、教育大綱が掲げる枚方市の教育理念や教育方針に基づくこれまでの取り組みの総括を行うとともに、社会情勢の変化による新たな視点や課題などへ対応するため、令和6年度から令和9年度までを対象期間とする新たな教育大綱の策定に向けて取り組みます。

実 績	① 令和6年3月に「枚方市教育大綱」を策定し、5つの重点方針を決定。
説 明	① 教育大綱及び総合教育会議に関する事務については、令和5年度から教育委員会への補助執行を取りやめ、市長部局で執行することとされました。 総合教育会議の運営においては、市長部局と連携し、会議資料の準備や調整を行い、令和6年3月に新たな教育大綱が策定され、枚方市の教育理念を達成するための教育方針として、5つの重点方針が決定されました。 令和6年度は、教育振興基本計画の見直しをすることとしていますが、新たに策定された教育大綱が掲げる方針を踏まえ、計画の見直しに取り組みます。

重点的な取り組み：学校規模の適正化等

平成29年度改定の「枚方市学校規模等適正化基本方針(改定版)」については、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた見直しや改めて示すこととしていた学校統合に関して検討を行うため「枚方市学校規模等適正化審議会（第五次）」を設置します。

これに合わせて、エレベーター整備対象校を示した年次計画の策定、水泳授業の民活事業の実施校選定、学校施設の整備や老朽化対策に係る更新・保全等について、学校規模の適正化に向けた取り組みと整合を図ります。

実 績	① 学校規模等適正化等の取り組みを実施。
説 明	① 市長部局から、公共施設の適正配置のあり方について将来ビジョンを含めた検討を行う方針が示されたため「枚方市学校規模等適正化審議会(第五次)」の設置を一旦停止し、公共施設マネジメント推進計画等の改訂と整合を図りながら学校規模適正化の検討を進めます。並行して教育委員会として現状の学校施設の有効活用について検討を始めました。 また、樟葉小学校の過密対策として、同小学校の通学区域に在住する児童(入学予定含む)を対象に、希望により樟葉北小学校へ指定校を変更することができる制度を設定するなど、新たな取り組みを実施しました。

重点的な取り組み：中学校における全員給食の実施に向けた取り組み

中学校における全員給食の実施に向け令和4年12月に策定した「今後の中学校給食に関する方針」の実施手法の有効性等を可能性調査委託により検証し、最適な事業手法を決定します。また、可能性調査の検証に基づき、第一学校給食共同調理場の改修など必要な取り組みを行います。

実 績	① 可能性調査委託による「今後の中学校給食に関する方針」の検証を実施。 ② 中学校全員給食における施設整備方針を確定。 ③ P F I 事業者の公募・選定を適正に進めるためのアドバイザリー委託の契約を締結。
説 明	① 可能性調査委託において、中学校給食を食缶方式の全員給食へ移行するための新たな調理場の建設については、建築用地の確保や配送時間等による衛生面の課題等を考慮すると、「今後の中学校給食に関する方針」に示すセンター方式の採用が望ましいことが示されたことから、第一学校給食共同調理場に加え、第三学校給食共同調理場の跡地を活用した給食センターを新設することで、すべての生徒への給食提供を実現していきます。 ② 「今後の中学校給食に関する方針」で示した調理場整備におけるP F I 方式の活用については、可能性調査委託による市場調査等から、第一学校給食共同調理場の改修工事については市発注方式、新給食センターについてはP F I (B T O) 方式が有効という結果となったため、この結果を本事業の施設整備方針として確定し進めていきます。 ③ 新給食センターをP F I (B T O) 方式で進めていくにあたり、アドバイザリー委託を行い、P F I 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づいたP F I 事業者の公募・選定を適正に実施していくとともに、民間の経営及び技術能力を活用した効率的・効果的な整備運営に取り組んでいきます。

重点的な取り組み：図書館施策（③街区市駅前図書館・電子図書館）について

③街区に新たに整備する市駅前図書館については、多くの人々が行き交う市の中心部という立地を踏まえ、利便性の高い図書館サービスの提供に向けた検討を進めます。特に、③街区の行政サービス再編において多くの子育て世代が対象となることを踏まえたサービス提供など特色のある図書館づくりにも取り組みます。また、生涯学習交流センターと連携した運営や管理手法についても検討を進めます。

図書館に来館することなく 24 時間利用できる利便性の高いサービス向上のため、電子図書館システムの提供コンテンツ数のさらなる拡充を図るとともに、LINE を通じた蔵書検索を可能とするなど、SNS を活用した利用者の利便性向上を図ります。また、これらの取り組みについて、市広報媒体等において積極的な情報発信にも取り組みます。

実 績	① 市駅前図書館指定管理者の公募・選定を実施。 ② LINE 連携サービスの開始。 ③ 「ひらかた電子図書館」提供コンテンツ数の拡充。＜電子書籍購入数 一般書：4,231 冊 児童書：921 冊 児童書読み放題パック：440 冊＞
説 明	① 市駅周辺の再整備を行う中で、にぎわいや交流、市民生活や生涯学習・文化・教育の観点等、市の魅力向上に寄与できる施設となるよう指定管理者選定委員会の答申を受けて、指定管理者の指定を行いました。土日祝も 21 時まで開館するなど、利便性の高い図書館サービスを提供します。令和 6 年度には、市駅前図書館へ IC タグシステムを導入し、「待たない」貸出手続きを実現するとともに、「いつでも借りられる」をコンセプトにした 24 時間利用可能な予約図書受取ロッカーを枚方市駅に設置します。 ② 市立図書館公式 LINE アカウントを開設し、スマートフォン画面に図書館の貸出用バーコードを簡単に表示できるようにしたことで、利便性の向上を図りました。窓口での貸出手続きが便利になるとともに、蔵書の検索や予約など、図書館の Web サービスを、LINE から利用できるようになりました。 ③ デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、電子書籍の一般書を 4,231 冊、児童書を 921 冊購入し、ひらかた電子図書館のコンテンツ数拡充に努めました。また、子どもに本を届ける基金を活用し、児童・生徒向けの同時アクセス数制限のないコンテンツ（児童書読み放題パック）を 440 冊購入し、より手軽に読書を楽しめる環境整備を行いました。

重点的な取り組み：事務局の事務処理体制の見直しについて

様々な事務処理が規則等に基づくことなく行われていたことに対し、令和 4 年度に監査委員から不適切であるとの指摘を受けたこと等を踏まえ、教育委員会事務局における事務処理体制についてチェック体制の強化や関係機関との調整、有識者の意見聴取手法など政策形成過程の適正化に向けて早急に取り組みます。

実 績	① 決裁処理のチェック体制強化や職員間の情報共有・コミュニケーションの活性化などにより事務処理体制を見直し。
説 明	① 公文書の適正な取り扱いについては、令和５年５月１８日付、総務部長通知の内容を周知するとともに、前例踏襲で事務を繰り返すのではなく、規則、規程、マニュアル等の根拠を明確にし、決裁の日付、添付書類等のチェックを徹底することで、不適切な決裁処理を防止する体制を整えました。 今後も、定期的なミーティングなどで職員間の情報共有やコミュニケーションの活性化による課題解決や進捗確認を丁寧に行い、相互に連携しながら適正な事務処理に取り組みます。

令和5年度 (2023年度)	学校教育部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ○子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実 ～SDGsの目標4（質の高い教育をみんなに）を踏まえた学校教育を～ ○一人一人の子どもに寄り添った安全安心な居場所の確保 ○教職員の働き方改革の実現	
＜部の構成＞ 教育支援室学校支援課 教育支援室児童生徒支援課 教育支援室放課後子ども課 学校教育室教職員課 学校教育室教育研修課 学校教育室教育指導課	＜主な担当事務＞ (1)小学校及び中学校への就学に関すること。 (2)児童・生徒及び園児の健康に関すること。 (3)生徒指導及び安全指導に関すること。 (4)支援教育に関すること。 (5)留守家庭児童会室に関すること。 (6)放課後オープンスクエアに関すること。 (7)枚方子どもいきいき広場に関すること。 (8)教職員の定数管理及び学級編成に関すること。 (9)教職員の労働安全衛生に関すること。 (10)教職員の研修に関すること。 (11)学校園の教育課程に関すること。

重点的な取り組み：学力向上のための授業の充実

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることで、子どもたちの学力向上をめざします。情報活用能力の育成に当たっては、一人一台端末等のICTを計画的に活用するほか、児童・生徒がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育の取り組みを進めます。

具体的で効果的な取り組みの実践事例集「HI-PER」システム、研究推進校が行う「子どもが主役の学習活動による『個別最適な学び』と『協働的な学び』」の実現をテーマとした研究の経緯や成果を随時、ポータルサイトに掲載するなどして、すべての学校が主体的に取り組めるよう進めます。

学び続ける教職員をつなげるプロジェクト「授業をカエルLABO」を実施するとともに、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末環境下でのコンピュータ教室の在り方について、各校の教育目標を達成するための取り組みを進めます。

さらに、中学校にプログラミング教材を導入し、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決の力の育成を図ります。

これらを円滑に取り組めるよう、ICT支援員を各学校へ配置し、サポート体制の充実に取り組みます。

中学校のデジタル採点システムを活用し、児童・生徒の弱点を把握し、個別最適な学びにつなげるとともに、教員の採点から成績処理の負担を軽減します。

小学校3・4年生対象の社会科においてデジタル副読本『わたしたちのまち 枚方』を活用して、児童の興味や関心を引き出す授業を実施します。また、児童・生徒の学習意欲や自学自習力の向上を目的に、中学校に加え小学校にも新たにAIドリルを導入します。

ブログ型ホームページを活用し、学校が授業や様々な教育活動の様子を積極的に発信できるよう、よりタイムリーで分かりやすい情報発信を行います。

児童・生徒、教職員の一人一台タブレット端末の令和7年度のリプレイスを効率的に行うため、NEXT GIGA リプレイスデザイナーを設置し、定期的な議論の場を設けます。

実 績	① デジタル・シティズンシップ教育の実践事例を枚方版 ICT 教育モデルに掲載するとともに、教職員研修を実施し、デジタルシティズンシップ教育の取り組みを推進。 ② 一人一台端末を授業で効果的に活用した実践事例集「HI-PER」システムを拡充。＜750 事例掲載＞ ③ 学び続ける教職員がつなげるプロジェクト「授業をカエル LABO」による実践交流の実施。＜年間 24 回実施＞ ④ プログラム教材の活用による授業準備時間の削減。＜授業準備の時間削減に 56%の教員が役立ったと回答＞ ⑤ ICT 支援員配置によるサポートの一層の充実。 ＜業務支援に対する満足度 94.0%＞ ⑥ ポータルサイトにデジタル採点システムを積極的に活用する教職員のインタビュー動画や教職員アンケート結果を掲載し、活用を一層促進。 ⑦ デジタル副読本「わたしたちのまち 枚方」のアクセス数が増加。 ＜前年度比較 1.7 倍の 447,433 回＞ ⑧ これまで導入していた中学校に加えて、今年度より小学校に AI ドリルを導入し、全 44 小学校において、授業や放課後などにおいて幅広く活用。 ⑨ ブログ型ホームページを活用し、よりタイムリーで分かりやすい情報発信を推進。＜1 ヶ月の平均投稿数約 60 件＞ ⑩ 一人一台端末の円滑な更新に向けて、NEXT GIGA リプレイスデザイナーを設置するとともに、意見聴取会を開催。＜6 回開催＞
説 明	① デジタル・シティズンシップ教育の取り組みを授業や委員会活動で積極的に実践している小中学校の好事例を他校に広く伝播することを目的に、小中学校教職員に対して研修会を複数回実施しました。また、その実践事例をまとめ、枚方版 ICT 教育モデルに掲載しました。 令和 6 年度は、デジタル・シティズンシップ教育を授業や委員会活動の中で実践している小中学校を増やし、児童・生徒が一人一台端末を活用していく中で情報リテラシーを育む教育実践の更なる創出を図ります。 ② 市立小中学校において、一人一台端末を授業で効果的に活用した実践事例集を収集し、約 750 事例をポータルサイトに掲載しました。 令和 6 年度は、児童・生徒が個別最適な学びや協働的な学び、高度な教育、セルラー通信（LTE）を活用した実践等、事例を精査・整理するとともに、主体的・対話的で深い学びにつながる一人一台端末を活用した実践事例の収集を行います。

	③ 「授業をカエル LABO」として、「かんガエル LABO」「ふりカエル LABO」「家にカエル LABO」を年間通じて実施しました。自ら参加を希望した教職員が先進的な事例や自校の取組を交流し、学びを深めることができました。 ④ プログラミング教材を活用することにより、授業準備時間の削減につなげることができました。さらに、家庭学習での活用も行うことで、子ども達自身でプログラミング教育に取り組むことができました。 ⑤ 1人1台端末の年度末更新作業を ICT 支援員の業務内容として位置づけることにより、教職員の業務負担軽減を図りました。また、授業支援でのプログラミング教育の推進や ICT 活用、機器管理の面での活用等、様々な場面で多くの支援を実施しました。 ⑥ 教職員がデジタル採点システムを活用している様子やその良さについて語っているインタビュー動画や教職員対象のアンケート調査結果をポータルサイトに掲載しました。 令和6年度は、引き続き教職員が子どもと向き合う時間を増やして、一人ひとりによりきめ細かな対応ができるよう、成績分析機能を活用した実践事例等の創出を図ります。 ⑦ 授業での積極的な活用に向けて、デジタル副読本「わたしたちのまち枚方」を増補し、掲載内容の充実を図りました。 ⑧ 小学校教員向けの AI ドリルの活用研修を行い、年間を通して積極的な活用が行われました。 ⑨ 学校が授業や様々な教育活動の様子をタイムリーで分かりやすく情報発信できるよう、令和4年8月より市内全小中学校と教育委員会にブログ型ホームページを導入し、「非常変災時における措置について」「学校いじめ防止基本方針」「学校危機管理マニュアル」「教育計画」等、全校で共通して掲載する資料をまとめ、より分かりやすい情報発信を推進しました。 令和6年度は、ブログ型ホームページリニューアルに伴い、さらに教育活動や取組について分かりやすい情報発信を推進します。 ⑩ 児童・生徒、教職員の一人一台端末の令和7年度からの更新を円滑に行うため、専門的な知見を有する外部有識者を委嘱するとともに、小中学校教職員や外部専門家による意見聴取会を設置しました。令和5年10月から月1回会議を開催し、次期端末に備わっておくべき機能等について広く議論を行いました。 令和6年度は、引き続き意見を聴取するとともに、円滑な更新に向けて準備を進めます。
--	---

重点的な取り組み： いじめ、不登校の未然防止・早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者の精神的苦痛や不安を克服するとともに、加害者への教育的配慮を行うなど、誠実かつ丁寧な組織的対応を行います。そのために、教

職員の研修等を充実させ、自らの人権感覚や人権問題に対する正しい理解を身に付けるよう努める一方で、いじめの未然防止に向け、各学校へ心の教室相談員やスクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置・派遣するとともに関係機関と連携し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えます。また、いじめの発見・通報を受けた場合に、学校内のいじめ対策を実行的に行う「いじめ防止対策委員会」を設置するなど学校が組織的に早期解決を目指す対応を支援します。さらに、いじめ重大事態報告書を踏まえた再発防止策を策定し、取り組みます。

ICTを活用した「気持ちの視覚化・SNS相談事業」等を通して、子どもが発する心のサインを通じ、学校に行きづらい児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、個に応じた支援を行います。また、不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、『枚方市不登校支援ガイド』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』に基づいた対応を行い、支援します。

実 績	① 枚方市の関係部課と外部関係機関に属する者で構成される「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」の定例会を開催。 ② 枚方市学校いじめ対策審議会を開催。＜9回開催＞ ③ 「ストップ！いじめ」及びいじめ相談窓口に係るポスターを作成し、いじめ問題に対する啓発及び相談窓口の周知。 ④ 枚方市いじめ防止基本方針を改訂。 ⑤ いじめ認知件数 4,361 件。うち、いじめ解消件数 4,341 件（解消率 99.5%）。 ⑥ 市全体でいじめ問題に取り組むため市長部局と連携。 ⑦ 弁護士、スクールソーシャルワーカー等の専門職を配置した、いじめ対応グループの設置。 ⑧ いじめ重大事態調査委員会を設置・開催。＜2回開催＞ ⑨ 市内全小学校に「心の教室相談員」を配置。市内小中学校にスクールカウンセラーを配置。＜心の教室相談員：各校年間 35 回配置＞ ＜スクールカウンセラー：全中学校、6小学校に配置＞ ⑩ ICTを活用した「気持ちの視覚化・SNS相談事業」を実施。 ⑪ 不登校支援協力員を小中学校へ配置。枚方市不登校支援協力員連絡会を開催。＜不登校支援協力員：7小学校、全中学校に配置＞、＜枚方市不登校支援協力員連絡会：2回開催＞ ⑫ 適応指導教室「ルポ」を実施。＜入室児童・生徒：88人＞ ⑬ 「馬とのふれあい体験」を実施。＜6日間・延べ28人参加＞
説 明	①～⑥ 「いじめ見逃しゼロ」をめざし、いじめの定義に則って認知するよう学校に指示していることが、いじめの認知件数の増加に繋がり、子どもたちの様子をよく捉えていると肯定的に評価されます。令和4年度に引き続き、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、事案の大小に関わらず、

	丁寧に対応する必要があることを学校へ伝えているため、件数は年々増加しています。また、いじめの相談窓口を新設した人権政策課とも、事案情報の共有や、枚方市いじめ防止基本方針の見直し等、総合的な施策について協議するなど、市長部局との連携を強化します。教職員研修は、課題となっている初動対応に重点を置いた具体的な事例を用いた実践的な研修を行いました。 ⑦ いじめ事案が増加する現状に対応するため、児童生徒支援課にいじめ対策グループを設置し、弁護士やスクールソーシャルワーカーを配置するなど、人員体制の強化を図りました。今後は、カウンセラーも配置し、より専門性を取り入れた見立てや対応で学校に対応できるようにします。 ⑧ いじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査について、第三者による調査が必要な場合に調査を行うため、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例を制定し、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置しました。 ⑨ 心の教室相談員については、児童・保護者に対する教育相談及び教職員への助言を実施しました。連絡会を開催し、相談員間で情報共有を行いました。スクールカウンセラーについては、生徒、保護者及び教職員を対象とした教育相談、校内研修等で教職員のカウンセリングマインド等を高めるための支援を実施しました。相談業務以外に教職員への研修等に取り組みました。 ⑩ 「SNS 相談事業」にて、子どもが発する心のサインを通じ、学校に行きづらい児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認しています。 ⑪ 不登校児童・生徒は小中学校とともに年々増加傾向にあり、不登校支援協力員の必要性が高まっています。学校内に教室以外の居場所を確保するための不登校支援協力員の存在はとて大きく、状況改善に大きな役割を果たしています。枚方市不登校支援協力員連絡会を開催し、小中学校間の情報交流を行いました。 ⑫ 適応指導教室「ルポ」入室児童・生徒に対し、学習活動・体験活動・創作活動等、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立するための指導・支援、学生指導員及び担当する指導主事により家庭訪問を実施しました。 ⑬ 馬の世話を通して、不登校児童・生徒に対する支援を行う「馬とのふれあい体験」を「セルフわらしべ」にて実施しました。
--	---

重点的な取り組み：支援教育の充実

支援教育の充実等を目的として、28 小中学校に自校式通級指導教室を設置するとともに、支援教育に関して教育支援ソフトの導入等を通じて、児童・生徒へ個別最適な指導を行います。

支援を要する子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える支援教育を実現する観点から、支援教育に関して専門的見地から意見を求め、また市民のみなさ

まからの意見を反映するため支援教育充実審議会を開催し、支援教育のあり方や質の向上方策について検討します。

実 績	① 通級指導教室の設置及び利用児童・生徒数の増加。＜小学校 20 校 22 教室、中学校 19 校 21 教室設置。（小学校 262 名、中学校 92 名）＞ ② 教育支援ソフトの導入 見立てに基づいたアセスメントにより子どもの実態を把握することができ、目標や計画の立て方に関しても有効なツール。子どもの実態に合わせた教材を活用することで、子どもの意欲向上にも貢献。教職員自身が個別最適に学べる機会を提供。＜次年度以降の利用意向について肯定評価 86%、質の向上について肯定評価 79%＞ ③ 枚方市支援教育充実審議会の開催 学識経験者や教職員、市民の立場からこれまでの取り組みや今後の課題について議論するため審議会を開催。＜8 回開催＞
説 明	① 児童・生徒にとって、可能な限り通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ことを大切としながらも、支援を必要とする児童・生徒には、学びの場を充実させることも重要であるため、特別支援教育支援員の配置とともに近い将来の全校設置をめざしていきます。 ② 保護者とも連携し、配慮が必要な児童・生徒の「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を充実させることが重要なため、児童・生徒への適確なアセスメント、教職員の資質向上だけでなく、業務の負担軽減にもつなげていきます。 ③ これまでの本市の支援教育の現状や課題等を総括の上、一人一人に応じた指導方法や関係機関との連携など、支援教育の質の向上方策を含め、現在ご議論いただいているところです。今後は論点ごとに枚方市の支援教育の在り方についてご議論いただき、令和 6 年度に中間答申、令和 7 年度に答申を得る予定です。

重点的な取り組み：英語教育の推進

小学校へのJTE・NETの配置を継続し、児童の英語学習への意欲の向上を図ります。また、35 人学級編成実施の動向を見極めながら、府加配に加え、市独自の英語専科教員を採用し、小学校での専門的な英語教育を推進します。また、教員間において授業の好事例等について、ICT機器の活用により情報共有することで、小学校における英語教育の充実に努めます。

中学校においては、全校へのNETの配置に加え、英語学習アプリを活用して英語 4 技能を継続的に育成し、生徒の学習意欲の向上を図ります。

一人一台端末を活用して、本市の学校と海外の学校がオンラインで交流する取り組みを推進します。また、関西外国語大学との連携を継続し児童・生徒が英語のみでコミュニケーションを図る「枚方英語村」の実施などを通して、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成

する取り組みを進めます。

実 績	① JTE24 名、NET21 名、府費外国語専科教員 9 名、市費外国語専科教員 3 名を配置。 ② 中学 3 年生で CEFR A1 レベル（英検 3 級）相当以上の取得及び相当以上の英語力を有していると思われる生徒の割合が上昇。＜62.1%（令和 4 年度は 55.3%）＞ ③ 関西外国語大学と連携し、「枚方英語村」及び「枚方英語村オンライン」を実施。
説 明	① 市内全小学校に JTE 又は外国語専科教員を配置し、英語の専門的な指導を通して、児童のコミュニケーション能力の育成を図りました。 ② 中学第 2・第 3 学年の生徒を対象に導入した英語学習アプリの活用により「聞く」「読む」「話す」「書く」の 4 技能をバランスよく育成することができました。 ③ 関西外国語大学と連携して外国の人と英語のみでコミュニケーションをする「枚方英語村」や、市内小学校と海外の小学校が交流する「枚方英語村オンライン」を開催しました。

重点的な取り組み：読書活動の推進

学校司書の配置により、児童・生徒の読書習慣の確立や情報活用力の育成など発達段階に応じた育成に向けて読書活動を推進します。

また、学校図書館の充実をめざし、司書教諭や学校司書を対象とした研修を行います。

実 績	① 全 19 中学校、及び 20 小学校に学校司書を継続配置。 ② 朝読、読み聞かせ、ビブリオバトル等の読書活動の実施、及び学校図書館オリエンテーションやレファレンス等を実施。 ③ 「学校図書館を活用した取組報告書」を作成し、ポータルサイトにて発信。
説 明	① 児童・生徒の読書活動を推進し、授業において課題解決や探究活動に取り組む力を育むため、全 19 中学校区、及び 20 小学校に学校司書を継続配置し、市立図書館と連携しながら、学校図書館の環境整備・有効活用に取り組みました。 ② 児童・生徒の読書習慣の確立に向けて、朝読は小学校 37 校、中学校 17 校、読み聞かせは小学校 42 校、中学校 1 校、ビブリオバトルは小学校 5 校、中学校 5 校が実施しました。また、授業においても全小・中学校が学校図書館を活用しました。 ③ 学校司書を配置した 20 小学校での学校図書館を活用した効果的な授業実践例を集め、「学校図書館を活用した取組報告書」を作成し、ポータルサイトにて発信しました。

重点的な取り組み：学校の働き方改革

学校が主体的に働き方改革の取り組みを進めるよう支援することで、学校教育の水準の向上をめざします。「笑顔の学校プロジェクト」参加校21校の具体的な好事例の発信・共有や、小学校における専科指導による担任の業務時間軽減等にかかる効果について共有します。

児童・生徒への効果的な教育活動を行うため、教員業務支援員を全21校に配置します。

中学校部活動の地域移行に向けては、保護者・学校・関係団体等で構成する協議会から意見聴取を行うとともに、一部の地域・部活動の試行実施・検証を行います。

これまでの教育活動の意義や内容を改めて見直し、新たな発想と工夫で、より子どもたちにとって有意義な取り組みが行われるよう、市教育委員会として、業務の整理や適正化を行っていきます。

実 績	① 令和5年4月より「笑顔の学校プロジェクト」として働き方改革を推進。 ② 教員業務支援員の配置。＜21名＞ ③ 小学校専科指導教員の配置。＜32名＞ ④ 枚方市中学校部活動の在り方懇話会等を開催し、中学校部活動の在り方を協議・検討。 ⑤ 市内3大学6クラブにおいて部活動地域連携を試行実施。＜14回＞
説 明	① 「笑顔の学校プロジェクト」とは、働き方改革を推進するプロジェクトで、立候補した各校の働き方の課題に対し取組んでおり、意欲的に取組が継続できる仕組みを構築しています。 「笑顔の学校プロジェクト」に参加21校が取り組み、学校間でも活発な意見交流などを進めました。メンタルヘルス対策についても研究し、ストレスチェックの受験率の向上につながりました。 ② 「笑顔の学校プロジェクト」参加校21校に教員業務支援員を配置しました。令和6年度は、全校配置に取り組みます。 ③ 小学校における外国語・理科・算数等の教科において、専科指導教員を28校で32名配置しました。 ④ 持続可能な中学校部活動の地域移行に係る本市独自の「(仮称) ひらかたモデル」の作成に向けて、枚方市中学校部活動の在り方懇話会における意見聴取及び庁内委員会における協議・検討を行いました。 ⑤ 市内3大学において試行実施し、参加者の満足度は96%でした。

重点的な取り組み：放課後の安全な居場所づくり

子どもの育ちへの支援と小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備として、「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する「総合型放課後事業」を令和5年4月から市立小学校44校（直営22校、委託22校）で実施し、平日、土曜日、三季休業期を通じて「放課後の安全な居場所づくり」に取り組みます。

新規に取り組む放課後オープンスクエアでは、自由にかつ自主的に創造力を働かせながら活動

できる児童の時間、安全に遊べる空間、同年齢だけでなく、異年齢の児童も含む仲間の3間の確保・充実に向け、学校敷地の 中に、放課後の遊びやさまざまな体験ができる環境づくりに取り組み、児童のたくましく生きるチカラを育みます。

実 績	① 市立小学校で、総合型放課後事業の実施。 ② 入退室管理システムの導入。 ③ おやつ代の公金化とおやつの一括調達。
説 明	① 令和5年度4月から、児童の放課後の安全な居場所づくりとして、「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する総合型放課後事業を市立小学校44校（直営22校、委託22校）で実施しました。 ② 総合型放課後事業の実施に合わせて、ICTを活用し、児童の入室時間や退室時間の管理や入退室時刻の保護者へのメール通知、欠席連絡や連絡帳入力等をシステムで行うことで、児童の安全対策や保護者の利便性の向上と職員の業務改善を図りました。 ③ これまで、保護者会の費用として児童会室職員がおやつ代を徴収し、各室でおやつを購入していたものを、紛失等の防止や業務の効率化の観点から、公金として市が徴収し、おやつについても一括調達を行うよう見直しを図りました。

重点的な取り組み：教育委員会事務局のDXの推進

教育委員会事務局におけるICTを活用した取り組みをさらに効果的・効率的なものにするため、ICTに特化した「横ぐしチーム」を立ち上げ、各課の職員の持つ知識やノウハウを共有し、課を超えて意見を出し合うことで、縦割りをつなぎ、協働する教育委員会事務局のDX化を推進します。

実 績	① 令和5年8月に「学校教育部 横ぐしチーム」の立ち上げ。 ② DX化の推進に向けた各課の取組の洗い出し、共有化及び検討。
説 明	① 学校教育部各課によるチーム員により、ICTに特化した「横ぐしチーム」を組織し、月1回ミーティングを行い、各課の視点で意見を出し合い、さらなるDX化に向けた話し合いを行いました。 ② 各課のDX化の取組を一覧としてまとめ、見える化を行うことで、課をこえて知識やノウハウの共有化を図るとともに、児童生徒用ダッシュボードの実装について他市の事例等を参考に検討しました。

令和5年度 (2023年度)	選挙管理委員会事務局の取り組み
<事務局長の方針・考え方> ①適正、円滑かつ効率的な選挙事務の管理執行 ②選挙啓発事業の推進	
<構成> 選挙管理委員会事務局	<主な担当事務> (1)選挙、国民審査及び国民投票の管理執行に関すること (2)選挙の啓発に関すること

重点的な取り組み：選挙の公正かつ適正な管理執行

令和5年度は、4月に執行する第20回統一地方選挙（大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙、枚方市議会議員選挙）をはじめ、枚方市長選挙を9月に執行する他、令和6年1月27日に任期満了を迎える氷室財産区議会議員選挙が予定されていることから、各部署及び関係機関と連携を図りながら計画的に業務を遂行するとともに、公職選挙法に基づき、公正かつ適正な選挙事務の管理執行に努めます。

実 績	① 選挙の公正かつ適正な執行。
説 明	① 4月執行の第20回統一地方選挙（大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙、枚方市議会議員選挙）及び9月執行の枚方市長選挙並びに、令和6年1月執行の氷室財産区議会議員選挙にあたっては、選挙期日に向け十分な事前準備を行い、各部署や関係機関と連携を図りながら、公正かつ適正な選挙事務を行いました。 また、投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難な方や苦手な方がスムーズに必要な支援を受けられるようにするため、新たに「投票支援カード」を導入し、投票環境の向上を図りました。 なお、氷室財産区議会議員選挙については、選挙執行に向けて準備を進めましたが、無投票当選となりました。

重点的な取り組み：政治や選挙への関心を高めてもらうための啓発事業の実施

特に若年層の投票率が低い状況にあることから、将来有権者となる児童や生徒に政治や選挙への関心を高めてもらうため、市内の小・中・高校に対して選挙に関する出前授業の活用を働きかけるとともに、選挙物品の貸出しを行っている旨の周知についても積極的に行います。また、生徒に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集するなど、教育委員会をはじめ関係機関と連携して啓発事業を実施することに加え、新たに有権者となった満18歳の方に対し、選挙啓発のはがきを発送し投票を促すなど、若年層を中心とした啓発事業を進めます。

その他、多くの方に政治や選挙に関心を持ってもらえるよう、機関紙白ばらの発行や白バラ講

座の開催など、枚方市明るい選挙推進協議会と協力し、啓発事業を実施します。

実 績	① 白バラ講座を実施。 <講座テーマ：「生きる力」、講師：笠井 信輔（フリーアナウンサー） 参加者：747 人> ② 明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集及び展示会等を実施。 <応募：451 点、入選：22 点、カレンダー配布：300 枚> ③ 選挙物品の貸出しを実施。 <貸出：中学校 4 校・高等支援学校 1 校> ④ 出前授業を実施。 <実施：小学校 3 校・中学校 4 校、参加：797 人> ⑤ 選挙時啓発を実施。 ⑥ 選挙啓発はがきを発送。<発送：3,317 通>
説 明	① 市民を対象に、幅広い教養と知識を身につけることにより市民の選挙意識を高めることを目的とした講座を実施しました。 ② 小・中学校の児童、生徒を対象に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集するとともに、入選作品を題材にしたカレンダーを作成して学校や関係機関に配布するなど、若年層に向けた啓発活動に取り組みました。 ③ 将来有権者となる児童・生徒に選挙を身近に感じてもらう機会を提供するため、市内の中・高校に対して選挙物品（投票箱・記載台など）の貸出しを行いました。 ④ 選挙権がない年齢から、選挙の知識・関心を深めてもらうことを目的に、選挙管理委員会の職員等が小・中学校に出向き、選挙の仕組みや意義、投票の仕方などについて講義を行うとともに、実際の選挙と同様に児童・生徒たちの身近なことがらをテーマにした模擬投票を実施しました。 ⑤ 選挙の執行時には、明るい選挙推進協議会と共同で、駅やショッピングセンター等においてポケットティッシュを配布するとともに、自治会等の協力のもと選挙啓発ポスターの掲示や選挙啓発のぼりの掲出等を行いました。 ⑥ 新たに有権者となった満 18 歳の方に対し、投票を促すための選挙啓発はがきを発送しました。

令和5年度
(2023年度)

監査委員事務局の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助
- ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進
- ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ

重点的な取り組み：各種監査の円滑な実施

監査委員は、枚方市監査基準（令和2年4月1日施行）を踏まえ、各種監査等を実施します。事務局は、監査委員によるこれらの監査等が円滑に実施できるよう努めます。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。報告を受けた監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て、市長、市議会等に提出、公表を行います。

住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

また、本市では、令和3年度より内部統制制度の運用を開始したことから、今後の制度の成熟度に鑑みて、監査委員監査のあり方や手法等について検討を行います。

実 績	① 定期監査については、年間監査計画に基づき、総合政策部、市駅周辺まち活性化部、総務部、上下水道局、市立ひらかた病院 事務局、教育機関（学校園）、都市整備部を対象に実施。 ② 随時監査のうち公の施設の指定管理者監査は、枚方市総合文化芸術センターの指定管理者である「アートシティひらかた共同事業体」を対象に、また、所管部署の観光にぎわい部文化生涯学習課を対象に実施。 ③ 工事監査については、土木部道路河川整備課が所管する「長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その3）」を対象に実施。 ④ 住民監査請求については、1件の監査を実施。 ⑤ 内部統制評価報告書提出会を実施。
説 明	① 意見・要望事項が58件ありました。 ② 指摘・改善事項が4件、意見・要望事項が2件ありました。 ③ 意見・要望事項が2件ありました。 ④ 監査結果は、棄却が1件でした。 ⑤ 7月13日に評価担当部署である総務部から令和4年度の内部統制評価報告書についての説明を受け、質疑及び意見交換を行いました。

重点的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に計数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認

を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部署への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

実 績	① 例月現金出納検査は、原則として毎月1回、各会計における前月分の現金の出納状況について検査を実施。 ② 決算審査等は、企業会計については6月26日から、一般会計・特別会計については7月11日から、健全化判断比率等については7月21日から、津田、氷室の各財産区会計については7月6日から、それぞれ実施。
説 明	② 枚方市監査委員から9月12日に決算審査意見書及び健全化判断比率等審査意見書を、11月10日に津田、氷室の両財産区会計決算審査意見書を市長へ提出しました。

重点的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部署のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

実 績	① 監査結果等については、速やかに市のホームページ掲載により公表。 ② 「オーディット・フォーラム」については、9月に令和4年度決算審査意見書の概要をまとめた29号を、年度末に令和5年度中に実施した定期監査等における指摘改善事項や意見要望事項を取りまとめた30号を発行し、事務改善の参考として活用するよう全部署に周知。
説 明	① 監査結果を速やかに公表して市民に対する説明責任を果たすことにより、市政への信頼確保につなげるよう努めました。 ② 監査対象部局以外の職場においても、監査結果で出た意見を参考にして、適正な事務執行が行われているかどうかの再確認を依頼するなど、市全体として事務の効率化や改善につながるよう努めました。

令和5年度 (2023年度)	農業委員会事務局の取り組み
<構成> 農業委員会事務局	<主な担当事務> (1) 農業委員会に関すること。 (2) 農地銀行に関すること。 (3) 農地台帳の整備に関すること。 (4) 農業者年金に関すること。 (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

重点的な取り組み：「地域計画」の策定に向けた「目標地図」の素案作成

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称変更され同法に位置付けられ、新たに「10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」などを明確化する必要があります。

農業委員会では、地域計画の策定に向けて、農地利用の意向に関するアンケートを実施し、農用地の保有及び利用状況などを勘案して「目標地図（10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する地図）」の素案作成に取り組めます。

実 績	① 今後の農業経営意向に関するアンケート調査及び集計による現況地図の作成。 ② 座談会の実施。
説 明	① 市街化調整区域内の農地で北河内農業協同組合の支店管内を単位とし、蹉跎、川越、山田、牧野、招提、津田、菅原、氷室（杉、穂谷、尊延寺）の10地区を対象に、アンケート調査及び集計分析を行い、現況地図を作成しました。 ② 地域計画策定に向けた地域関係者（農業委員、農協、水利団体、関係農家など）の座談会を蹉跎地区で実施しました。

重点的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における案件について、法令に基づく的確な審議を行うため、普段の調査・相談活動において、委員と事務局職員との一層の情報共有化を図るなど、円滑な運営に取り組めます。

また、委員改選後速やかに、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、農業委員会の制度や業務等についての研修会を実施します。

実 績	① 月1回農業委員会総会及び協議会を開催。 <3条：77件、4条：27件、5条：69件、18条：15件、その他：490件> ② 大阪府農業会議が大阪府農業委員会大会を開催。 <農業委員5名、推進委員4名> ③ 新任委員研修会を開催。<農業委員4名、推進委員4名>
------------	---

	④ 農業者年金制度の理解、促進。＜農業委員 12 名、推進委員 7 名＞
説 明	① 農業委員会総会における農地の権利移動や転用等の案件及び協議会における報告案件等について、委員等との調査・相談活動において情報の共有化を図り、法令等に基づき的確に審議を行いました。 ② 令和 5 年 10 月 25 日、大阪市において大阪府農業会議主催の大阪府農業委員会大会が開催され、9 名の委員（事務局 3 名）が参加しました。 ③ 農業委員等の改選に伴い、令和 5 年 7 月 20 日に新任委員研修会が開催され、8 名の新任委員が参加しました。 ④ 農業者年金加入推進に向けて、令和 6 年 2 月 9 日の委員協議会に大阪府農業会議から講師を招き、19 名の委員が説明を受けました。

重点的な取り組み：農地貸借の結び付けの強化と農地台帳管理システムの精度向上

ホームページに農地銀行の制度について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農委だより」を発行し、農地貸借希望台帳の周知・啓発を図り、農地の貸し手借り手のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。

また、的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努め、適正に各種データ等の補正を行うことにより、農地台帳管理システムの精度向上を図ります。

実 績	① 農地銀行によるマッチング。 ＜利用権設定面積：新規設定 13,595 m²、再設定 65,101 m²＞ ② 農地銀行制度の P R 及び農地貸借希望台帳の啓発・周知。 ＜農地貸借希望台帳登載件数：新規（貸し手）10,093 m²、（借り手）3 人＞ ＜農業委員会ホームページへ掲載：通年、「農委だより」の発行：1 回＞ ③ 最新の農地情報の把握とデータの補正。
説 明	① 枚方市が認定した新規就農者とのマッチングが成立した農地も含め、農地貸借希望台帳への登載農地について利用権が設定されました。今後も地域の実態に応じた活動を展開することにより、農地のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。 ② あらゆる機会を捉えて制度の啓発・周知を図るとともに、各種申請書等の様式については、今後も利用しやすい制度となるよう、随時見直しを行います。 ③ 毎月総会終了後、各種データの補正を行うとともに、農家からの情報や関係機関からの通知など、農地情報を把握した場合、速やかに各種データの補正を行いました。

令和5年度
(2023年度)

市議会事務局の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ① 本会議、委員会等の円滑な議事運営を期する。
- ② 市議会の行政監視機能等が十分に発揮できるよう、適正かつ迅速に対応する。
- ③ 庁内外の各種研修を積極的に活用するなど、人材育成に取り組むことで、事務局全体の機能強化を図る。

重点的な取り組み：本会議、委員会等の適正な運営

本会議、常任・特別委員会、委員協議会その他の会議の運営が公正・円滑・活発に行われるよう、きめ細かな調整と迅速な準備を進め、議会全体の更なる機能強化と活性化に取り組みます。

具体的には、通年議会を導入している本会議の運営をはじめ、所管事務調査等に取り組む常任委員会活動に積極的に関わるとともに、社会情勢やニーズに応じた効果的な議員研修を実施するため、先進事例や講師の情報などを集約し、議員の意向等を踏まえながら調査・研究を進めます。

なお、4月の市議会議員改選後の議会運営を円滑に進められるよう、全議員を対象とした議員総会のほか、新議員を対象とした説明会や研修会を速やかに実施します。

また、昨年度より編集・校正作業を行っている議会の運営根拠や先例等について掲載した、例規解説集（十訂版）を発行し、改選後の議員等へ配付します。

実 績	① 本会議等をはじめとする諸会議の実施。 ＜開会議会1回、定例会議会4回、緊急議会1回＞ ② 常任委員会で所管事務調査を実施。 ＜計6回＞ ③ 常任委員会で先進都市研修を実施。 ＜計8都市＞ ④ 議員研修会への参加。＜2回＞ ⑤ 例規解説集（十訂版）の発行。
説 明	① 開会議会、各定例会議会や緊急議会の本会議をはじめ、予算特別委員会、決算特別委員会や定例会議会前の委員協議会その他の会議を円滑に開催しました。 なお、閉会議会は開かれず、自然閉会となりました。 ② 総務常任委員会が「本市スポーツ施策の現状について」（計1回）を、教育子育て常任委員会が「不登校について」（計2回）及び「通級指導教室について」（計1回）を、市民福祉常任委員会が「認知症の取組について」（計1回）を、建設環境常任委員会が「公園の在り方について」（計1回）をテーマに所管事務調査（委員協議会形式）を行いました。また、教育子育て常任委員会では、こうした調査結果等を踏まえ、教育委員会へ不登校支援に係る意見一覧を提供しました（令和6年4月）。 ③ 4常任委員会において、5年ぶりに先進都市研修が全面実施され、計8都市へ委員が派遣されました。

	上記①から③について、円滑な運営が行われるよう、引き続き事務局としての確なサポートを行っていきます。 ④ 11月の大阪府市議会議長会主催の議員研修会「脳を知り、脳を育み、脳を鍛える」に30人の議員が参加しました。また、2月の河北市議会議長会主催の議員研修会「最近の水害の変化と防災」に27人の議員が参加しました。 ⑤ 議会の運営根拠や先例等を掲載した例規解説集（十訂版）を令和5年5月に発行しました。
--	---

重点的な取り組み：ICT化の推進

令和2年度からタブレット端末および文書共有会議システムを導入し、試行運用として会議資料や議員配付文書の電子化、その後も段階的に会議資料の電子化を推し進めることで更なるペーパーレス化に取り組み、令和4年3月定例月議会から本格運用に移行しました。

今年度においては、本格運用の検証に基づく課題整理を行いながら、ペーパーレス化による効率的な会議運営をさらに進めます。

また、令和5年12月に文書共有会議システムの賃貸借契約が満了を迎えるため、これまでの検証を行うとともに、次期システム導入に向けて選定作業に取り組みます。

さらに、昨年度にオンライン委員会を複数回開催したことを踏まえ、今年度においては、さらに円滑な運用が図れるよう、実施内容の課題整理に取り組みます。

また、ポストコロナを見据えた会議運営の在り方を検討していきます。

実 績	① オンラインによる一般質問実施に係る会議規則改正。 ② 一般質問の時間表示を実施する旨の確認。 ③ 文書共有会議システム賃貸借契約の更新。
説 明	① 議会改革懇話会での議論を受けて、オンラインによる一般質問の実施が可能となるよう、会議規則の整備を行いました。 ② 議会改革懇話会において、一般質問に係る時間表示を実施する方向性を確認しました。 ③ これまでの検証及び各会派等からの意見を踏まえ、次期システムの選定に取り組み、契約更新を行いました。

重点的な取り組み：大規模災害等発生時における活動支援の強化

地震や台風など大規模災害等発生時における、災害対策本部と連携し、議員の災害対策活動を支援するとともに、「市議会災害対策連絡会議」のオンライン形式での実施や、「緊急議会」などにおいて迅速かつ適切な対応ができるよう、枚方市議会業務継続計画（BCP）の発動を前提とした安否確認訓練、災害時避難行動訓練の実施や想定される議案の調査・研究に努め、対応行動の習得を図ります。

実 績	① 議場における災害時対応行動訓練を実施。 ② 災害対策連絡会議訓練の実施。
------------	--

説 明	① 令和５年６月２９日に、議場における災害時対応行動訓練として、議員及び出席理事者を対象に、本会議中に地震が発生した場合を想定し、議場及び庁舎が停電する中、緊急地震速報メール等の効果音も活用し、本会議を休憩して身を守る行動を実践するほか、避難経路を確保の上で、議場からの避難、誘導までの行動を確認しました。 今後も、枚方市議会業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、災害時の対応行動が取れるよう十分な習得を図ります。 ② 令和６年１月１２日に、市議会議員の安否確認を行う災害対策連絡会議訓練を実施しました。地震と水害の複合災害を想定した市の災害対策本部訓練に合わせ、市役所に参集できない場合を想定し、オンライン形式により、議長の指揮のもと、各派代表者との情報共有を行い、その後、対面により、訓練の振り返りや今後の訓練方法等の協議を行いました。 今後も、発災時において速やかに安否確認や情報共有が行えるよう、定期的に訓練を実施し、議会及び議員等が迅速かつ適切に災害対応を行えるよう努めます。
-------------------	--

重点的な取り組み：市民にわかりやすい情報発信

議会活動に関する情報発信については、現在実施している以下の手法を継続して行います。

- 枚方市議会報、点字議会報及び声の議会報の発行
- 一般質問・代表質問及び議案審議のインターネットによる生中継と、録画映像の配信
- 会議録の発行及びインターネット上における会議録検索システムの運用
- ホームページやツイッターによる情報発信（会議日程、審議結果等）など

令和３年度議会改革懇話会最終報告書の内容を踏まえ、昨年６月よりホームページに議案書や委員協議会等の資料を掲載する取り組みを開始したところですが、今後は、市民ニーズを踏まえた分かりやすい情報発信として、本市の手話通訳等に関する取り組みにも注視しながら、本会議場での字幕表示による情報発信ツールの調査・研究を進めます。

また、議会報については、市民に親しみを持って読んでもらうことを狙いとして、読者からいただいた感想や意見を基に、実現可能なものは積極的に紙面に取り入れており、今後も掲載内容の改革について検討を進めていきます。

昨年度に新企画として取り組んだ市議会議員が出演するプロモーション動画についても、企画内容等の充実を図るなど、より幅広い世代に議会に親しんでもらうツールとして作成に取り組んでいます。

実 績	① 市民ニーズを反映した議会報の発行。 ② プロモーション動画の制作。
説 明	① 議会報に掲載する質疑等について、記事構成を発言の時系列に沿うよう変更したことで、より分かりやすい紙面となりました。 ② 改選期に合わせ、議員の人となりが見えやすい議員全員の自己紹介動画を

	制作しました。また、市長の所信表明に対する会派等の意見を伝える動画も制作しました。 市民の意見を踏まえた議会報の紙面改革や上記②等の情報発信の取組が評価され、地方自治体の議会、首長、市民等による地域の民主主義向上に資する取組を表彰するマニフェスト大賞において、優秀躍進賞を受賞しました。今後も議会報の紙面改革に努めるとともに、プロモーション動画の制作にも精力的に取り組めます。
--	--